

先申聞休息所へ一同退散候事。

大原とあるは、大原三位重徳のこと、同人は當時薩藩の意見を代表する、云はば薩藩の傀儡なれば、固より素直に幕府の請願を許容あらせらるゝ、様なる意見を開陳す可き筈は無いのだ。

大原派遺
治定

然所へ一(一橋慶喜)より在京之藩士を被召、御聞取可然旨言上、仍而其通に被_レ行候事、今曉大原應對中、薩州より建白、要文は藩士共行向、退帆いたさせ可申、御沙汰候様之願也、仍而大原を添可遣哉など先治定之事。

薩摩は大原によりて、自藩の力もて、外人應接の任に當らんとし、一橋は諸藩士を召集して、衆議によりて、勅許問題を解決せんとす、朝廷では一應薩議を容れられたる次第は、前記によりて分明だ。

一 予(朝彦親王)、一(一橋慶喜)へ申聞候に、大原を被下候、此旨承知可致申聞、承知之事。

一應慶喜
に命ずる

一 大原下阪之義、御請申居候處、何分一(一橋慶喜)へ一應被命、御斷申上候上

の要

ならでは、朝廷御念之足らざる所、他見に見受候故(以下文句を缺く)。

此れにて見れば、大原を下阪せしめ、外人と談判の衝に當らしむべき朝議は、一橋は別段反對せざるも、將た大原當人は固より承知したるも、順序としては其事を一橋當人に命せられ、一橋が之を辭退したる後に於て、大原に命せられて然る可しとの議論が出て來りたるものと想はるゝ。

一同尤と答候事。

大原下阪
困難

此れにて大原下阪の事は、自然沙汰止みとならねばならぬものと察せらるゝ。

一 肥後守(松平容保)、壹岐守(小笠原長行)等子に乞_レ面會、仍而令_レ面會候處、何分御免相願度旨申、且大原に薩を附、應對に被_レ爲遣候事、誠不宜、吳々も此儀御斷申上度旨申す、仍而予答、今曉迄に諸藩士召ても申候へばまだしも、只今と相成、其儀六ヶ敷旨答候事、二度令_レ面會候事。

此間の経緯は、只だ想像に一任す、但だ如何に松平容保や、小笠原長行等が、此間に斡旋する所あつたか、察せらるゝ。

諸藩士召

一 召之諸藩士追々參り、衆議論兩役且一會、桑、小笠原等立合承、尤借假建に於也、薩は退帆爲致可申旨見込尋之處、無策之由、其餘は都而三港御免、是迄條約替候方可然旨返答候事。

薩士非藏人口に至る

一 可被爲許之書取、内府(近衛忠房)尤今曉來、薩人非藏人口へ、四五人、内府より招置候由、右邊にて打合宜旨返答に仍而、先治定誠に不立朝憲義、深恐々入候事。

當時内大臣近衛忠房は薩藩士を非藏人口に招き寄せ、又た勅諭の草案等も出來て居たるものと察せらる。

一 於御前右之別紙、衆議之所、一同々意、一(橋慶喜)へ打合に相成所不承知、昨夜來言上候通御免之御沙汰同度旨、且段々時刻も移り候故、早々御返答被仰出候様押願候旨言上、内府從御前退不敬也、尤酉之上刻頃也。

近衛内府は一人午後六時頃御前を退去したるものと察せらる。

一 午頃一會、桑、小笠原等一統に乞面會、仍而令對面所、左に、

一以下流涙言上

一 一以下押而爲皇國に御免相願候旨、流涙言上候事。

一 御前退散後、常陸宮(山階宮是親王)、一條、關白等、御模様恐入候次第、可致如何哉と相談之處へ、以勅書一以下願通、御免方可然旨、關白予兩人名前にて賜八景間一統敬承、仍兩役にも拜見一同承伏之旨申出、仍而一同御請申上候事、幕より願之通と治定候事、文言左に、

條約許容

條約之儀

御許容被爲、在候間、至當之處置可致事。

大樹え別紙之通被仰出候に付ては、是迄條約面品々不都合之廉有之、不應敬慮候に付、新に取調、相伺可申、諸藩衆評之上、御取極可相成事、兵庫之儀は被止候事。

右通被仰出、御治定戌刻頃也(午後八時ごろ)。右府以下退出、關白予兩人四つ半頃(午後十一時)退出候事。

一 内府昨夜來實に不存朝憲、段甚不埒、可惡可惡、急度後日勘考之事。

内府不存朝憲

以上によりて、如何に朝議が動搖したる乎、而して所謂る條約勅許が容易の事
で無かつた乎、而して其の勅許の出で來りたるは、最後の結著まで押し詰めた
る後であつた乎が判知る。

第六章 條約勅許を廻る薩藩の運動

【三五】 事件の渦中に於ける薩藩の運動 (一)

西郷の運
動

外人攝海闖入に際し、隱然一敵國の看を做したる薩藩は、如何なる働らきを爲
し、如何なる役目を努めたる乎。當時上國には西郷吉之助、大久保一藏あり、彼等
は飽迄賢明なる列侯會同によりて、此の問題及び刻下の大問題たる對長藩事
件を措置せんと欲し、その爲め兩人協議の上、西郷は坂本龍馬を伴ひ、九月二十
六日大阪より胡蝶丸に搭じ、十月四日鹿兒島に著し、久光父子に事情を告げ、久
光の上京を促がしたが、偶々十月十四日外艦攝海を去るの報に接し、久光の上
京を止め、西郷は小松帶刀と與に、兵を率ゐて上京の途に就き二十五日著京し
た。

大久保福
井に赴く

大久保は九月二十四日京都を發し、二十七日福井に著し、直ちに松平春嶽に進

謁し、大いに説く所あつた。大久保日記に曰く、

九月廿四日

一 晝後京都出立、同廿七日晝越前福井え著、中根え一封遣候處、直様村田已三郎入來云々論判、則夜登城いたし候様御案内有之、則罷出候處、大藏大輔様(松平春嶽)拜謁被仰付候、來る朔日御上坂、大樹公御機嫌御伺之名目にて、閣老え御質問之上、御盡力、若不請付候はゞ、其上御時宜にて、御趣意御決し(以下略文)。

とあり、

九月廿九日

一 夜半福井出立、十月三日京著、

とあれば、彼は略ぼ遊説の目的を達して歸京したる事が判知る。然るに大久保歸京して見れば、形勢は急轉直下してゐる。それは將軍家茂が、將軍職を一橋慶喜に譲り、自己は東歸するとのことだ。

大久保歸京後の形

内府へ参

十月四日

一 内府公(近衛忠房)え参殿之處、二條公(關白)御書参り、今朝一橋乗切りにて歸京、今未明大樹伏見著、一會(二橋會津)面會、今日二條城え著之處に治定仕候付而、御安心御届申上ると之御趣に御座候。依而今日御参りは、酉刻(午後六時)に可被成と之趣、暮時分より御一同御参、一會、桑、小笠原等也。

朝廷徹夜評議

一 今晚徹夜之御評議也。

今夜半内府公(近衛忠房)より周旋方可罷出と之事にて、藤井兄弟(藤井良節、井上石見)御所え罷出候處、幕府より申立之趣、既に七日迄之期日も相迫候間、今晚中御決答被下度、異人申立之次第は、第一是迄之條約を改而、勅許之條約に仕度と之趣に付、何れ願意通不被仰付候ては、兵端を開くと申張候間、其通被許度、左候へば、兵庫開港之義は、如何様共申聞可仕、無左候得ば、終に焦土と可罷成、第一一橋より頻りに暴威を以申張候由、賢侯御召、來會之上、不拔之國是、御定御決議可相成段、段々御議論相成候得共、言上通勅許不相成候得ば、寸歩

も退き不申と申上、中々微力之朝廷にて、御踏答六ヶ敷、内府公にも必死之御はまりにて御盡力被爲、在候へ共、勅使之義も不被行、終に三港條約之勅許相成候由に御座候。

大久保の底意

以上は大久保の日記に認めたる所。此れにては如何に彼が此間に於て、暗中飛躍したる乎の事情を、十分に曲盡し難きも、彼が内大臣近衛忠房を透して、賢侯召集論を主張せしめたることは、此れにて判知る。固より彼は幕府をも、此の賢侯會同に加入せしめて、天下の公義を聲さんとの意見でなく、寧ろ幕府を除外し、此の賢侯會同の力を以て、幕府を引ずり廻さんとの底意であつたものと察せらるる。それは何故なれば、當時大久保は業に既に幕府には見切りを付けてゐたからだ。されば彼の賢侯會同は、幕府と共に與にと云はんよりは、寧ろ幕府に對して、然かす可しとのつもりであつたものと察せらるる。要するに西郷、大久保の眼中には、當時は最早幕府は無かつたものだ。

【三六】 事件の渦中に於ける薩藩の運動 (二)

大久保西郷宛狀

更らに今一層立ち入りたる消息は、大久保一藏が、十月七日付、京都より在鹿兒島の西郷吉之助、養田傳兵衛に與へたる一書に詳である。

御兩殿様益御機嫌克被爲遊、御座恐悅御同慶奉存候。擬御當地之形勢も、先月廿七日以來種々變遷、實不容易形行之事に而、去る三日已前之處は、町便等より御問合相成通に御坐候。小子にも越行被仰付(參照三五)、去る三日歸京、其後之形行、左之通りに御座候。

以下は時日を追うて、其の事件の大要を記してゐる。

一 三日

將軍辭表提出

尾張玄同公上京、二條家え參殿、大樹公征夷大將軍辭表差出相成候由、其大趣意は、戊午(安政五年)以來不容易多難之世體にて、精々盡力仕候得共、元來不肖之私不堪其任、尤勅命之趣一々奉戴も不相調、實に恐入次第、逆も奉職難仕候

に付、慶喜事天下之事務に通じ、人望歸向の人物に候間、相續爲仕度と之趣に候由、外に通其趣は當今宇内之形勢相變じ、鎖國之義不可行候へば、是非開港ならでは難相濟と之事態詳悉書記し、依而今般異人言上之趣御許容被爲在度、無左候へば、皇國も是限りにて、實々御安危此時に候と認有之候由、(參照 二六)

以上は將軍の辭表及び別紙に就ての大意。

將軍東下
沮止

右二條公御覽被爲在、御應對中に、今朝大樹公急に大阪發途伏見一泊にて東下いたし候と之趣相達、一會、桑、玄同公、早々出立にて東下を止、上洛を進候と之趣にて、俄に右之次第にて、御所邊大に混雜し、種々異評等申觸候。

將軍東歸の一件、及びそれを抑止する次第。

朝廷評議

今晚殿下(二條關白)初御一同參内にて御評議も有之、何分此度之儀不容易譯にて、不憚朝廷振舞と、大かた御憤り相成、内府公(近衛忠房)、正三卿(正親町三條實愛)御論には、願意通東下爲致可然と御申立相成候へども、殿尹之所、例之通

御異論も有之、當夜は御前評議にも不及、御退散之由。

此れは將軍が朝廷よりの御暇をも賜らざるに、届け放しにて東歸するなど、無禮の至りと憤慨し、寧ろ此際は勝手に東歸せしめよとの意見を、吐いたる人々の在つたことを陳べたるもの、殿尹之處例之通とあるは、二條關白と、尹宮とが、相ひ結托して、佐幕論を主張せらるゝとの意味だ。

一 四日

將軍入京
決定

内府公え參殿之處、二條公より御書御到來、其趣、今朝一橋乗切にて歸京、御届申出候は、今未明大樹伏見え著、則一會共に面會、存意申入候處、上京にて二條城に今日著之治定仕候と之趣に候間、此段早々爲御知被成と之趣にて、今日酉刻より追々御參、一會、桑、小笠原等も參内、(參照 三五)

此れは大久保が近衛邸參候の際、如上の報告に接したので。

内府役助
を求む

一 今夜半、内府公より、周旋方え可罷出御沙汰之由にて、御所より申來、藤井宮内、井上大和、非藏人え罷出候處、内府公御逢にて、今晚之御評議別而御配慮

被遊候、異人申立之處、兵庫開港は、第二三にて、三港勅許之開港にいたし度と之趣意にて、朝議之處、諸侯御召之上、公議を以て、不朽之處置被召付度、依而來會迄之時日遷延之應接いたし候様、御論判相成候へども、一橋邊より申上候は、中々左様之應接いたし候而も、承服いたし候夷情に無之、則兵端を開き候へば、忽ち皇國焦土と相成、不可謂之御至難、相迫候義と申上、速も遷延之應接は出來不申と差究、一橋よりも申上。

以上は近衛忠房が、薩藩士藤井井上兩人を御所に召して、當夜評定の概略を語りて、薩藩の援助を求めたるもの、惟ふに一橋と近衛との太刀打では、到底近衛は其の敵手では無かつたのだ。

【三七】 事件の渦中に於ける薩藩の運動 (三)

近衛御沙汰の事柄

大久保の西郷、養田に與へたる書簡は、以下に續いてゐる。

内府公(近衛忠房)も十分御議論も被成、必死御振はまり之事候へ共、右次第にて不及御力候付、薩藩より應接之處、御請合にて、言上之意有之間敷哉之旨、御沙汰に付、委曲奉畏、當坐私共より取究難申上候に付、重役共え申聞、何分可申上、御返詞申上候と之趣にて、兩人歸參候間。

此れは近衛から御所へ、召致せられたる薩藩士藤井井上の兄弟が、近衛との問答の次第。

薩藩内評意見

尙吟味之上、兼て内評も致置候事故、左之通。

兵庫開港、三港勅許之儀、不容易、皇國之御重事に而、輕率に御許容相成候ては、天下之人心不居合、皇威相廢候御場合付、有名侯伯御召之上、天下之公議を以、御評決相成、右來會時迄、時日遷延之爲、應接朝廷より可然御方様御差向相成、薩藩え隨行被仰付候はゞ、盡死力十分差はまり、十に八九は遂成功度奉存候事。

以上は薩藩の意見として、豫じめ内議を極め措きたるもの、乃ち賢侯會同の上評決す可しとは、其の眼目だ。

右意見探用

右口上の代りに相認め、井上大和御所え持參、内府公(近衛忠房)え差上候處、則御評議相成、大略御治定、大原卿え勅使被仰付候筋に相決候間、追付薩藩え御當可相成、早々用意いたし候様、御沙汰に候段、翌五日(慶應元年十月)早天大和罷歸申出。

此の如く一時は朝議も薩藩の意見通りに相成り、時間延引の談判の爲め、大原重徳が、勅使に仰せ付けらるゝことになつた。

大久保大原に演説

佐二右衛門殿、小子隨從之筋に相決居候處、小子内府公より被召候段、御所より申來、早々罷出候處、大原殿え御逢申上、趣意申上込候様と之御事にて、大略演説いたし候處。

此の如く岩下佐二右衛門、大久保一藏が、大原の隨從と相極まり、大久保は近衛の召に應じて御所に赴き、大原へ面會して、薩藩建議の次第を陳述す可しとの

ことにて、其通りにした。

大原決心

別而之御決心にて、只今殿下より、御内達拜誦いたし、第一貴藩より建言之由候間、萬端御頼被成候。

此れは大原が大久保に語りしところ、此れにて見れば大原勅使の一件は、一應相極まり、當人へ其の御沙汰もあらせられたることが判知る、殿下とあるは、固より二條關白の事にて、此事は關白も尹宮も御同意であつたことと察せらるる。

異論起る

併少々亦異論相起候哉にて、折角御評議中と被察候間、追付御決定可相成候間、夫迄相待候様御沙汰にて、七つ後(午後四時過)迄奉待候處、内府公御下りにて、逆も相行候丈に無之、只今一橋え御激論に被及實に強情に申張、此儀御許容不相成候ては、寸歩も退席不仕と申募、若此儀御許容にて奉迫候諸藩も御座候はゞ、私處置を加可申と迄申上、逆も致方無之勢にて、乍御残念三港條約丈は御許容相成候筋御内定相成候との御事にて。

尹宮御隠計

此事は朝彦親王御日記と對照すれば自から分明だ。(參照 三三、三四)
尤尹宮之御隠計共有之、無致方御勢之事に被伺申候。

一橋強硬

薩藩側では、薩藩建議の齟齬を以て、尹宮の陰謀と認めた。

此上は諸侯御召且兵庫開港之處御動き無之處、第一に可有御座段、屹度申上、退出いたし、大原卿にも、一橋え手強く御激論に相成、終に箇様之大事件、前以及言上候はゞ、諸藩御召にも相成、篤と可被盡衆議候處、昨夜に相成申出、則御決答被下度と申儀難心得段、御詰問に相成候處、一橋申上候は、是は私一人之重罪に候間、如何様共、嚴罰を可蒙と、居丈高に成て申上候仕儀に御座候由、要するに薩藩の建議は、内にしては尹宮、外にしては一橋の爲めに、成るに垂んとして破れた。

【三八】 事件の渦中に於ける薩藩の運動 (四)

大久保は尙ほ左の情報を書き加へてゐる。

傳奏の存慮御尋

一 五日朝(慶應元年十月)傳奏より周旋方就御用向、内田仲之助罷出候處、異船一條付、存慮御尋と申事。

一 大樹公より之辭表、去る四日御下渡相成候由。

一 異船一條、幕府より言上之書面、且朝廷より御達書別紙二通之通りに御座候。(參照 三〇—三四)

一 五日晚遽に伏見より大砲小銃京師え相運び、騒動いたし候由。

一 阿部豊後守、松前伊豆守官位被召上、在所蟄居、朝廷より被仰出、於幕府退役申付候由、大坂御立とは申事候へ共、彌之義相分不申、井上(大和守長秋)實否探索之賦に候間、何分可申上候。

一 旗下之士、大に一會、桑え不平を抱候段、第一兩閣老御處置之義、朝廷より

旗本の士の不平

御沙汰には候へ共、一橋より言上之上、釀成候事と相察、大樹公東下、辭表等之一件も、番頭より諸士惣名代にて、御止り相成候様言上、若御許容不被爲、在候はゞ、橋府元突掛り候とて、混雜も有之由。

此の一件に付ては、續再夢紀事にも左の記事がある。

十月二日大阪にて、幕府より大樹公明三日大阪を發し、東歸せらるべき旨を達せらる。此日幕臣室賀出羽守、旗下兩番士の惣代として登營し、溜詰某侯を以て、今度還御あるべしと仰せ出されし台旨は、兩番士一同了解する事能はず。萬一いよゝゝ還御在らせられ、今度一橋殿の命に服すべしなど仰出されても、兩番士は、別に決心する所あれば、其仰出されには、決して隨ひがたしと申立しに、大樹公さる意見あらば、闇老を経て申出べしとありし故、室賀更に松平周防殿に對面して、其意を申立しが、防州殿別に決心する所ありとは、如何なる事を爲さんとの決心なりやと尋ねられしに、室賀兩番士一同は、一命を抛ち、一橋邸に討入るの覺悟なりと答へたりとぞ。斯て周防守殿より此由

一橋公打
入の決心

を言上せられしに、大樹公暗に喜悅の色を顯はされたるよし。

此れは正しく大久保書簡中の前の一節の注脚とするに足る。

春引還

一 越老公去る朝日愈御發駕相成候所、二日今津驛より御引返相成候由。但御留守居伊藤友四郎昨日參り、引合候は、御風邪氣にて御引返相成候へども、實は長州御處置一條而已にて、御出懸相成候處、段々其後變態に相成、御當地之混雜に相成、幕府内輪之處崩立候に付ては、旁御趣意も有之、一應御引返、御召にても發候へば、則御出相成、先度小子罷越候節、段々御約束も有之、大坂にて彼是御引合可被遊思召之處、右之次第に付申入置候様、昨日毛受鹿之助到著いたし候間參り候と之事に御坐候、委曲井上え申含置候。

折角大久保が福井まで出掛け、松平春嶽との打合も、時局の急變にて中止となつた。

轉變無究

右は昨今御當地概略之形行にて、不容易次第に付、委事之御左右言上之爲、井上大和守被差立候に付、自然之事件態と省略いたし候。去月廿七日以來、一橋

下坂、兩閣老之顛覆、井上主水正條約取返、引續尾玄同、上京、大樹公辭表、突然東下、一會、桑差留方として奔走、終に去る五日迄之始末、轉變無究、古今未曾有之次第に御座候。其所由虚實何れに有るをしらず、恐らくは橋府之隱計に出候も難圖、内輪之處、累卵之危に御座候。至難之御時節と罷成、御互に憤懣に不堪、次第に御座候。御勘考を以、宜舖言上御頼申上候。以上。

十月七日

大久保一藏

西郷吉之助様

箕田傳兵衛様

尙々桂(久武)大夫え、乍憚本文形行被仰上被下度、是非御決斷被成下候様、御傳被下候様、吳々奉願上候。

慶喜精疑
さる

全く本文の通り、轉變無究、古今未曾有之次第と云うたのも、必らずしも誇張の言ではなかつた。但だ、恐らくは橋府之隱計に出候も難圖の語に至りては、如何に當時一橋慶喜が、幕府からも、薩藩からも痛くなき腹を探られつつあつたか

が察せられ、窃に同情に禁へない次第である。

條約勅許の次第

九月十七日防長御處置御奏聞、且爲御暇乞、大君御上京、同日英佛蘭米四ヶ國公使兵庫海へ入港、廿一日御參内。廿三日御下阪。廿五日夕黃門公俄に御下阪。兵庫應接難事に付、大君御直書到來に依て也。廿七日夕御歸京。廿九日大君外國模様御奏聞として御上格可有之所、御振合相變じ、十月朔日尾州玄同公御名代御奏聞として御上京、大君御辭職、且外國條約御許容御願書持參。同日黃門公伏見驛へ御出迎、玄同公へ御逢、即夜御引返し、右前夕御參内にて阪地形勢御申上、朝廷御遊鱗にて、阿部松前兩閣老官位被召止候旨被御出。十月二日朝於阪地、右兩人へ被御渡。同日大君御辭職、且黃門公へ御政務御讓之旨請向へ御觸。同夕、明三日御發駕、東海道筋御通行御車歸之旨御觸。三日午刻御發駕、四日曉天伏見驛へ御著、黃門公及會津桑名兩侯前夕より伏見に於て御侍請。四日午刻同所御發駕、御入京、黃門公會桑二侯は御先きえ御歸京、直に御參内、情態御奏聞。五日條約御許容之旨朝命有之、大君二條へ御滯城、十日御政務御輔翼之儀、黃門公へ御沙汰。廿七日大君御參内。十一月三日御下阪。六日大目附永井主水正、御日付戸川鉦三郎、松野孫八郎、藤州へ出張。(原忠成日記)

第七章 幕吏の談判

【三九】 英國公使パークスとの問答

判外人談

三港勅許の顛末は、幕府側、朝廷側及び薩藩側の各方面から觀察したる通りだ〔參照三〇一三八〕。此れより更らに對外人の談判に就て觀察するであらう。

松平宗秀
兵庫に赴

外人等に十日間の日延を承諾せしめたる次第は、既記の通りだ〔參照二一三三〕。扱も十月七日松平伯耆守宗秀は、外國奉行山口駿河守と與に、順動丸に乗りて、大阪より兵庫に赴かんとする折しも、小蒸汽に乗りて來る者がある。それは英國の通譯官シーボルトだ。彼は駿河守を見て曰く、本日は約束の期日なれば、老中の來るを待ち、各國の艦船何れも蒸汽を焚き、大阪に來り、其の約束の實行を迫らんとしつゝある。故に來りて其旨を告ぐるのだと、駿河守曰く、阿部豊後守が、今日を約しながら來らざるは、當人故ありて其職を罷められたるが故だ、さ

れば閣老の一人松平伯耆守が之に代りて、兵庫に赴き、公使に談せんとする所だと。

佛人カシ
ヨシに會

シーボルト曰く、兵庫開港の儀は如何と、駿河守曰く、此儀は兵庫に到着の上語るであらうと、シーボルトも其の旨を領して還つた、駿河守は豫ねて幕府と因縁淺からざる佛國公使に事情を明かして諮るに若かずと考へ居たるに、順動丸の兵庫に入るや、佛國通譯官メルメット・カシヨンは急ぎ來りて本日約束實行の事を問ふ、駿河守曰く到底六ヶ敷い、貴國公使の周旋を俟たざる以上は、手の著く可き様もなし、阿部閣老は既に罷められ、松平伯耆守之に代り來つたが、彼は外交には經驗無ければ、或は事を破らんことを虞る、何とか此際救解の勞を執られたしと、カシヨンも亦た之を聞いて心配の顔を做した。

パークス
に面會

扱も松平伯耆守等は先づ英艦に至り、英國公使パークスと面會した、公使は伯耆守を客室に延き、先づ問うて曰く、阿部閣老は何故に來らざる乎、伯耆守曰く、先日職を罷められた、小笠原壹岐守は如何、病氣である、公使曰く松平周防守は

勅許通告

如何、事務繁忙の爲めに來ることが出来なかつた、此に於てパークスは冷笑して曰く、舊識の閣老皆な來らず、單り貴官の來られたるは、何とも合點が參らぬ事だと、此れもパークスとしては、相當の不審であらう。

パークス
激怒

伯耆守は右手に勅書を捧げ、之を朗讀し、且つ曰く、朝廷の命令此の如し、故に大將軍は予をして貴公使に通せしむ、頼に領承あれと、シーボルト傍より駿河守に、勅書の字句を質問して、パークスに通譯したところ、パークスは忽ち面色を變じ、拳を擧げて案を叩き、口角沫を飛ばし、非常なる見幕もて申す様、今日に當り、條約許容とは何事である、大英國と日本とは、前年既に締約してゐるではない乎、(按ずるに此の一句果してパークスの口より出でたる乎、頗る疑問である、但だ七年史の所記によりて、姑く之を掲げて置く) 又兵庫開港を止むとは、條約違背である、貴官等勅書と稱して、尊重せらるゝを見れば、天子は將軍よりも重き權威の御方であらう、されば我等は直ちに其の重き權威の御方に就て談判す可ければ、速かに其の方面に案内せられよ、且又た此れが眞に日本の天皇の勅書ならば、

印璽を捺す可きであるが、此れは一片普通の書付である。徒らに予等を嘯す莫れ。予は今ま艦長に命じ、即時京都に到るであらう。就ては貴官も同行せられよと、方さに起つて屏後に入らんとした。

山口駿河守釋明

折しも山口駿河守は、パークスを引き留めて曰く、勅書を貴公使に示したるは、此れ懇親を表する所以だ。將軍は條約を履行せん爲めに、上京して、親しく世界の事情を説くも、禁中の思召は、容易に動かす可からず。然も將軍の意は、更らに幾回の解説を累ねて、其の目的を達す可く努力しつゝあり。又た此書に捺印なきは、此れ我國の慣例である。然も此の勅書は、天皇より將軍に授け玉ひしものなれば、本來貴公使に示す可きものではない。然るに之を示したるは、敢て他心なきを表したる所以である。此れより佛國公使に赴き、重ねて貴艦を訪ふであらうと釋明し、慰諭したれば、パークスも色漸く和ぎ、それから佛國公使ロツシユを訪うた。

〔四〇〕 佛國公使の調停

ロツシユの態度

佛國公使ロツシユ——當時一般にロセスと呼ぶ——の態度は、當初から英國公使パークスとは、相違した。ロツシユは從容松平伯耆守に告げて曰く、貴官とは生面なれば、先づ事情を舊識の山口氏に質す可しとて、其の來意を質した。山口駿河守は、即今國內艱難の事情を説き、且つ曰く、條約の時期に先ち、兵庫開港を迫らるゝは、貴公使の眞意ではあるまじ。此れは英國公使の首唱と承る。英國公使は、恒に政府以外の人士と交通し、種々其の人々の所説を信じ、爲めに我國の紛亂を醸出せんとする傾向がある。希くは貴公使予が言を明察ありて、兵庫開港は江戸に於て相談せられよ。惟ふに先期開港の一件は、四大國の本國政府の命令ではなく、英國公使の發議を自餘の諸公使が賛成せられたるものと信ず。果して此の通りであれば、萬一憤然入京し、その爲めに彼我國難を發生する如きあらば、貴國和親の意は、全く破壊せらるゝであらう。希くは熟慮あれと。

山口駿河守ロツシユを説く

カシヨンは極めて流暢に之を通譯した。

山口懇請

ロツシユは默然良久くして曰く、貴説尤であるけれども英國公使はとても承知すまじ。彼は常に日本の天皇に進謁せんことを期してゐる。今ま予一人貴諭を承諾したとて、事實に於ては、何の效もあるまいと。駿河守曰く、貴公使既に諒とせらるゝならば、貴公使の口より、英國公使を説諭せられよ。假令日本政府の所説を信せざるも、その説が、貴公使の口より出づるに於ては、よもや之を拒否するなかる可しと。山口駿河守は斯く佛國公使に懇請した。

佛使一策

ところが佛國公使は忽ち手を拍つて曰く、此に一策がある。今ま老中連署の書面もて、國事多端、此地に於て、審議を盡し難し。兵庫開港の事、將軍に於ては、固より異議無し。右の一件は在江戸水野和泉守に委任すれば、速に江戸に赴いて談判ありたし。京都の天皇には、外國の事情を審かに陳述す可しと認められよ。然らば予は其の書面を證として、今夜各國公使に説き、明日拔錨して横濱に回航せしめ、以て一時の急を濟ふであらうと。

書簡作製

斯くて松平伯耆守、山口駿河守は共に翔鶴丸に歸りて、其の書面を起草した。然るに松平伯耆守は、同僚の連署が必要とならば、先づ其の承諾を得ねばならぬと言ひ張つた。山口駿河守は、今より(兵庫)京都に往復せば、明日に及ぶも尙ほ難からむ。加ふるに英國公使に再訪の約あれば、寸間をも惜しむ可きだ。若し明日に延引せば、各艦大阪に抵り、淀川を遡らば、悔ゆとも及ばず。貴官今日始めて外交に干係せらるゝなれば、貴官一名の書面では、外國公使は決して信用して受理せぬであらう。貴官若し予が所説を採用なくば、予は貴官の附添を辭するか。貴官一人にて貴心の儘に取り計らはれよと、苦言強説したから、伯耆守も今は詮方なく之に同意した。此に於て山口駿河守は、右筆北角某に命じ、書翰を作らしめ、閣老松平伯耆守、松平周防守、小笠原壹岐守の名及び花押を記入し、之を佛國公使に渡した。

外艦退去
決定

佛國公使は之を携へて、山口駿河守と與に、英艦に赴き、兩公使對談する少時にして、米蘭二艦を訪ひ、共に佛艦に歸る。ロツシユ駿河守を顧みて、頻に好結果な

りと呼んだから、駿河守は、其勞を謝したところ、公使曰く、各艦明夕を以て拔錨し、四國より九州海岸を過ぎて、横濱に歸るであらう。貴官等此事を將軍に申し、水野氏盡力の命令を乞ふ可しと、斯くて山口駿河守は、翔鶴丸に還りて、伯耆守に報じたところ、伯耆守は、駿河守に各艦の退去を見届けて還る可しと命じ、自身は大阪に歸つた。此の如くして各國公使の京都直接訪問、天皇進謁の示威運動は、漸く中止せられた。(以上の事實は、専ら七年史に據る)

【四一】山口駿河守の後日譚(一)

山口の苦心

尙ほ専ら外使と折衝の任に當りたる山口泉處(駿河守)の後日譚がある。事後時日を経たる事なれば、或は記憶の誤りあるかも知れぬが、大體に於ては、間違無きことであらう。

慶應元年でした。兵庫へ外國船が這入て來たのを、私大目付兼外國奉行で、大阪へ行て、直に命を蒙りて、彼を喰留るには、隨分骨が折れました。會津其外の藩には、惱されましたよ。勅命に従て、弊藩が受持て、夷人を斬るといふのです。京都からは打攘へといふ、やれば騒動が出来る。中々苦勞でした。外國人に歸れといつても、中々歸らない。彼の時日は忘れましたが、今でも夢に見るやうです。

全く内外から挟み撃ちと云ふ姿だ。對手側にも困つたが、會津の如き熱心なる味方にも困つた。

阿部御免

老中の阿部豊後守といふ人に、是非否やの決答をしてくれろといふのでした。其時豊後守は、なアニ己が腹を切れば済むから、決答する覺悟だといひました。が、愈となつて豊後守は、御免となりました。所が前代未聞の事で、禁中から老中の免職を申て來たのです。(中略)

此れは幕吏の立場から見れば、全く晴天の霹靂であつた。

兵庫大阪
不許可

將軍家は御上京し、攘夷の取消になる様に奏上がある、私(山口)は、大阪に止まつて居ましたが、日限が切迫して来て、耐りませぬから、京都へ往かふと思ひまして、淀川船に乗って往きました。松浦(日付)といふ人が、馬に乗つて來た、何所へ行くといふから、京都へ往かうとおもうが、貴君は何處へ往くのだと申すと、昨夜勅諭が下りたから、大阪の老中松平伯耆守並貴君方へ、寫しを持って行くのだと申しましたから、それではといふので、河邊の茅屋に這入て拜見しますと、兵庫、大阪は許さぬといふのです。これではゆかぬ。兵庫、大阪まで許すといふのでなければ、逆も届かぬと申たら、松浦は、私にさう仰たとて駄目ですと申した。

駄目と駄目との鉢合せだ。

外船に赴く

大阪の留守居番は、松平伯耆殿ですが、愚圖ノノしてゐると、夷人は端船で上陸し、直に京都へ出るといふ事だから、何しろ私共では届かぬから、小笠原壹岐殿はどうしたといふと、不快だといふ。そんなことをいつてゐる場合では

ない。出て貰はなければ困るといつて、そんな問答をしてゐた所が、追々夜が明るし、駄目だから、それから大阪へ引歸つて、外國船は天保山沖に居り升、此方の船に乗て出ました。別に成算があるではない。只だ外人をして上京せざらしめんが爲めに骨を折るまでだ。

シーボルトと會見

何でも外國人の足を捕へても、上陸を止めやうとおもひまして、シーボルトといふ和語の出来る人が、英國船に居たですから、シーボルトに遇うた所が、御老中は誰が來ると問ひました。御老中は誰が來るか知りませぬから、小笠原壹岐守が來るだらうといふので、確かにもいはず、曖昧なことを申して置きました。

此れによれば、山口駿河守と、松平伯耆守とは、互ひに申合せて出掛けたのではなく、個々別々に出掛けたのだ。

すると向ふから、赤い船に鎗を押立て來たから、誰が來たらう、小笠原が來れ

松平宗秀に會す

ば宜いがおもつて居ました。小笠原が来れば、どうか應接も出来やうが、他の人では六ヶ敷と心配して、望遠鏡で見ますと、松平伯耆守だから、しまつた。何であんな人を出したのだらうといつたが、仕方がない。

此處に田邊太一は著語して曰く、此の談話にて、當時小笠原閣老が、外國人に信ありしを見るに足れりと、少くとも小笠原長行ならば、一人前の談判は出来た。但だ尋常一様の閣老で、然も外人應接に經驗無きものが、突如として其衝に當らんことは、如何にも覺束なき次第であつたらう。

〔四二〕 山口駿河守の後日譚 (二)

宗秀一切
不案内

其中に船が近附ましたから、端船を出して、此方の船へ乗移りましたから、貴君は今度の事情を、委細御承知の上で御出でになりましたかといふと、私は

小笠原來
らず

存じませぬ、貴君方に御尋ね申してと、京都の同列から申越したといふので、これは落膽しましたナ。

此れは山口が、松平伯耆守の返事を聞いて、自から云うたのだ。

小笠原はどうしたといふと、不快で來られぬから、拙者に出ろといつて來たといふのです。

此れは松平伯耆守の返答、此事に就て、田邊太一は、左の如く解説してゐる。

此事皮相を以てすれば、小笠原閣老は、難を人に譲りて、其衝に當るを避けたるものゝごとく、平生に似合ざるが如き觀ありと雖も、當時の勢、最初にこれに當らんには、また阿部閣老の二の舞たらざるを得ず、故に一時これを松平閣老に委して、其の成行を見、萬一彌切迫して、各國公使上陸し、直に京都に押上らんとするに及べば、斷然身を挺して、これに處せんとの意ありしものならんと察せらる。

と、如何にも小笠原壹岐守其人に取りては、絶好の辯護説である。

山口松平
問答

といはれた。そして兩人（山口と赤松左京）が能心得てゐるからと云ふのです。困りましたヨ、私（山口）に附て居た御目付は、赤松左京といふ人です。左様です。私等は事情を知て居ますが、貴君方が、今日何とか決著なさつて答がなければ、約束通り京都へ往て仕舞ひます。京都へゆかれては、事が六ヶしくなるかと申すと、それは困つた。然うで御座るか、此の勅諭では全く注文違ひで、兵庫も大阪も條約通り開くといふのでなければゆかぬのです。松平は、どうか取計ひはあるまいかと、彼是手間取て居ります中に。

以上は山口と松平との問答だ。

英本船に
至る

英船の方でも、今に誰か來るといふので待てゐたのですから、松平伯耆守の乗て來た船を見付て、シーボルトが、又た端船でやつて來ました。御老中が來たかと問ますから、來たと申ました。全體本船は兵庫にゐるのですが、一艘此方へ來て居たのです。本船へ早くといふのですから、仕方がないので、松平伯耆守に隨て本船に往りました。

パークス
と會談

此の如く松平伯耆守、山口駿河守等は、英艦に赴いた。乗移つた時の體裁が、かしい。パークスがいふには、今日は決答の日であるに、何故阿部豊後守は來ぬか。同人は退役させた。大切の老中を、此場で退役させるとは、かしい。退役とは嘘だらうと申しました。種々事情あることを申しましたら、それは第二として、兵庫、大阪の事は、どうだと申しました。それに就て、大君も京都に出られまして、盡力があつたが、結局がかうだといつて、寫を示しました所が。

以上はパークスと、松平、山口等との問答だ。

パークス
大に怒る

パークスが、大變怒つて、眞赤になつてしまひました。とゞこんなものは、ベケだといつて、それを松平に對して、擲り付ました。そうしてぐる／＼客座のまわりを歩いて、手が附られませぬ。自分は勝手に仕ますといつて居升。如何にもパークス其人の態度を、活描し出した。

山口パークス
を詰る

私は外國人の腹を立に早いことは、度々出遭て知つてゐますから、今に疲れ

たら、椅子に掛るだらうと思つて暫く無言でゐました。彼は十二三遍もくるくるまわつて、椅子へ腰を掛ましたから、私(山口)は成程貴君(パークス)の怒るのも尤だが、我國の老中が出て來たのだから、無禮を咎める譯でもないが、さういふ失禮をするのは、兩國の交際上に於て如何なものか、私の方から使節がいつて、そんなことをしたらどうすると申して、論を横道に持つて往ました。其答には詰つたのです。

パークス
慣用手段

果して山口が此の通りにパークスを詰つた乎、其邊の事は、何とも保證の限りでないが、兎も角もパークスの態度は、全く上記の通りであつたものと察せらるゝ。彼は此の手段で、屢ば支那人を恫喝し來つたから、その慣用手段を、日本にも用ひた。併し當人自身が激怒し易き性質であつたことも、計上せねばならぬ。

【四三】 山口駿河守の後日譚 (三)

佛船に赴く

山口は尙ほパークスに向つて、左の如く語つた。

それから段々内國の事情もあり、斯く／＼のことになつてゐるから、これはこの儘にして、吾々が歸つて、大君へさういつて、猶京都へ建白して、どうでもする手段がありませう。まづ怒るのはつまらぬと、種々申したが、話が纏まりませぬ。こゝで御同様にぐづ／＼いつてゐた所が仕方がない。悪いことは謝すとして、まづ事の早く運ぶのが肝要だから、それにまた佛國公使の船へもゆかなければならず、亞米利加へもゆかなければならぬ。日が暮れて仕舞かると申すと、パークスは、それではマー、佛蘭西の船へ往つて御出なさいといふので、それから伯耆守(松平宗秀)を伴ふて、佛蘭西の船へ往き。

此の如き経緯を経て、佛船に赴いた。扱て其の模様は如何。

仲裁を依頼

レオン・ロセスに遇て、その書記官カシヨンを通辯として、一應挨拶仕ますと、

公使が大分英船で暇がとれましたなといふ。イヤどうも英船では酷い目に遇た。これ／＼だと申したら、さうでせう、彼奴は酷い人物です。虚假威しですといふ。私(山口)はよくロセスに話して、逆もこの事情では仕方がないから、其儘で濟ふとは思はぬが、何しろ京都がこんな鹽梅で、會藩などは外人を斬るといふので始末がつかない。こゝを一つ酌取て、貴君が仲裁をして、取計つてくれることは出来まいかと頼みました。

惟ふに佛國公使は、斯くある可しと待構へてゐたかも知れない。

策
ロセスの

するとロセスは、宜敷御座ります。私が引受ませうといつて、暫く考へてゐましたが、御老中連印で、兵庫も大阪も開く、後日必ず開くといふことを書てくれ。それを持って取計ませうといふのですから。

此れが當坐の急を濟ふ一策だ。

伯耆守に相談しますと、拙者一名ならよいが、老中連印となると、皆一應話をしなければ、謀判のやうなものになるからといふのです。

此れは伯耆守としては、一應尤のことである。

私(山口)は成程御尤です併謀判をする位に御奮發なさるか、パークスがあの通り怒つてゐますから、事を敗るか二つ一の場合です。

山口としては、恐らくは斯く云ふの他はあるまい。

私(山口)は、こゝでなんとかせむでは、到底駄目だと思ひます。貴君の御考次第ですと申したら。

山口としては、斯く押し詰むるの他は無かつたであらう。

伯耆守もこれは大事件ぢやナといはれました。詰り謀判をして貴君と私が罪を蒙ればよろしいのです。定めて重罪に處せられませうと申ました。それで暫く考へて居られるから、御歸京があつたら、私(山口)が無理にこゝにいふことをさせたといふと申したら。

此處まで押し詰めたら、伯耆守も最早往生せねばならぬ。

伯耆守も、無理に御手前(山口)にさせられたといふては、拙者の顔がたゞぬと

山口の責
任引受

いふのでした。しかし仕方が無いから、書せることになつた。
愈よ山口の意見通りになつた。

老中書狀
成る

所が老中方の花押が知れませぬ。然るに伯耆守に隨行の御祐筆に問合せる
と、兼て老中方の花押は、寫して持つて居るといふから、私(山口)が鼻紙に下書
をして、御祐筆にかゝせ、小笠原壹岐守、松平伯耆守、松平周防守と連名にして
其文段は此度斯いふ勅諭が下つたけれども、將軍の主意は、各國と條約を結
んだ以上は、精々京都へも建白し、何れ吾等が受合て、大阪も、兵庫も開くとい
ふ様なことでした。

此れにて一切の仕組は出來た。

外船引拂

それを持って、ロセスが出掛て、私(山口)は證人としてロセスにつれてゆかれま
した。モウ日は暮れて仕まいます。船は一同烟を上げて、大阪の方へゆく支度を
して居ます。ロセスはそれでパークスと話を初めました。何だか詞は分りま
せぬが、餘程永い議論で、それからこれでよいと云うことになり、各國各通に

山口の氣
轉

して呉れといひます。その通りに書せ、今度は私一人自身で行ました。漸く落
著して、横濱へ引取るといふことになりました。けれどもまだ安心は出來ま
せんから、各國の船の引拂ふまで、見張つてゐました。
以上山口駿河守の後日譚が、尤も當時危急の事情を、描寫して眞に逼るものが
ある。何れにしても、ロツシユの居中調停と、山口の氣轉とが、此場の破綻を彌縫
し得たのだ。それにしても、當時の外交なるものが、如何に憐れなものであつた
か、判知る。

第八章 英國使節の見たる勅許

【四四】 英國公使パークスの報告(一)

パークス
報告書

眼を轉じて外國公使側の立場から觀察せんに、英國公使パークスは、當時の英國外務大臣ラッセル卿 (Lord John Russell) に、一八六五年十一月十七日付(西曆)にて報告したる一書の大意は、左の通りだ。

大阪沖投
錨

十月一日に聯合艦隊は、横濱を發して、四日に此の投錨地に到達した。それは大阪に到る河口から約十二哩の地點だ。次日英國の砲艦と、佛國の小蒸汽船とより、銘々の代表者を派遣して、我等の到着を、大君の宰相に報告し、併せて會商の準備を爲さしめた。予はマクドナルドとシーボルト兩氏を派遣した。而してマクドナルド氏は、同時に合衆國代理公使の代表者をも兼ねた。河口は端舟の外は湖上に困難であつた。彼等は河口の堡壘に上陸し、地役人から

小笠原
壹岐守來艦

鄭重に應接せられた。やがて御老中の一人、小笠原壹岐守は、彼等の到着を聞いて來り會した。壹岐守は直ちに御老中は外國諸公使と會商す可き旨を答へた。但だ外事に堪能なる者は、只今三十五哩を隔てたる京都へ、大君と與に赴いて、當地には不在の旨を告げた。

此れは九月十五日將軍大阪を發し、二十一日參朝、二十三日大阪歸著の間の事を云うたのだ。乃ち事實にて、假托ではない。

會見日約
定

されば外事堪能の一人である阿部豊後守をして、諸公使に會見せしむ可く招還するであらう。而してその會見は來る九日、兵庫の船中に於てす可き旨を約した。

會見延期

然るに九日となりて、二人の大阪奉行は出で來りて申すには、阿部豊後守は、大君が天皇 (Mikado) に拜謁の用務を辨ず可く、京都滞在を必須として、その爲めに思ひ掛けなき違約を餘儀なくせしめたることを、熱心に陳謝し、重ねて十二日を會見の日と定めんことを申出た。予 (パークス) は此の陳謝を受容

阿部豊後
來艦

れ、且つ彼等に向つて、京都に於ても、今回の會商を好首尾ならしむ可く氣を付けられんことを告げ、且つ十二日以前に會見せんことを答へた。彼等はその旨を京都に通達す可く約した。

パークスは、決して抜け目は無かつた。一步は一步より緊切に迫り來つた。

十一日の朝、阿部豊後守は、大阪から來た。而して最初に予及び合衆國と阿蘭陀の代表と、キング提督 (Admiral King) の旗艦にて會見し、次に佛國公使と、其艦にて會見することとなつた。

以下は會見の次第だ。

パークス
失望

英國政府の企圖 (按ずるに兵庫を即時に開港すれば、下關償金未拂金は解除する一件等) を明白に開陳し、緊切に其の注意を促がした。然るに彼の語る所によれば、聊か失望に堪へざるものがあつた。それは一八六四年十月、大君の宰相等が、外國公使等に約束したる、天皇の條約勅許を得ることを實行する爲には、此の一個年は、殆んど何等の進歩も無かつた。形勢は殆んど昨年 of 儘であ

る。されば此際兵庫、大阪の開港などは、異議猛烈、到底思ひも寄らぬとのことであつた。

然も阿部豊後守は申す様、異論を調停するに、種々の手段を盡し、今や攘夷派の大名も、積極的の反對運動を中止したれば、此際若し條約勅許を得るに到らば、外交親和の上に於ける一切の妨害は、消解するであらうと、恐らくは阿部豊後守は、斯く語つたものであらう。

阿部再會
見延期

翌日重ねて會見の約束ありしに拘らず、豊後守は人をして云はしめて曰く、此の重要問題に就ては、一切の顛末を、大君及び同僚に回報し、更らに稟議の必要を認められたから、それを済ましたる上、改めて來る十四日に會見するであらうと。

此れは故らに違約したのではあるまい。全く阿部豊後守としては、その手續きを取る必要があつた爲めであらう。幕吏も不甲斐無かつたが、外國公使等も、其の弱味に附け込み、附け入ることには、油斷も用捨も無かつた。

【四五】 英國公使パークスの報告 (二)

パークスの外相ラッセル卿への報告書は、以下尙ほつゞく。

立花田澤
來る

扱て約束の當日となりて、若年寄立花出雲守(原文には和泉守とある)と、大目付田澤對馬守が大阪から來りて、來る可き筈の阿部豊後守は病氣であるから、其の代理として罷り越したと云うた。兩人の語る所によれば、評議は凝らされた。將軍も愈よ條約勅許が必須であることを認識した。此の爲めに自分が相談を纏むるには、時日を必要とするが故に、當日(原註 會見の日、即ち十四日)から十五日間、滞在を願ひたしと、立花は外國諸公使に持ち掛けた。我等は先づ十日間ならば、承知する旨を答へた。此の期間に於て、我等は大君の手裡に幾許の程度まで、權力が残存する乎、將たその權力を大君が日本政府と帝國の名によりて締結したる條約の實行に、幾許の程度に發揮す可き乎を知ることを得るを期待した。

示威運動
の效果

以下は大いに聯合艦隊の示威運動の效能を開陳してゐる。

本來強迫の爲めでもなく、將た威嚇の爲めでもなかつたが、兎も角も堂々たる海軍が、大阪附近に出現したることは、少くとも從來條約に反對したる徒黨に對して、該條約締結の諸國は、いざとならば、之を實行せしめ得る手段を有することを覺省せしむるの効能があつた、而して事後から觀察すれば、若し此際聯合艦隊が出現しなかつたならば、到底大君をして天皇 (Mikado) へ向つて熱烈なる諫争と辯疏とをもて、條約問題や、外交事件に就て、公武合體を實現し得ることは覺束なかつたことと、予は確信する。

以下は更らにパークスより外相ラッセル卿へ當てたる西曆一八六五年十一月二十八日付書翰の節譯だ。

阿部松前
罷免

十九日に至りて、兵庫には面白からぬ報告が傳へられた。そは京都の形勢一變し、大君の宰相にして其の外政の重大なる翊贊者たる阿部豊後守と松前伊豆守とが、天皇 (Mikado) の命にて罷められたと云ふ一件だ。

大阪市民
激昂

此の報告を確かむ可く、予は翌朝シーボルトを、而して佛國公使ロツシユ (Roches) は、カシヨンを、大阪に派遣した是迄三回ほど、我等の士官が大阪に入ることに、異議が申し立てられ、川の入口にある堡壘若しくは市街の外にある家屋を選擇して、會見所とした、此際は更らに一層大阪に入ることを拒まれた、それは市中の人心が激昂してゐるからとの申譯であつたが、シーボルトの所見によれば、若干の事實が、その通りであつた様だ、乃ち武裝したる諸ろの舟が、河中を往來し、且つ外人護衛の人員も、従前に比して頗る多く、且つ如何にも緊張して、打ち融けたる風情が無かつた、但し二老中の罷免は事實であることを確め、且つ大君が多く兵員を率ゐて伏見に向け出した事を知るを得た。

山口來る

斯くて山口駿河守が到着した、彼はシーボルト、及びカシヨンの齎らし來れる書簡を受取る役目を申し付けられたとのことであつた、然るに兩人は六時間も無駄に抑留せられ、而して其の歸る途中に於て、使者が追ひ付き、やが

片影外人
の眼に映
ず

て山口駿河守が、兵庫に出掛け、諸外國代表者に面會す可き旨を告げた。當時朝廷よりして、阿部豊後守松前伊豆守の罷黜の御沙汰は、全く一石を池中に投じたるものであつた。其の大阪に於ける將軍及び其の周邊が、此の前代未聞の一事に就て、倉皇、狼狽憤懣、激昂したる状態ひ見る可しだ。而して其の片影の幾分が、シーボルトやカシヨンの眼にも映じたものであらう。六時間の抑留も、故意でも、悪意でもあるまい。内輪の相談や其他の都合によつたものであらう。

【四六】 英國公使パークスの報告 (三)

山口パークス
の會見

以下は阿部豊後守、松前伊豆守兩人老中罷免後の事件に入る。

翌朝十一月二十一日、山口駿河守及び二人の日本官吏は旗艦に於て、予(パークス)及び

パークス
の意見書
提出

クス)及びポルスブロク (Polshrook)、ポートマン (Portman) の二氏と與に會見した。山口は曰く、自分は阿部豊後守及び松前伊豆守が、天皇の命によりて、老中を罷められ、且つ其の守 (Kamii) なる位階を剝奪せられたる事を諸外國代表者へ通告す可く、老中より派遣せられた。

上記の事情によりて、予及び同僚は、直ちに大君に向つて、意見書を提出し、我等の要望に對し、其の緊切なる注意を促がし、而して條約の實行に就ては、天皇と將軍との一致の大切なる所以を開示す可く考慮し、二十二日の朝之を發送し、翌早朝京都に滞在中の將軍の許に到達した。而して此の意見書中には、來る廿四日は、我等が兵庫に碇泊して、決答を待つ可く、十日間の猶豫を約束したる最終の期限である旨をも將軍に警告し置いた。

以下は松平伯耆守、山口駿河守等と、談判の要旨に入る。

廿四日の午後大阪から汽船が到着した。それには松平伯耆守、山口駿河守及び其の屬僚を搭じ來り、直ちに外國代表者と會見が開始せられた。伯耆守は

談判要旨

開港償金
交換問題

直に天皇 (Mikado) が條約に同意を與へられたることを告げた。予 (パークス) は、恒に日本の老中等の前に提示した。それは倫敦條約に於て、英國政府は、若し日本が其の開港延期の爲めに取り極めたる條件を實行せざるに於ては、何時たりとも、兵庫及び其他の開港を要求するを得る一事である。同時に予は尤も熱心に此上は一切延期には承知が出来ない。而して如何なる事情あるも、二個年以内には開港せねばならぬ旨を告げ、而して若し彼等がその以前に開港するならば、下關償金の未渡金二百萬弗は、帳消しとなる可き旨を告げた。

英國政府は、償金よりも寧ろ即時開港を好んだ。されば償金を以て開港の交換問題とする事は、英國政府のパークスに與へたる訓令の一であつた。

日本償金
支拂を欲す

伯耆守曰く、償金は支拂う用意が出来てゐる。此れは甚だ困難ではあるが、即時に大阪、兵庫を開くに同意するよりも、斷然此の困難を冒して、支拂する。彼は我等に向つて、第二回支拂分、即ち九月限り (陽曆十月十八日) 支拂う可き金

額は既に用意が出来、何時でも外國代表者が、江戸に來りて受取ることを待つてゐる。而して殘餘の四回も、各々その期限を誤らぬであらうと答へた。此の如く英國は償金よりも開港、日本では開港よりも償金と、相互に其の欲する所が喰ひ違つた。それ程外人は兵庫開港に熱心であり、それ程日本に於ては兵庫開港が難題であつた。

關稅改正
問題

關稅改正の件に就ては、伯耆守は、大君政府 (幕府) は、五分税を一般基準としての提議に同意し、江戸に於て、御老中の一人水野和泉守が、其の談判委員となりて、商議せらるゝであらうと言明した。

宣旨提示

會見の際に、伯耆守は、條約を允許する天皇の宣旨を提示した。此の宣旨を外國代表者に通告し、且つ日本全國に布達する文式に付ては、彼是評議の上、一決し、廿五日の朝、天皇の宣旨及び文書は、それぞれ各國公使に手交せられた。惟ふにパークスは、果して朝幕の間に、如何なる經緯がありて、所謂條約勅許なるものが出来つた乎を知つてゐた乎、或は殆んど全く之を知らなかつた。

報告書の
應り

乎、そは何れにもせよ、其の報告書には、何等語る所は無い。試みに本文と山口駿河守の談話（參照四一—四三）とを對照すれば、パークス其人が、とても同一の人とは思はれない。乃ち本國の長官に對する彼と、日本の代表者に對する彼とは、全く別人の看をなしてゐる。

【四七】 英國公使、パークスの報告 (四)

談判の結果

條約勅許に關する文書を受取つて、談判は終結した。

談判の結果は、天皇 (Mikado) によりて、條約の批准若しくは嘉納したる事、關稅改正に同意したる事、一八六四年十月の議定書によりて支拂はる可き償金は、期限通りに實行せらる可き事等を贏ち得たることである。日本の老中等が直ちに兵庫開港の代りに、償金を期限通り支拂ふ可しとの文句は、倫敦

兵庫開港
問題の重

條約の厲行即ち二年後若しくは其の以前に、兵庫開港の爲めに、新たなる保障を與へたものである。予は兵庫及び大阪を即時に開港せしむ可く、餘力を剩さなかつたけれども、償金を支拂う乎、即時に開港する乎の選擇の權は、大君の政府に存し、而して彼等は償金を支拂うて、開港を後にすることに、何等遲疑する所無つた。

此れにて見れば、英國政府は、償金よりも、兵庫、大阪の開港を期待し、慾望したるものが判知る。而して如何に兵庫開港が、外人等に取りて重要な大問題であつたか、判知る。同時に又た日本に於ても、異りたる意味に於て、重大なる問題であつた。

條約勅許
の償値

天皇 (Mikado) が條約を批准せられたることは、外人及び其の貿易の爲めには、非常なる便宜を來す可く期待せらるゝ。此れが爲めに我等の位地は全然確定した。而して大君及び日本に來れる外人に對して、從來攻撃を加へつゝ、あつた大名等の重なる口實は取り去られた。彼等が今後尙ほ大君に反對せ

んとせば、新たに他の理由を見出さねばならぬ、外人と貿易との問題は、最早彼等に大君反對の口實を假すことは不可能となつた。

されば予は天皇 (Mikado) の條約批准は、即時に兵庫を開港するよりも、寧ろ多大の價值ある讓與であつたことを疑はない。

パークスは此の如く條約勅許が、即時の兵庫開港よりも——攘夷論者の口實を奪ひ、開國派の立場を堅確にし、外人も愈よ青天白日、日本に滞在し、日本と貿易するを得しめたる等、凡有る效能を陳べ立て——價值ある所以を本國政府の上長官に申告した。

將軍舉兵
入京

要するに下關の一撃は、今回の目的を達するには、不十分であつた、長州の砲壘が、聯合艦隊に破壊せられたる以後、大君は阿部豊後守を京都に特派して、條約勅許を請はしめた、然も遂ひに無効に畢つた、今回は大君自から群僚と鮮からざる兵を率ゐて入京し、同時に聯合艦隊が大阪灣に出現した、大君は内憂外患の板挟みとなつた、一方には長州の内亂あり、他方には外國

艦隊運動
の效果

艦隊が、眼前に迫るあり、而して外國艦隊の大阪灣に出現したる一事は、大君をして外交問題を處理するに、其力を用ふ可き機會を與へた、若し是れなかりせば、大君はとても勅許を得ることは出来なかつたであらう。

艦隊を動かすことは、如何にそれが平和の目的を到達する爲めとは云へ、重大の責任である、然も予は尊長官の訓令を實行する爲めに、此の重大なる責任を取ることが遲疑する能はなかつた、而して若し此事微りせば、到底上記の效果を擧ぐることは能はなかつたであらう。

外交勝利
の原因

當時の外務大臣ラッセル卿は、彼の同僚若くは長官であつたパーマー・ストーン卿に比すれば、高壓外交を好まぬ政治家であつた、さればパークスも其邊の事情は篤と心得てゐるものにて、故らに平和的示威運動の已む可からざる所以を辯疏し、釋明してゐる、然も彼は中心よりして、艦隊の威力が、尤も其の外交勝利の原因と云はずんば、動機であつたことを確信してゐた。

【四八】サトウの側面觀 (一)

サトウの
記録

パークスの報告書以外、當時通譯官として此の事件に關係したるサトウ (Sir Ernest Satow) の記事がある。餘りに重複する嫌ひはあるも、當時如何に外人側では、此の事件を取扱ひ、且つ如何なる觀察を做したる乎を知るには、極めて重要な文書なれば、姑らく其の大意を摘録するであらう。

批准發案
者

パークスは七月初旬に横濱に到着し、代理公使ウインチェスター (Winchester) は上海に赴き領事に任せられた。長崎を経由する際、パークスは既に大名の代理人から、内亂が遠からず發生するであらう。それは幕府顛覆の爲めであるとのことを聞知してゐた。パークスは既に九月に於て、大君の老中等に向つて、天皇 (Mikado) の批准を得んと欲する旨を語つた。けれども此の發意者はウインチェスターであつた。彼は蚤くも四月に於て英國政府に向て、天皇の條約贊同の書付を得る事、及び下關償金の部分的免除の代りに、輸入

パークス
の企圖

税を一切從價五分税に減額する事を申送つた。そは大君の老中等が、約束通りに四季五十萬弗宛の支拂は、とても出來ないと言明したからであつた。更に溯りて云へば、前の公使アルコック (Sir Rutherford Alcock) は、下關砲撃の後、殆んど直ちに天皇の條約批准の必須なる所以を力説した。而して外相ラッセル卿 (Lord Russell) は之を承認し、直ちに阿蘭陀、佛蘭西、北米合衆國の政府に通牒し、且つ其旨を日本にも申送つた。それが十月下旬(太陽曆)にパークスの手許に到達した。

此の如く其の發案者はパークスではなく、彼は只だ其の實行者であることを示してゐる。

パークスは時機を逸せず、其の同僚たる各國の諸公使と協議し、彼等一同、艦隊を率ゐ、大阪に赴き、大君の老中等と直接談判せんとするの企圖を提議した。

聯合艦隊
編成

佛國公使は當初開港の代りに、未拂償金を帳消とすることに反對した。けれ

ども本國政府の訓令に接して以來は、英國公使の意見に一致した。合衆國代理公使と阿蘭陀の政務官とは、固よりパークスの指導に従うた。阿蘭陀の政務官は、パークス衣兜中の物であつた。合衆國の代表者も、從來の如く、故らに歐洲君主國と歩調を殊にしたる矯飾の態度の一半を、今は抛ち去つてゐた。此の如くして四箇國公使の聯合は出來、前年下關砲撃の際ほど仰山では無かつたが、然も堂々たる聯合艦隊は編成せられた。英艦四隻、プリンセス・ローヤル (Princess Royal) は、七十三門の大砲を据へ、提督キング (George Vincent King) の旗艦であつた。佛艦三隻、和蘭一隻。

此の如く一切の指導者はパークスであつたことを語る。

開港要求

風説によれば、諸公使は天皇の條約批准、輸入税の減額以外に、一八六六年一月一日から、大阪及び兵庫の開港を要求することであつた。本來一八五八年の條約によれば、大阪及び兵庫の開港は、一八六三年一月一日からだ。然るに諸外國は一八六二年に、諸事整頓の爲めに、五個年延期を承

最後通牒
評判

諾した。然るに今や四個國は、下關償金未拂三分二の帳消しの代りに、延期の時間の終るを待たず、直ちに開港せんことを要求した。而して兩者何れを取るかは、大君の意向如何にあるのみだ。

然るに其の内情を知らざるものは、何等の代償無しに、外國公使等は、藪から棒に、兵庫、大阪の即時開港を迫り、最後の通牒を、將軍に突き付けんとするもの、如くに評判した。

此の評判は日本側ばかりでなく、艦隊乗組の士官なども、斯く信じてゐたものもあつたことは、サトウ其人の所説の口吻によりても、之を察することが出来る。

六野來訪

江戸に居残りたる老中水野和泉守は、此事を聞き大に驚き、若年寄酒井飛騨守を伴ひ、パークスを訪問し、之を思ひ止らしめんと努めた。從來老中が親しく外國公使館を訪うたるは、此れが始めであつた。之を見ても如何に此の企圖が重大なる危機を齎らし來りたるかを知ることが出来る。

けれども水野も酒井も、とても彼等の力にて、喰ひ止むることの出来ないことは、自から諦めたと見えて、彼等は遂に外使等が兵庫到着の上、其の措置の間違ひ無からん様若干の助言を與へたることを以て満足して去つた。

【四九】 サトウの側面觀 (二)

艦隊の行

サトウは、艦隊の横濱發航以來の事を左の如く語りてゐる。

我等は十一月一日出帆し、悠々と沿岸を航して四日の午前八時に和泉海峡（紀淡海峡？）を過ぎた。大砲には彈丸を裝ひ、兵員はそれぞれ戦闘準備の列に就いたが、由良砲壘では、何等我等の通航を妨ぐる模様も見えなかつたから、やがて常態に復した。十一時半には、淀川の川口なる低地にある大阪が見えた。平野は遠く連りて、大阪灣を取り圍む山は、遙かに視野の没する遠きに位

艦隊碇繋

した。大君の居城は、市街の奥に聳えたる高層であつた爲めに、容易に之を識別することが出来た。

聯合艦隊は單縱形をなして、プリンセス・ロイヤル (Princess Royal) を先頭として、漸次に兵庫の方向へ回轉し、一時半には、何れも指定せられたる位置に碇繋した。

それからサトウは、佛國の通譯官カシヨン、英國通譯官シーボルト等と共に、大阪に赴き、其の川口に於て、日本の官吏と會見したる事を叙し、更らに左の如く語りてゐる。

艦員上陸

午後に各艦の船員は、何れも上陸を許され、士官等も亦た當時外人には未知國である方面を探險す可く出掛けた。予（サトウ）も亦たキング提督、パークス公使に隨ひ、市街の端から端まで散歩したが、市民等は何れも良好の態度であつた。勿論群集は我等の後から付き纏うたが、

サトウは此事に就き、左の如く觀察してゐる。

好意を表せらる

實際は大君の官吏共が、我等に警告したるものと、全く相違してゐる。彼等は恒に大名の敵愾心や、庶民の外人嫌悪、畏怖を口にしてゐる。然るに我等は總ての階級から好意を表せらるゝ以外には、何物をも見出さない。

而して更らに一步を進めて、斯く聲言してゐる。

幕府の舊制維持策

幕府は畢竟其の直接勢力の下に在らざる日本人と、外人との自由交際が、其の二百六十年間、徳川一家の爲めに、少からざる利益を齎らしたる所の制度を毀損せんことを畏れ憚りてゐることが、日一日と愈よ明白になつて來た。而して英國としては、斯く衰弱しつゝある勢力を支持することは、決して得策でなきことが倍々明白となつて來た。右の自由交際を妨害する實例としては、大阪では其の市民に向て、外船を見舞うことを禁止するの布達を出してゐる。それは双方の交際が、市民と外人とをして、互ひに親友たらしむるを虞れたるが爲めである。

此の一節は容易に見逃すことが出來ない文句だ。それは當時英國代表者が、幕

居留地規定踏査

府の瓦解を豫知し、幕府を見限りて、討幕派に向て、其手を差出しつゝあつた真相が、此れが爲めに分明であるからだ。

次の數日は、外國居留地に、必要なる場所を撰定す可く踏査した。而して大阪との使者の往復も頻繁であつた。阿部豊後守は、豫定の木曜日には來らなかつた。パークスは其の代りに出で來つた二人の官吏に向て、緊しく申聞け、遅くとも土曜日までには出で來らんことを求めた。けれどもとても其の要望が達せられぬと認め、パークスは更らに予、シーボルト、及び和蘭通譯官ヘグト (Hegt) をその翌朝大阪に派遣した。

サトウ大阪に赴く

繫碇場に近くに際し、日本の汽船が阿部豊後守を乗せ來るに遇うた。よりてシーボルトは、阿部と伴ひ還り、我等兩人は阿部より若干介添の人を假りて、依然大阪に出掛けた。

斯くて彼等は種々の面倒を排して、大阪に赴いたが、其の途中は決して安樂では無かつた。

途中より
歸途

多數の民衆は、橋上に集まり、或は叫び、或は罵り、或は石を投げ附けた。ヘグトは激怒の餘、短銃を取り出し、發射せんとしたが、予(サトウ)は之を本の袋に收めしめた。斯くて途中一兩回沙洲に擱坐の後、大阪城下の京橋まで進んだ。併し流石のサトウ、ヘグトも、民衆の反抗には辟易して、船を廻らした。併しサトウは左の如き捨て臺詞を残してゐる。
予は弱膝の官吏共が、斯くも容易に一二の歐洲人に威嚇せられて屈伏したるを見て、輕侮を感じ始めた。
と、此の所謂る官吏なるものは、當時幕府の小役人共のことだ。

【五〇】 サトウの側面觀 (三)

英薩長の
親み始め

當時英國側では、將さに瓦解せんとする幕府を見限り、漸く勃興しつゝ、ある薩

長と親しみ始めつゝ、あつたことは、左の記事に就ても、之を察するに餘りあるものがあらう。

有川の來
訪

我等の兵庫繫碇の中に、面白き遭逢があつた。同港にあつた薩摩の汽船船長有川彌九郎(Arigawa Yakuro)は、或日船員の或者等を伴ひ、旗艦を訪問した。その中の一人は、鹿兒島に於て、予と相見たることを記憶してゐた。我等は直ちに心から親しくなつた。澤山酒を飲んだり、煙草を喫したりしたる後、彼等は去つたが、去るに莅み、明日は陸上に於て、日本料理の案内をなす可く、小舟を迎にやる旨を、予(サトウ)と約束した。けれども彼等は其の約束を失念した。
大阪に遠征したる(參照 四九)翌日、予はシーボルトと與に、有川の船に赴いた。時宛も碇を揚げんとする際であつたが、有川は非常に悦び、且つ(Gonna Gochi-)の約束を果さなかつたことに付て、頗る陳謝した。而して饗應の爲めに設備したる船室を我等に示した。彼はそれ程殷勤ではなかつたが、然も幕吏の打解けない態度に比すれば、頗る愉快であつた。我等は生卵を割き、日本酒を

有川の船
訪問

飲んだ。而して若し予(サトウ)が鹿兒島若しくは琉球に赴かんとするならば、喜んで其の都合を付く可しと語つた。予は此時始めて川村(Kawanura)に面會したではなかつたかと思ふ。

川村とあるは、伯爵川村純義のことであらう。

數日後薩摩の汽船が還り來つた際、予は再び訪問し、更らに一段と面白き交遊を得た。此れは體軀長大にして魁偉細き炯々たる黒眼をもつてゐたる漢にて、寢床にふんぞり返つてゐた。船員は彼の名を島津左仲(Shimadzu Saehin)と稱した。

數月後予(サトウ)は再び彼に面會した。その節は假名でなく、西郷吉之助の本名にて。

西郷の眼

當時西郷は京都から大阪に下り、やがて大阪から鹿兒島に還つた。さればサトウが西郷と兵庫港の鹿兒島汽船上にて、相見たるは、或は其の歸藩の途中であつたかも知れぬ。然らざれば西郷が外情偵察の爲め、親しく薩藩の汽船中にあ

つたやも、未だ知る可からず、但だ細眼炯々とするが、世間では巨眼西郷と綽號せらるゝ程であつたのに、細眼としたるは、何故であらう。或は西郷の眼は能く細く、巨の時に應じて變化ありし乎。何れにしても西郷はサトウともパークスとも、爾後相ひ接近したことは間違ない事實だ。

阿部の佛
公使訪問

阿部豊後守は、十一月十日パークスと五時間に亘りて會談し、それから佛艦(Guerrero)に、佛國公使ロツシユを訪問した。予(サトウ)がシーボルトより聞く所によれば、談判は好結果に到らなかつた。阿部は此方から申出でたる三箇條(條約勅許、關稅輕減、兵庫大阪開港)に就て、何等の決答を與へなかつた。大君は直ちに開港の不人氣を冒すよりも、寧ろ第二次償金支拂を爲すであらうと云うた。人心不折合(Jin-Shin Fu-orai)が、其口實であつた。パークスは、其の意見を開示し、還りて同僚と協議し、其の廻答を再考せんことを勸告した。十三日は阿部が來る可き約束の日だ。然るに彼は病氣と稱して、其の次席の立花壹岐守を遣はした。此の病氣は、日本では役病(Ya-ku-bio)の名にて、能く通用せ

られてゐる。

延期申出
承諾

立花は曰く、大君は是迄條約に就ては、何等天皇(Mikado)には稟請する所は無かつた。然るに今度は愈よその決心をした。因つて其爲めに十五日間の延期を請うと、從來此事に就ては、一八六四年下關事件の後、大君の老中等よりそれぞれ保障を與へられ、其爲めに阿部豊後守彼自身が、天皇に其事を上奏する任務を命ぜられたることを、公使等は曾て承知してゐた。然るに今更ら斯る申出でに對しては、且つ驚き、且つ曠らざるを得なかつた。然も今は餘儀なく十日間の延期を承知することとなつた。

以上は既にパークスの文書と、同一の場合を繰り返すに過ぎないが、彼は公文、此れは私著であるから、何やら其の觀察の角度が、同一ならざるものがある。さればそれを互ひに對照すれば、自から其の事情を明瞭ならしむるものがある。以下の記事も亦た其の通りである。

【五】 サトウの側面觀 (四)

京都進撃
の人可能

サトウの觀察は頗る辛辣だ。

談判の様子は甚だ黯淡だ。大君は條約に就て、天皇(Mikado)の批准を得ることが、出来ぬか、若しくは欲しないかの如くに見えた。此上は我等は全く大君を取つて除けるの外はあるまいかと考へ初められた。けれども即今大君の意に反して、天皇(Mikado)に直接謁見を説くは、大早計だ。我等は京都まで萬障を排しても、突進するだけの十分なる人數を持たない。假令それだけの人數を持つたとしても、パークス公使への訓令は、彼が斯る步調を取ることを容れてゐない。されば此上は只だ廻答の來るを待つ。他はなかつた。

此れは正しく實情だ。さればパークスが京都に赴き、天皇に直接談判など云うたのは正しく一種の恫喝であつたことが判知る。

會津細川
の兵來訪

此間に會津及び細川の家來共が來艦した。彼等は私かに其の主君の爲めに、

事情を偵察す可く來つたものであらう。會津は京都の守護職であり、細川は九州の尤も大なる大名の一にて、表向きは大君の味方であるが、寧ろ他方に轉向するが得策ではあるまいかと分別最中らしかつた。當時大君と天皇(Mikado)の宮廷とは、截然として意見が分れてゐた。前者は外人の友にして、政權を横領したる臣下である。後者は尊皇攘夷の戰聲を叫んでゐる。來艦の兩藩士は頻りに「人心の不安」に就て語つた。天皇(Mikado)は既に長崎、箱館、下田の開港を許してゐる。但だ神奈川を下田に代へたことは、未だ天皇の裁可を経るゐない。兵庫開港は今日のところ、とても天皇は勅許を與へぬであらう。排外的感情は、大衆間に一般蔓延してゐる。然も長州は之を以て倒幕の目的を達する黨派的鬪言とする旨を、兩藩士は認めてゐた。

會肥聯合

當時會津と肥後とは互ひに相ひ提携してゐた。兩藩士が相携へて、外艦を見舞うたのも、不思議は無かつた。細川藩の態度に就ての批評は、サトウ彼自身の觀察だ。當時の細川藩の要人は、恐らくは會津と同心合體であつたらう。

再び立花來訪

五日の後に、立花壹岐守は、再びパークスを訪問した。彼は曰く大君は未だ頭痛の爲めに、大阪に滞在し、天皇(Mikado)の條約批准を得可く、京都に向け出立しない。阿部も小笠原も病氣にて、來訪が出来ないと。此に於て、パークスは急言竭論以て彼に向つて大いに詰責して曰く、果して大君にして斯く誠意無きに於ては、外國諸公使は京都に赴き、天皇(Mikado)に直談判して、其の批准を要むるの外無しと。此の如くして幕吏はパークスの用捨なき論理に押詰められ、今や其の立脚の地なき迄に、憐れなる立場に擠された。

如何にパークスが怒鳴りつけたかは、之を察するに餘りある。幕吏の醜態今更らこのことではないが、笑止千萬だ。

直接將軍に要求

外國公使等の要求は、京都にては、少からざる震動を生じ、大君の評定官僚の中にも、亦た隨て紛争を生じた。而して老中阿部豊後守及び松前伊豆守が其職を免れたる報は傳へられた。此に於て公使等は何れも大君に向て、直接に書を與へ、其の要求の個條を繰り返し、若し豫て約束したる十日の日限を踰

將軍抑留の噂

えて、回答なきに於ては、如上の要求を拒否したるものと見做す旨を警告した。予は佛國譯官カシヨンと共に上陸して、之を幕吏に手交した。我等は大君が天皇(Mikado)に向て、條約批准が天皇の爲めにも全國民の爲めにも必須なる所以を力説したる意見書を提出したことを聞いた。而してそれが容れられなかつたから、大君は江戸に還る可く決心したが、彼は途中に於て朝旨によりて抑留せられたることを聞いた。此れは全くの事實ではないが、大綱は間違ない。事件は此の如く遅々であつたが、遂ひには行き著く可き地點に行き著くこととなつた。

【五二】 サトウの側面觀 (五)

騒動の豫示

外國最負の二老中の罷免——阿部豊後守と松前伊豆守——は、一と騒動の

出來を豫示せられたものと察せられた。大阪灣に在る日本蒸汽船は、蒸汽釜を焚き、諸方へ赴いた。中には兵庫を經由したるものもあつた。シーボルトと予(サトウ)は、薩摩の船に赴いたが、それは紀州なる由良に赴く途中であつた。そは此の騒動に捲き込まれんことを、豫じめ避くる爲めであつたことを知つた。

艦隊大阪に向ふ

二十四日即ち期限の最終日には、兵庫の奉行に、此方から翌朝は聯合艦隊は大阪に向ひ出動して、大君の決答を俟つ可しと告知した。而してその奉行から、我等は次日小笠原壺岐守が回答を齎らして來ることを聞いたが、例の通り彼は病氣(假病)で、その代りに松平伯耆守がやつて來た。

宗秀外使談判

以上は松平伯耆守が、兵庫へ來るまでの次第である。

松平伯耆守と外國代表者との會見は、數時間に亘つた。然も其の要領は、大君の熱心なる陳述と、大君の從兄弟なる一橋が、若し天皇(Mikado)が聽容せられざるに於ては、自から切腹の外なしと痛説した爲めに、遂ひに條約勅許を得

二箇條獲

これに就ては、それぞれ朝廷の諸臣と評定せよと宣うたと云ふ事であつた。けれども兵庫の開港は、依然一八六八年一月一日まで延期するが、關稅を修正し、償金の未拂分は、約束期限通りに支拂う可しとのことであつた。されば外國代表者は、三箇條の中、二箇條を獲得した。然も或る重要な箇條にて、何等の代償を與ふること無くして獲得した。

此れは外國公使等に取りては、實に意外と云はざる迄も、尋常ならざる收穫であつた。即ち彼等に取りては、奇利を一舉に得たとも云ふ可きであらう。

謀書到達

松平伯耆守は、旗艦 *Princess Royal* を去るに際して、其の晩景までには、右の書類を送附す可きを約した。けれどもそれを在阪同僚二人の署名花押を得可く、大阪まで照會する必要の爲めに、翌午前二時半頃、漸く到達した。

サトウ等は正しく事實上記の通りと信じたものらしい。焉んぞ知らん、それは山口駿河守が、謀書謀印したるものならんとは、〔參照 四一四三〕

談判成立

予(サトウ)はそれまで寝ずに待つてゐた。而して船室に呼ばれ、パークス及び

ロツシユの前にて之を口述し、而して後之を翻譯した。此の如くして其の當日までは、殆んど其の見當が付かざる談判が、首尾克く成立した。外國代表者は、外人と日本人とを接近せしめ、且つ日本に於ける攘夷騒ぎが鎮定せらる可き方便を窺ち得たることを、互ひに相ひ慶賀した。一八六六年一月一日から、兵庫を開港することは、出来なかつたが、誰も當初から斯く期待したるものはなかつた。然もそれよりも當面の利益は、一八六二年の倫敦條約を、嚴重に施行す可しとの約束を、窺ち得たることであつた。而して恐らくは前公使アルコックの前年十月に取り極めたる條件も、總て實行出来るものと思はれた。

要するに外國公使は、一石二鳥どころでは無かつた。然も此れは如何なる方便にて、斯る奇勝を獲得したる乎。それは左記が能く之を説明してゐる。

外島の喜

翌夕の晩餐に、キング提督は、起つて演説をなし、パークスの健康を祝し、其の全効を彼に歸した。パークスは之に答へて、自己の何等成す所無きを語り、寧

ろ其の功を佛國公使ロツシユに歸した、而して更らに結んで曰く、要するに此れは提督の功である。若し提督及び提督の率ゐる立派なる艦隊が無つたならば、我等は何事をも做し得なかつたであらう。此れは破的の言だ。幕府をして此の如く周章狼狽せしめ、叩頭折服せしめたのも、畢竟するに、外國艦隊が、攝海に出現して、其の威嚇手段を逞うしたからであつた。

第九章 將軍家茂の辭表撤回

【五三】 談判の表裏

山口謀書
本文

翻て日本側の記事に入る。扱も山口駿河守が臨機の取計にて、松平伯耆守を強ひて同意せしめ、同人及其の同僚の書判をも製造し、約束の刻限に、之を外國諸公使に渡したる一札は、實に左の通りだ。

過日中より度々書翰被差遣、其都度廻答可及之處、我國事多端にて、延引相成、氣之毒之至に候、右廻答旁、左に申述候間、可然了解有之候様致度存候。

一 條約之儀、吾大君格別御盡力にて、京師え被仰立、別紙之通御許容相成候。
一 兵庫開港之儀は、直に談判致し兼候。固よりロンドンの約定に極めたる日限に開く積りなりと雖も、萬一事情に依て、早く開き候節は、可開、右之一件速に難定候間、我等より江戸表え申遣、下之關償金之第三度目可納は、約定之

通、日本十二月可相納様申遣すべし、其外は千八百六十四年十月廿二日(元治元年)之條約之通、取行可申候。

一 稅改方之儀、詳細承諾せり、其段急速水野和泉守並酒井飛驒守へ申遣、猶江戸に於て精々談判候様爲取計可申候、此段申入候、拜具謹言。

慶應元丑年十月七日

松平伯耆守花押

松平周防守花押

小笠原壹岐守花押

外使喜びの當然

以上の文句を見れば、條約勅許、償金支拂、關稅改正何れも外國公使等の注文通りに行はれてゐる、但だ兵庫即時開港だけは行はれなかつたけれども、然も倫敦條約通りに、二年の後には開港を保障し、更らに場合によりては、其の以前にも開港可き旨を宣明してゐる、されば外國公使が、今回の談判を以て鬼の首でも取りたる如く、誇揚したるは、強ち異しむに足らない。

主上御沙汰

けれども主上の御沙汰は、正しく左の文句である。

條約之儀、御許容被爲、在候間、至當之處置可致事。

大 樹 へ

別紙之通被仰出候に付ては、是迄條約面、品々不都合之廉有之、不應寂慮候に付、新に取調相伺可申、諸藩衆議之上、御取極可相成事、兵庫之儀は、被止候事。

御沙汰書との異同

とある、此の勅諭と、老中等の一札とを對照すれば、條約御許容と云ふ一點に就ても、一方に於ては決して無條件でなく、絶對でなく、他方に於ては、それを何等の條件無きかの如く取りなしてゐる、而して兵庫開港に至りては、被止候事とあれば、此れは時間の問題でなく、一切朝廷では止め給うたるものと察せらるる。

幕吏小策

然るに老中等は約束通りに開港は勿論、場合によればその以前でも開港すると明言してゐる、されば此の一點では齟齬あるばかりでなく、朝幕の意志は、全く反對してゐると云ふ可きものであらう、此の一點はサトウなどもそれを當時は知らず、漸く後になつて之を知つた、そは幕吏が巧みに此の一點を、諸公使

に知らしめざる様、隠くしてゐたからであると、彼は明記してゐる。されば幕吏が、一時の急場逃れに、小策を弄したることは分明だ。

寂慮御惱

み
されど翻て考ふるに、漠然ではあるが、條約勅許の御沙汰書を得る丈けでも、決して容易の事ではなかつた。一橋慶喜などは、固より決死の覺悟で、之を主張した。而して如何に此事に主上が、寂慮を惱まし給ひたるかは、左の勅書を捧讀すれば分明だ。

情熟考候に、官武之議論透聽之處、實以不容易儀、時刻を移し候ては、取戻し不_レ相成_レ及_レ場合、左候得ば、從_レ神宮、連綿之皇統、忽廢絶候ては、朕一分之儀にては、決而無_レ之、於_レ朕代、右様之所置候ては、實以申譯無_レ之、恐懼不過_レ之候。且萬民塗炭之苦患は、眼前、左候得ば、是又不忍見聞、實以痛心候。此上は一橋始申出候に任せ候外無_レ之、實に差向難_レ默止_レ次第、推察にて、可_レ承服候事。

此れは朝廷の硬派を、御諭しの爲めの宸翰だ。幕府の立場も亦た聊か同情に値するものがある。

【五四】 事件に對する山階宮と中川宮

山階宮御
意見

十人十色と云ふが、此の外國艦隊攝海闖入一件に處しては、全く其通りであつた。朝廷では中川宮——當時賀陽宮とも尹宮とも稱せられた——や、山階宮は弟兄であらせられたが、此の事件に對しては、全く反對の位地に立たれた。乃ち兄宮たる山階宮は、純粹の開港論者であらせられた。同宮が十月六日付にて越前福井なる松平春嶽に與へたる書中の一節に曰く、

宮の春嶽
宛狀

昨五日(慶應元年十月)在京之諸藩士、有名之分、悉く宮中へ被_レ召集、國事掛り、議(奏)傳(奏)、一(橋)會(津)、桑(名)、小笠原(壹岐守)立會にて、群議承り候處、攘夷説は一兩人、是も先如今交易候而、勢次第三港拒絶と申事、他は悉く被_レ改條約開港之説に候。省中之處も、役向邊は開港可有承知形に候。無障月卿雲客は、攘夷説申居人多候得共、是は如何共鎮撫可_レ出來候。乍恐主上も萬國之形勢に隨、和親交易之旨、神宮已下社々へ被告、公然勅許之内に思召に候。此度は天下之事、先々

象山の影

一旦改正之勢歟と存候。

此れにて見れば、山階宮の御意見は、推して知る可しだ。宮は佐間久象山を尤も親しみ近けられたれば——象山の横死は宮邸よりの歸途であつた——恐らくは象山の意見が、宮をして斯く開國論者たらしめたのであらう。然るに之に反して弟宮たる中川宮は、此回の事件には、尤も硬派であり、而して條約勅許には、大不服であらせられた。宮の御日記は、能く之を證明してゐる。

中川宮の辭表提出

十月六日

一 予先日來之儀、實以内府(近衛忠房)如何之趣意難申出候へ共、餘り之事に存候。辭表兩役迄差出候事、且武家輩實に不正之事共多端に付、差出候事。

辭表

不肖臣朝彦段々蒙仰、昨日迄御用者相勸候處、豈斗不被爲得止次第に相成、積年之叡慮不仕貫徹恐入候。是全臣等從不盡其職之儀と恨、身外無之、實以不恐懼堪候、仍不忠罪被正、扶助被爲免候様伏而相願候事。

十月六日

朝

彦

議奏衆中へ

宮表の動機

此れにて如何に中川宮が、不服であらせられたか、判知る。内府云々は、其の五日の項に、

一 内府昨夜來、實に不存朝憲段、甚不らち、可惡々々、急度後日勘考之事。

とある。此れは其の別項に、

内府從御前退不敬也。

とあるを以て、其の模様が察せらる。此れは近衛忠房が、私かに薩人を宮中に引入れて、國務を私議し、且つ勝手に御前より退去したるを以て、宮は關白に向けて忠房懲罰の沙汰あらんことを申されたが、關白依違して、之を行はなかつたから、此れも辭表の動機とはなつた。されどそれよりも重大なるは對外一件だ。乃ち武家に就ては十月四日の項に、

兵庫夷船不仕退帆、あまつさへ可開兵端模様ニ付、是非恐入候へ共、是迄於幕

更に御儀の箇條

第九章 五四 事件に對する山階宮と中川宮

許置候ヶ所三港御許よう相願度、左様相成候へば、兵港退帆可仕、さも於無之者、はなはだ恐入候次第、實天子をも外夷には不_レかまわなで□□に相成、其節和に相成候ては、彼之ぞく國と可相成、誠にくちおしき次第、何分明朝迄に御返答伺度旨申出る、少々議論有之候事、尤一會桑、小笠原也。

とあれば、斯る言議が、宮の御感情を害したるもの乎、否な幕府の開國主義が宮の氣に入られなかつたものと察せらるゝ、七日の項に曰く、

會津藩主
表撤回懇望

一 六日夜手代木直右衛門(會津藩主)參る、尤肥後守(會津藩主)申付候由也、辭表差出候義、實に不爲天下、止どまり候様申、仍而存意左に、

胡服停止、蘭醫停止、獻物進物新渡之分、都而停止之事。

右等之條々可行急度、且歩兵之首成共掛、衆人之可改耳目、左様なくては辭表難止旨返答す。

此れは松平容保が、其の臣手代木勝任をして、宮の辭表御撤回を懇請せしめたるに對して、宮の御申分だ、又た十月七日の項に、

一 熊藩淺井新九郎參る、辭表之儀として、且攘夷之義は、あくまで御寛之無_レ是様願度旨、依而諸藩去年關白(二條齊敬)、予(朝彦親王)兩人なだめ、幕を助候處、今度之一件誠に言語同斷、實にだまし居候事共顯、不相濟旨申答畢、此れにて辭表御提出の真相が判知る、尙又た同日の項に、

松平容保
會見

一 松平肥後守參る、令對面候處、過日之一件斷申す、仍てこれまで偽り、實に不相濟旨申す、且大樹胡服著慣、城外乘廻し如何、まつたく彼告朔を請候も同様、急度相改、大樹之首をはね、天下に謝すべく、實ににがく敷次第、實に恐入候次第、急度昨夜申入候通、急々取計候様申置畢。

以上によりて宮の御憤慨の程度が察せらるゝ。

辭表撤回

一 今日參内之上、昨夜被召止候御請、先御請と申入畢、とあれば宮は主上の思召を體して辭職を思ひ止つたことが判知る。

【五五】幕府側薩長側相互の邪推

相互邪推 尙ほ此の事件に就ては、幕府側では之を以て薩長が外國公使を使嗾したるものではあるまい乎と邪推し、薩長側では亦た幕府が爲めにする所ありて、老中共が外國公使の尻推をしたのであらうと邪推し、所謂る猜疑滿腹、互ひに腹の探り合をなしたる事情なきにしもあらずであつた。今ま徳川慶喜公傳によりて、之を記せんに、

幕府薩長を疑ふ

幕府方には、薩藩士が幕府を苦しめんが爲、密に英人を使嗾して、斯る難題を發せしめたるなりといひ〔渡井豊藏筆記、昔夢會筆記〕、又外艦中には、薩長の藩士多く乗り込みりなど傳へたり。（薩藩士は、之が爲に賀陽宮に詣りて、辯解するに至れり、朝彦親王日記）是等の事は風説にして信ずるに足らざれども、薩長が英國に通じ、英國が幕府を疑へるは、佛國公使の證言せし所なり。加之長藩は幕府が海外貿易を獨占するを怨み、海峽戦の前、其藩士は、英の譯官サトウに

當らざるに非ず

説きて、我が君侯は元來外國人と親好ならんことを欲す、因りて外國人の爲に謀るに、早く幕府を見限り、大阪に至りて、朝廷と條約を直談するこそ得策なれといへる由、パークスの傳に見えたれば、斯かる事どもの漏れ聞えては、今回の事件について、二藩が幕府の嫌疑を受くるは、故なきにあらず。何れにしてもパークスの如きは、横濱に到着する以前、長崎に於て既に日本には倒幕の氣運熟しつゝあり、幕府瓦解も、決して遠き未來でないことを、薩長側から耳にして、所謂る先入主となりて其の一念もて乗り込み來つたものであるから、事々物々幕府とは面白く行かなかつたことは當然であり、而してその爲めに幕府側から、パークスが薩長と同腹であると睨んだのも、強ち見當違ひとは云ふことは出來まい。但だ薩藩士が黒幕となりて、英人を使嗾し、此回の事件を惹起せしめたりと猜するは、餘りに穿ち過ぎたる文句であらう。之に反して四國の強迫は、幕府の詭計によるとの風説も、同時に起る。そは阿部豊後守等が、開港の勅許を得んが爲、又下關償金を免れんが爲に、故に外人

幕府四國通謀説

と牒し合はせて、兵庫に來り迫らしめたるなりといふなり（續再夢紀事）。其證として、外艦が横濱出帆の日、阿部豊後守、松前伊豆守、松平周防守の書を得たる事（佛國公使の上書に見ゆ）、又其の兵庫に來るや、先づ豊後守に面會を求めたる事等にして、後に豊後守等の罷免は、幾分か此の影響とも傳ふ。

而して又外艦の西航を報せんが爲、外國奉行山口駿河守大阪に急行して、豊後守に面せしに、豊後守微笑して曰く、何等の大事件かと思ひしに、これ尋常の事のみ、海に界限なければ、潮流の通ずる所は航行せん、和親國の公使等が來りて、將軍及余等に面談せんとするに、何の怪しむことかあらん、先期開港の事は、余に見る所あれば、深く憂ふるに足らず、浪華の酒味は格別なり、先づ一醉すべし」と大杯を駿河守に屬して雜談し、一語の外艦に涉ることながらしと云ひ、又決答の期迫るに及びて、切腹すれば濟む事なりとて、恬然たりし事などを以て、豊後守が外人と默契ありと言ひ傳へたり。（舊事諸問錄所載山口泉處談話、長防追討錄、砲臺遺稿、川瀬教文日記抄）

阿部外人
と默契か

是を以て老中等が、東西相謀りて、兵庫に迫らしめたりとは信じ難けれども、四國公使が將軍の大阪に在るを時とし、兵庫に至りて、條約勅許、及開港の催促を試みんとするを、豊後守の已むべからざる勢を察して、之を沮止せざりしは、事實なるべし（幕末外交談）。畢竟阿部、松前の兩老中は、幕府の中心として權を専らにしたれば、かく世間の非議を免れざりしなり。

以上徳川慶喜公傳の所説は、やゝ其の肯綮に中りてゐるかと思はるゝ、尙ほ、七年史には、左の如き記事がある。

薩英通譯
説

是より先、薩州藩は、密に書を英人に贈りて、幕府の威信頓に減じ、政權も空しからんとする今日なれば、開港の實行を幕府によりて爲さんとするは、難事たり。我藩に依頼すべし、我能く朝廷に請願して、其事を成就すべし、若し此言を疑はゞ、速かに開港を幕府に強迫すべし、其の無能を知るに足らんと告げたりければ、外人は此舉に出でしなり。

此れは容易に信じ難き説であるが、然も斯る説を生ずるに至りたる、其の雰囲気

氣に就ては、更らに一段の考察を要す。

【五六】 内外勢力の三角干係

三角關係
生ず

癸丑甲寅以來の對外問題は、國內には開國攘夷の二大分派あり、又た其の開國にも、攘夷にも、其の色の濃淡、其の調の緩急、其の勢の強弱あつたが、然も要するに、日本對外國、日本人對外國人の干係に他ならなかつた。然るに日本人と外人との交渉が頻繁となり、交際が親密となるや、所謂三角干係なるものを生ずることとなつた。それが文久、元治より慶應に至りては、愈よ具體化して來た。而して其の具體化の重なる現象は、幕府對佛國、薩長對英國に於て、尤も著明であつた。乃ち此に到りて、三角干係は、一轉して四角干係となつて來た。されば若し内地の葛藤が彌よ紛糾し、内地の争亂が倍々永續するに於ては、所謂外國と

四角關係
となる

云はずんば、外人の干渉は、勢ひ防止し難き傾向であつた。但だ賢明なる日本人には、自制力と省察力とを多量に有したるが爲めに、國家を斯る情態に陥るゝの危機を脱することを得た。

暗鬼背後
の事實

話頭元に還りて、幕府とその對抗者とは、疑心互ひに暗鬼を生じたが、それが漫然たる暗鬼ばかりでなく、其の背後には何やら摸捉す可き、觸著す可き實物、實體が存してゐたことは、事實が著々之を證明してゐる。左に掲ぐるは、十月十三日（慶應三年）秋月種樹より松平春嶽への書簡の一節であるが、之を見ても所謂三角干係なるものが、如何なる程度まで、發展し、若しくは發展せんとしつゝ、あるかを知るに足るものがあらう。

大君薙蔽

一 於大阪一大變事出來、誠に以恐入候次第、阿部、松前二閣老之過擧と奉存候。併輕擧之妄動、大將軍御威光も損じ恐入候次第奉存候。一橋公へ御讓位之一條、御所に於ても嘸々御當惑と奉恐察候。堯舜之授受と違ひ、一時之憤怒より、匹夫匹婦之振舞にも劣り、征夷大將軍御重任を被爲、負候御身柄之被成方

には無之、全く二閣老、大君を奉養蔽候仕方、重々恐入候次第、唯々仰天仕候。

此れは將軍が征夷大將軍を、一橋慶喜に譲らんとしたる上表に就てのことだ。

閣老姦謀

一體松前などの説は、夷人に頼み、□□を亡し、諸侯を亡し、天下を郡縣之世と

なし、大樹公を以て、天下大統領となし、才智あるもの政を執る可きの論を建

候由、夫故事を誤候と存申候、併し是は松前のみならず、幕府諸吏（原註 當今當

路之者は皆此説なり。就中二閣老、酒井飛騨守、御勘定奉行小栗上野介、御用取次竹本

準人正は、其魁なりと云ふ。皆其説にて、夷人と親密に事を取計ひ候由、夫故小笠

原世子（壹岐守長行）、永井主水正夷人へ應接之處、二閣老之姦謀相顯れ、夫より

此一大變事を謀候と評判仕候。（原註 此評判は備前藩士之探索也）何れ大獄起

り不申候ては、公武之御合體六ヶ敷奉存候。

姦謀絶無

此れは固より風説に過ぎない。阿部豊後守、松前伊豆守の姦謀とは、何事である

乎、まさか日本の國體を變更し、萬世一系の天統を冒瀆し奉るが如きものでは

無かつたにせよ、外人の力を藉りて、或る目的を達せんと目論見たる事が、果し

て絶無であつたとは誰も保證し得る者はあるまい。乃ち積極的に此方から持
掛けざる迄も、外人の壓力を、内政の便宜に利用せんとするの底意は、決して絶
無とは、斷言し得る者はあるまい。

一種の郡

それは扱て置き、朝廷に對しては言議の限りでないとしても、一種の郡縣論が、

幕府のインテリ階級の間、それぞれ擡頭しつゝあつたことは、必らずしも此

の書簡を俟たずして、信ず可き理由がある。即ち勝安房守などは、此の情勢を看

取し、極力之に抵抗してゐた。勿論主唱者が公然之を主唱せざるに、反對者が公

然之に反對す可き理由もないから、何れも此れは相互に暗中の無言劇と云ふ

の他はあるまい。

外勢利用

但だ外人を内争に利用と云はずんば、少くとも外勢を利用せんとする傾向は、

決して一方のみでは無かつた。幕府に反對する側にも、此の傾向の存したるこ

とは勿論であつた。而して這回の一件は、正さに其の機微の一片を暴露したる

ものであつた。

【五七】 將軍家茂辭職を思ひ止まる

將軍受書

元來將軍家茂が、將軍職の辭表を上りたる一件が、固より自發的でなく、其の周邊の臣下共の意見に原さしものなれば、主上よりの御命にて之を思ひ止まりたるは、何等異しむ可き理由は無い。されば彼は十月七日、左の如き受書を上つた。

臣家茂幼弱不才之身を以、大任を蒙り、内外多事之時に膺り、竟に職掌を汚し可申、且近來胸痛鬱閉之症相發し、難堪奉存候より、寂慮之程も不願、退隱之願書差出候處、難被及御沙汰段被仰出、何共當惑仕候處、素より決心仕候儀、今更難思止、再願仕度奉存候得共、猶再三再四熟考仕候處、是迄之不行届は御咎無之、加之難被及御沙汰と之寵命を蒙り、感激之餘り、病を推て出勤仕、從前之非を改て、日新之徳を修め、去浮虛、務質實、政道確然と相立、上安宸襟、下保萬民候様、乍不及、勉勵可仕奉存候、依之謹て御請奉申上候。

東歸中止
論述

同日に彼は閣老をして、左の如く其意を傳へしめた。

先日御東歸被思召立候儀、被遊御熟考候處、重々御不届之筋にて、此節被爲蒙寵命候ては、彌以被爲恐入候次第に付、此上は御政務御勤勉、差向長防之御處置致し度、御奮發、被宸襟度被思召候、右御東歸、強て奉止度存念を以て、頻りに苦心致候族も、多分有之候様子相聞、今日に至り、深く被遊御満足候、就ては御東歸奉勸候面々は、心得違之儀に候へども、畢竟御手元に於て、只管御悔悟、御自責有之、別段被仰付候筋は無之候間、孰れも改過、此後之御處置に隨ひ、彌抽忠勤候様との御意有之候事。

辭表反對
者の喜び

元來一方には、征長問題を控へ、自からその爲めに大阪まで出張したる將軍が、辭表の投げ文にて、歸東する抔とは——如何に二閣老を朝命にて罷免せられたる事が、未曾有の出來事であつたとは云へ——穩當を缺きたる事は、云ふ迄も無し、然も將軍に斯く勸告する幕府の吏僚は、寧ろ之を以て、朝廷に對する一種の當てつけ、一種の抗議としたるには相違あるまい、乃ち彼等は寧ろ却て其

の不穩當なる措置に重きを措きたるものであつたらう。然も幕府側でも、之を賛成したる者は、必らずしも多數では無かつた。されば彼等不賛成者に取りては、朝廷の御慰諭は、渡りに舟であつたに相違あるまい。尙ほ此の辭表思ひ止まりに到りたる事情に就ては、山口泉處(駿河守)は、自から斯く記してゐる。

向山禁錮

何の邊にてか、疏草の向山の手になるを以て(參照 二五、二六)深く惡ませ玉ひしと見え、三日を出ず職を奪ひ、家に禁錮せしめられたり。

此れは向山が辭表及び開港の二疏の起草者であつた爲めだ。

江戸城大奥の驚き

此時關東留守職にては……此段内意(將軍辭職)申達との報を得て、内外蒼皇たる中にも、奥向にては、殊更に天璋翁主、靜寛公主(天璋院、和宮親子内親王)を始め、後宮勝姫婦女の輩、驚嘆一と通りならず、中にも働泣啼哭して、井に投じ、劍に伏せんと欲したるさへ有りしかば、老中水野和泉守大に驚き、入りて老女某に諭し。

云々とあれば、江戸でも此報が如何に一種の恐慌を齎らしたるか、は之を察す

るに餘りある。

侍臣の辭職反對

向山の黜けらるゝに當り、其論を同ふせし大目付駒井相模守も亦た同じく罷られたれば、時に將軍に従ふ者の中、最早一人の諍ふ者なく、老中松平周防、小笠原壹岐、皆醒醒たる人物にて、首に畏れ尾に畏るのみなりし上に、將軍左右の侍臣は、始より辭職の事を悦ばず、然る所以は將軍替れば、己等或は罷られ、或は外に補せらるゝを憂ひ、一意に固寵持祿を欲するものから、丸行燈氏(此れは幕臣某氏の稱號)漸く意を得んとするに、天に達すると、果して光線斜射し、(丸行燈は蓋を開いて、光線を取れば、斜に横側の地を射る)廷争の末勅諭(條約に付ての)を得たるを無上の幸と思ひ誤り、相率ひて將軍に説き、確議を一變し、十月七日情無くも、左の篇(前に掲ぐ)を舛して差出さしめたるは實に千妖の遺憾にてありき。

尙ほ山口泉處は、辭職思ひ止まりの上表は、小笠原壹岐守の代撰であると聞いたが、果して然る乎、否乎と云うてゐる。

【五八】 將軍辭職思ひ止まりに就ての論評

山口泉處の論

將軍家茂が、辭職を思ひ止まりたる事に付ては、幕臣中頗る之を遺憾としたる向もあり、又た歴史的事實としても、其の不可なるを論じたる向もある。例せば山口泉處(駿河守)の如きは、其の後日譚に於ては、斯く論斷してゐる。

師を出して半歳、餉を丹墀の下に糜して、進むを得ず、退くを得ず、剩へ機務の臣は罰せられ、言事の臣は免せられ、萬に一も僥倖す可からざるの日に於て、猶ほ何の所見ありて、此の如き舉動に至りしや、愚も亦た甚だしと云ふ可し。我故に云ふ、幕府の廢するは、慶應三年の辭職に非ず、今年(慶應元年)に在り、鳥羽既戦の敗にあらず、今日未戦の敗に在り。(宛卷遺稿)

朝廷側の觀察

此れは幕臣としては、悲壯の言であり、史家としては痛快の論である。けれども幕府が其の政權を喪ふや、必らずしも一朝一夕の故ではなかつた。平らたく云へば是れ實に癸丑甲寅以來の事だ。但だ幕府側では、將軍の辭表と、其の東歸と

辭職決行後の形勢

を以て、正當の抗議と自信したが、朝廷側では之を以て、無禮の舉動、臣節を失したる妄斷とした(朝彦親王御日記)。此れは平素幕府に寧ろ同情ある中川宮などにして、尙ほ然りであつた。矧んや其他をやだ。

今ま假りに將軍が辭表を撤回せず、東歸を思ひ止らずして、その儘初一念を斷行したらんには、其の結果は如何になつたであらう。當時幕府の干城は、一橋慶喜、松平容保、松平定敬、即ち一會、桑の三羽鳥であつた。然るに彼等は何れも此れに大反對であつた。假りに將軍が彼等の反對を押し切りたるに於ては、彼等は如何に自から身を處したであらう乎。此れが爲めに彼等の立場の困難になるばかりでなく、殆んど進退是れ谷まるに至る可きは、之を想像するに難からずだ。彼等在りて始めて幕府は朝廷に對して、其の聯絡を保つを得た。幕府の朝廷に於ける信用は、殆んど彼等に頼りて繋がつてゐた。然るに彼等にして身を退かん乎。幕府は誰に頼りて立つ可き乎。誰と與に立つ可き乎。幕府が北條義時父子の決心を取るつもりであらば、いざ知らず、所謂る公武合體の實を擧げんと

するには、一會、桑の意見を排して、強ひて將軍が我意を立て貫き、押し通すことは、果して賢明の策と云ふを得可き乎、否乎、政治上の實際問題として顧る考慮に値ひする。

福地源一
郎參察

尙ほ幕臣であつた福地櫻痴は、幕府衰亡論に於て、斯く論じてゐる。

朝廷幕閣
進退に干
渉

朝廷は十月朔日を以て、阿部豊後守、松前伊豆守事叡慮も被爲有候に付、官位被召上候、且國許にて謹慎御沙汰可相待事と、傳奏より在阪閣老に通知し、公然幕閣の黜陟に干渉するの實を示したり、坂城にては二日の夜を以て、此の通知に接したりければ、其翌三日を以て、尾州、紀州を初め、閣老、參政、大小目付、諸有司皆公堂に會し、將軍家の面前に於て、評議に及びたるに、將軍家の重臣を、朝命にて進退あるは、是れ朝廷に於て、正しく將軍を牽制して、其の権力を奪はるゝの處置なり、將權を朝廷に奪はるゝ時は、徳川氏復た天下の政を行ふに由なし、若ず將軍家は斷然辭職あらんにはと一決したりければ、將軍家茂公は、其議を適當なりと嘉納し、乃ち二表を具して、其第一には某辭職して

將軍辭職
決議

辭職不許
容

將軍の任を慶喜に譲らん事を乞ひ、第二には鎖國の不可なるを説き、條約の勅許を望み、來る七日までは、外國軍艦を兵庫へ差控させ候間、早く御沙汰あるべしと乞ひ、徳川玄同をして、此表を京都に持參して、朝廷に差出さしめ、將軍家は其の翌日大阪城を發し、伏見に至り玉ひしに、一橋、尾張、會津、桑名の諸公侯は、將軍家に伏見に會し、其上疏、命を俟たずして、東下あるは、臣禮に缺る所あれば、先づ二條城に入つて、朝命を待ち玉ふべしと説き、復び將軍家を入京せしめたり、將軍家入京して二條城に入り、病と稱して朝せず、以て朝廷の上疏に對して、如何なる處置ある乎を待たれたり、朝廷にては種々御評議の末に、條約之儀御許容被爲、在候間、至當の處置可致事、是迄の條約而品々不都合の廉有之、不應叡慮候に付、新に取調、諸藩衆議の上、御取極可相成事、兵庫港の儀は被止候事と御達に相成り、同時に將軍家辭職退隱難被及御沙汰の旨を仰出されたり、此の御達にては、逆も外交上圓滑の處理に難きは、觀易きの道理なれば、將軍家は猶も押返して、此分にては取計ひ出來不申候と奉答あ

東諍の臣
無し

るべき筈なりしに、當時將軍家の側には然るべき諫諍忠告の良臣も無く、概ね將軍辭職を喜ばざるの輩のみなりければ、枉て將軍家を勸めて、此勅に満足せしめ、遂に七日を以て、勅詔承服の請書を差出さしめ、將軍家一旦の決心も、無効に歸せしめたりき。

と云ひ、更らに前掲山口泉處の意見を援き來りて、眞に至當の言なりと云ふべし」と結んでゐるけれども、若し強ひて辭表貫徹と云はば、慶喜を擧げて、己に代はらしめんとするは、不徹底だ、寧ろ此際政權返上の上表を呈す可きであつた。

【五九】 一橋慶喜對幕府

幕臣慶喜
を精察

有體に云へば、朝廷にては、一橋慶喜を二つ無きものとして、信頼あらせられたが、幕府側では、動もすれば一橋慶喜が、將軍に取りて代らんとする野心あるを

疑ひ、旗下の壯士輩には、慶喜を以て、將軍の敵と看做し、動もすれば慶喜に向つて、甘心せんとする者さへあつた程だ。されば慶喜其人の立場も、其の見掛けは錦茵であつたが、其の内實は荆棘であつた。乃ち將軍が職を慶喜に譲らんとの上表の如きも、恐らくは將軍其人の心事は、姑らく措き、其の起草者等の氣持は、必らずしも十二分の好意を、慶喜に寄せたものではなかつたであらう。

朝廷慶喜
賞典の議

然るに朝廷では、慶喜が外艦を攝海より退去せしめたる功を賞し、從二位大納言に進め、攝河、泉三國を領せしむ可く、幕府へ命ずべしとの内議あつたが、將軍からは亦た慶喜の官位一等を進めんことを奏上したから、從二位大納言を宣下し、御車寄の昇降を許し、攝海防禦實備の爲め、領地を宛て行ふ可き旨を幕府に命せんとするの議あつた。慶喜は之を漏れ聞きて、先手を打ち、一切の賞典を辭退した。其の事情は左記朝彦親王御日記が、能く之を語りてゐる。

慶喜一切
辭退

十月十一日 御評議个條、披露物、大樹より一橋へ輔翼申付候に付、官位一等昇進、以書面願之旨也。

右之通於大樹願に付、從二位大納言宣下、且攝海防禦爲實備、一橋へ地所を遣候様、傳奏兩人(野宮定功、飛鳥井雅典)より、明日肥後守(松平容保)、壹岐守(小笠原長行)等被召、及相對候様治定候事、但此儀不宜旨雖申、關白無承引種々議論に及候へ共、先此邊に治定候也。

慶喜家臣
また反對

とあれば、賀陽宮(即ち中川宮)には、異論あらせられたることと察せらるゝ。
十月十二日

一 川村惠十郎(一橋家臣)參る、昨日之義巨細に咄候處、其邊承知にて參候由誠(誠)に困物也、中納言(一橋慶喜)過日一寸申入置候故、よもや御請は不申と、只天祈候方無之、併予(宮)より一應關白(二條齊敬)文通いたし、吳候様頼に付、承知と答、直様進候事。

とあれば、一橋家臣の川村なども、一橋の爲めを謀りて、反對運動をしたことが判知る。

十月十三日

一 川村惠十郎參る、先々中納言御請不申候故、安心、且安心之爲申參る、尤中納言今夕關白殿へ參、御斷可申上、先々徳川氏之爲、且天下之爲、御請に而は、今日より同氏打(同志打)軍、誠恐入候次第、併御請不申に仍、安心と申居候事。
とある。川村が若し朝廷の恩命を一橋慶喜が受けたらんには、血で血を洗ふ慘禍を惹起せんと心配したのは、此れにて分明だ。
尙ほ朝彦親王御日記の十一月二日の項に曰く、

十一月二日

一 松平伯耆守、小笠原壹岐守等推參、乞面會候故、令對面候處、一橋三國望之所、如何ツケか、實に困り者之由、仍予答候は、さらに從禁中御沙汰と申にても無之、只々武傳御心得申入候迄、何も掛念無之様、攝河、泉は華城之城付故、不宜尙厚可致勘考候様、申置畢。

とあれば、幕府でも、此の問題には、餘程神經を悩ましてゐたものと察せらるる。併しまた一橋の身邊にか、朝廷の或る部分にか、斯る慾望、若しくは期待を持

幕府神經
を悩ます

問題落著

つた者も、皆無とは申されまじく察せらるゝ。

十月十一日 一橋中納言從二位等宣下之事。

車寄昇降之事。

攝海防禦嚴重御沙汰之事。

從大樹一橋輔翼御届之事。

十四日一橋中納言官位一等昇進之儀、御斷申上度願之事。(御評議簡條)

之を見れば此の問題の經緯が如何なる點に落著したるかは、自から明瞭である。要するに一橋慶喜對將軍家茂及び幕府との關係は、極めて微妙にて、其の中間に、何やら紙一枚を挟むものがあつた。

【六〇】 將軍家茂の參内及下阪

將軍參内せず

將軍家茂は、十月三日、東歸の爲めに、伏見に到着したるに、一橋慶喜、松平容保、松平定敬等に争諫せられ、翌四日二條城に入りて以來、病と稱して參内せず、只管評議に日を送つた。既記の如く七日に至りて辭表撤回の上表をなしたるも、尙ほ參内せず、十日には參内のつもりであつたが、更らに病と稱して參内せず、此に於て參内の問題は、自から生じ來つた。朝彦親王御日記に曰く、

十月十三日

賀陽宮將參内希

一 神山源左衛門乞對面候故、令面會候處、朝廷何等之御模様かはりは無や尋、何も無旨答候事、予(賀陽宮)より新九郎(淺井)へ可申聞旨申す。大樹なにとか參内、於諸藩盡力候様可申聞旨申付畢。

とある。新九郎とは、熊本藩士淺井新九郎のことだ。如何に賀陽宮が、參内に付て、焦慮せられたる乎は、之を見ても判知る。

尙ほ同日の項に、

一 熊藩上田久兵衛參る。令面會候處、正三之使、右は大樹早々參内御免に相

上田久兵衛運動

願度旨、此まゝにては、實に不容易こんざつ京師に起べし。段々正三に申入候處、承引其旨關白殿、予(賀陽宮)にも可申入旨申付候由、承知之旨答畢。尤此邊盡力頼所、新九郎にも篤く可申聞旨答候也。

とある。正三は正親町三條實愛のこと。上田久兵衛は實愛の旨を帯びて、宮邸に參候したるものだ。

十月十九日

一 上田久兵衛參る。大樹下阪之義如何と見込尋に付、可然早々手つゞき可附申答。

とある。尙ほ十月二十四日の項に、

一 外島喜(轉)兵衛、上田久兵衛推參、大樹參内之儀、從朝廷被仰出候様、尤二十七日、八日兩日之内治定願に參候。仍而外島を以、關白え予御面談之上、一統え御披露候様申入候事。

とある。外島は會津藩の要人だ。乃ち會津、肥後兩藩の要人等が、將軍參内に就て、

會肥兩藩
幹旋

公武の間に、周旋尤も勗めたる模様が判知る。

尙ほ十月二十四日分として、

一 大樹之爲使、昨日武傳役宅月番宅え松平越中守推參口上。過日職しよう辭退被召上。厚蒙御沙汰。右御禮且過日來種々不都合御斷旁々不日に參内可仕旨、言上之旨、傳奏演說候也。

將軍參内
決定

一 大樹參内二十七日と被仰出相成候事。尤御學問所御對面、茶菓賜之。關白予兩人伺公候様、御沙汰御請申上候事。

とある。此れにて漸く將軍家茂參内の日が確定することとなつた。而して其の參内の模様も、朝彦親王御日記に左の如く記してある。

參内模様

十月廿七日之分

一 大樹より過日之不都合御斷、於中段言上、直様關白誘引、御上段え被爲召、段々勅語被爲達候事。復座賜茶菓、直様退出之事。

一 會板倉、伯耆、壹岐等に、關白予令對面候事。

一橋慶喜、松平容保、板倉勝靜、松平宗秀、小笠原長行等に、賀陽宮、二條關白が面會した。

一 御對面後一橋計に、又々於露臺下令對面、勅語之旨、關白より、一橋へ被申聞候事。

一 予に板倉伊賀守、小笠原壹岐守等於同所令面會、此上之處、爲天下盡力候様頼置畢、予領地持替、且其餘種々及挨拶置候事。

一 關白予兩人御前へ伺公、右府(徳大寺公純)以下へ、今日次第從議奏通候事、
一 予退出戌半刻也。

將軍言上
及び勅答

乃ち午後九時、賀陽宮は退出せられた、尙ほ將軍の言上及び勅答は左の通りであつた。

大樹言上演説

方今不容易時勢、不肖恐惶之餘、辭職奉、歎願候處、被召留候寵命を蒙、奉畏候。御禮言上、且右等に付、品々不束之次第も有之、畏縮仕候御理申上、且奉伺天機候。

勅答御演説

彼是陳述之次第御承知、猶又總て是迄之通り相心得置、天下之耳目一洗して公平之處置有之、内地を治め、外侮を禦ぎ、武備充實いたすべき事(孝明天皇紀)此の如くして漸く參内も相濟み、下阪の暇も賜はつた。而して十一月三日愈よ大阪城に還つた。

將軍譜代
大名諭告

將軍家茂は、參内に先ち、親藩及び譜代の大名を二條城に召し、親しく左の諭告を與へた。

先日東歸存立之儀、不束に候處、却て御所より厚蒙寵命候事、恐入畏申候。已に御請申上候に付ては、此上一際勉勵、爲皇國政務行届、武備充實、安宸襟候様致度存候間、一同右之心得を以、愈可勵忠勤候。

布衣以上
に諭告

又た閣老板倉周防守(板倉は十月廿一日復任した)より布衣以上の諸人に、左の諭告を與へた。

先日御東歸可被遊候趣、畢竟此方不行届之處、却て御自責被遊候段、誠以恐入

候、此上共乍不及、猶更勉勵心力を盡すの外無之候、各に於ても、益拔精忠御奉公可被致候。

此の如くして將軍家茂東歸の一齣は、悲劇とも喜劇とも、何とも分類の出來ざる始末に畢つた。

第十章 國泰寺會見

【六一】 國泰寺に於ける幕長代表者の會見

初會見

話頭一轉、幕府對長藩の問題に返る。それは藝州廣島國泰寺に於ける、永井主水正等と、宍戸備後助との會見だ。會見までの成行は、既記の通りだ〔參照 第五十七卷一〇〕。仍りてこれから會見の始末に就て、語らねばならぬ。

時は慶應元年十一月二十日、場所は廣島國泰寺、午前十時長藩士大津四郎右衛門、赤川又太郎は、先づ國泰寺に到りて、備後助の來著を待つた。正午頃藝藩横山平大夫は、宍戸の旅館に來りて、宍戸を導き、國泰寺に至つた。間もなく幕使永井主水正來り臨み、應接七時間餘、夜に入りて終つた。

九つ時(正午)藝藩御馳走人横山平大夫、宍戸旅館罷越、案内として先乗致し、備後助乘輿にて引續國泰寺罷越、控席へ通り、布き刀にて控居。

宍戸藝藩
士挨拶

藝藩御家老野村帶刀、御用人遠藤佐兵衛、爲挨拶罷出候故、野村へ先日已來上
阪心配、尙國元より當表迄罷越、追々御厄介相成段挨拶、兩人退き、政府周旋方
植田乙次郎、寺尾生十郎、兩人罷越候付、此亦上坂、彼是心配之段、野村同様に挨
拶。

以上は宍戸が藝藩諸士との應接。

大小監察
出席

無間、大小監察（永井、戸川、松野）とも、國泰寺罷越候由にて、植田、寺尾等罷越、御
様子次第御出席、いつにても宜敷との事に付、此方よりも、御様子次第、いつに
ても出席可致段申入。

但前方應接座席等、植田、寺尾引合にて、一見致置候事。
右は會見までの下た拵へである。

從藝更席
次

無間、寺尾誘引にて出席、上の間真中に下り向にて、永井主水正、戸川鉾三郎、松
野孫八郎、三人敷刀にて列座、次の間左側に御徒目付栗田耕一、石坂武兵衛、御
小人目付瀧田正作、櫻井謹作、内田鎗五郎、鈴木安兵衛列座、右側に藝藩家老野

村帶刀、用人遠藤佐兵衛列座、椽通りに植田乙次郎、寺尾生十郎、其外政府一達
相控居、其餘人拂也。

以上は會見場裡の光景。

備後助著
坐

備後助儀は、上下著用、次の間に入、一應著座致候處、野村帶刀此へ御進被成候
様挨拶に付、即ち席を立ち、上の間間より疊一間置き著座、時宜致候處、大監察
永井主水正此へと被申候に付、其座に脇差を脱ぎ置、關際にて、一應膝を突候
處、又々此へと挨拶に付、一間へ罷通り、三監察列坐より、其間三尺程置、著坐。

永井宍戸會見の序幕此の如し。

會見長時
間

時宜致候處、永井より先日已來御病氣之由候處、今日は差押御出席御苦勞と
の挨拶有之候付、此よりも相應及挨拶、畢て御尋之件々應接反覆問難、晝八つ
時（午後二時）より入夜、暮六半時（午後七時）過相濟。

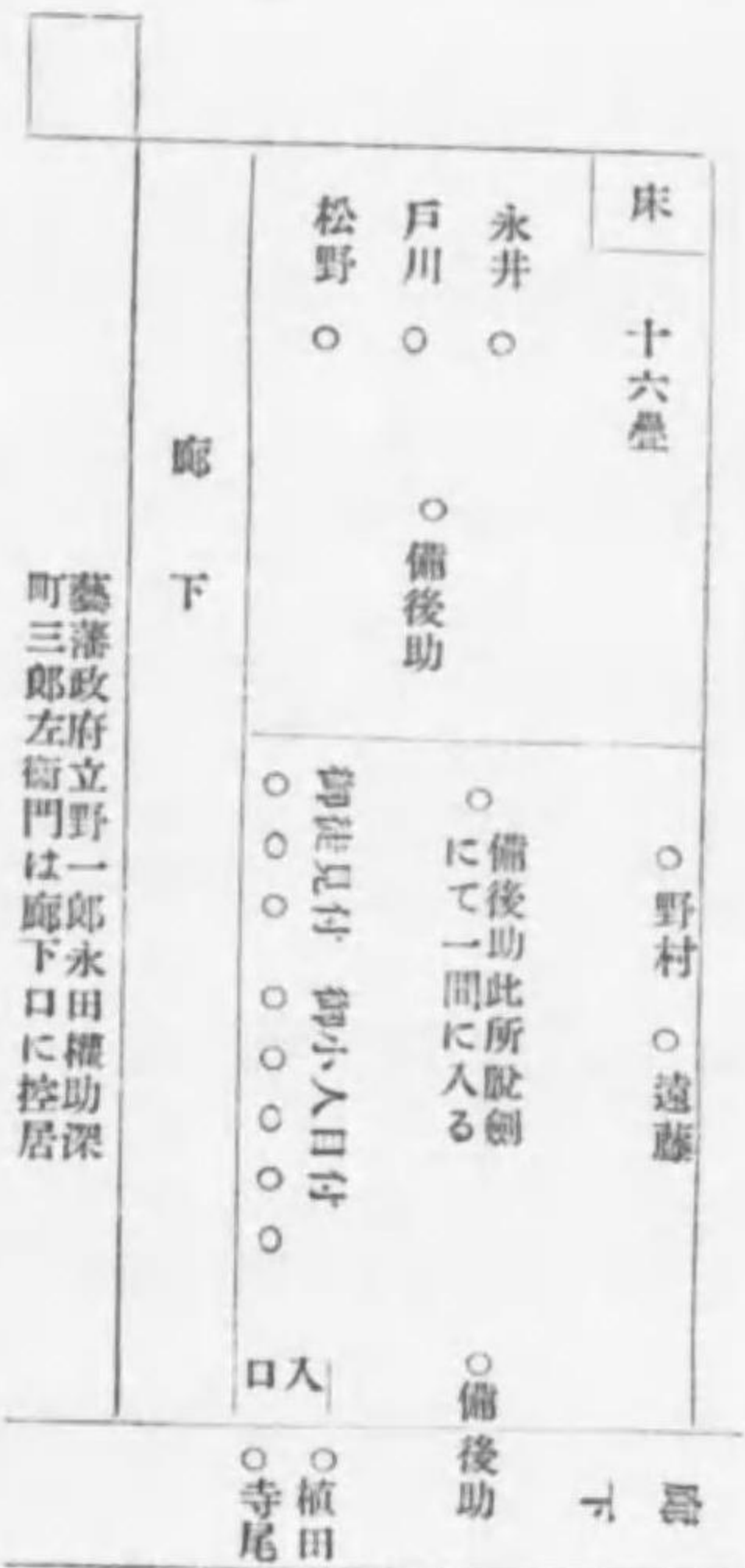
如何に談判が長引きたるか、之を見ても知らる。

備後助退
席

關際先著坐之處へ罷退帶刀にて時宜、左右御徒目付、御小人目付、并に藝藩家

應接席略圖

老杯へ少し會釋致し、又次之間入口最初著坐之處にて時宜退出控席へ罷越候節、野村、遠藤、植田、寺尾等挨拶として罷越、此よりも相應々對、茶漬等被差出。以上は、宍戸備後助所記の「接幕紀事」に據るもの。簡にして要を得てゐる。尙ほ國泰寺應接席略圖は左の通りだ。



作法嚴格

當時は幕威既に衰へ、天下漸く新政を望まんとするの期に瀕したるも、所謂腐りても鯛にて、其の會見に際しても、幕使に對する作法も、決して尋常でなか

應接願末錄上

つたことは上記によりても分明だ。但だ永井其人は、頗る解事漢であつたから、其の應接に於て抜目が無かつたことは、固より疑を容れない。應接畢りて、宍戸備後助の休息所に入るや、植田乙次郎は、永井の意を承けて、當日應接の願末を録上せんことを要めた。宍戸は翌日植田、寺尾を介し、先づ永井等より質問の條項を書して下附せんことを求め、其の下付を待ちて、逐條答案を作り、後二十四日に至りて、寺尾を廣澤藤右門の旅寓に招き、托して之を永井に致した。

幕府征長の氣勢

外國軍艦漸くにして兵庫を退帆したり。幕府は是にてやつと息を吐き、左らば是よりして長州處分に取懸るべしとて、將軍家は大阪城に於て其處分手續を議せしめられたり。然れども長州征伐の時機は既に一年前に經過せり。長防二州の人心は皆戦論に歸嚮して銳意軍備を修め、以て幕軍の來るを待てり。諸藩の物議は長州再征を不可なりとするもの多くして、密に幕府に反離するもの有り。京都の廷議は、漸く

毛利一家を憐れむの情を喚起して、復前日の如く、征討の斷行に鞏固ならず。而して將軍家の親兵は、大廊江戸城を出で、より、半年餘も空しく大阪に駐留あるを以て、士氣頗る倦で勞師の狀を顯はせり。斯る不利不和の軍を以て、長州征伐は思も寄らぬ事にして、其敗績は固より智者を俟たずして知れ渡つたり。家茂公少壯の大將なりしと雖も、決して暗愚の庸主には非ず。幕閣概ね凡材の集合なりしと雖も、是の情勢を察知せざる程にもあらざるに、其不可なるを知て、猶止むること能はざりしは何ぞや。他なし、勢に制せられて、自ら主たるを得ざりしが故なるのみ。(幕府衰亡論)

【六二】 幕長代表者問答概記 (一)

顛末錄本文

今ま約七時間に互りし、永井、戸川、松野等と宍戸との問答は、如何なるものであつた乎、其の要領は、左記によりて、之を知ることが出来る。此れは永井の需に應じて、宍戸より差出したる、其の顛末錄だ。

第一問

一 當春内輪致争闘候に付、大膳父子乍、慎中爲鎮靜致出張候段、一應御届致有之候得共、委細之事實不分明之事。

此れが永井等の第一問だ。

宍戸辯疏

右は大膳父子、寺院塾居中、役方へ委任仕置候處、役方之者、私怨を挟み、殘忍刻薄之取計致、情實通兼候に付、士庶一統憤懣に堪兼、少々争闘にも相成候得共、肝要謹慎中之儀に付、早速父子申合、鎮撫いたし、最前之通罷在候。尤右之筋にては、擧國沸騰之姿にも相見へ、萬一意外之儀致出來候も難計、就ては父子塾居中、役方へのみ委任仕置候ては、又候情實不通よりして、肝要謹慎之旨趣も徹底不仕様可立至哉。左様にては別て奉恐入候儀と奉存、御届にも申出置候通、乍塾居中、不得止廻在、直に指揮鎮撫仕居候體に御座候。

以上は宍戸の辯疏である。所謂内輪の争闘とは、俗論黨對諸隊との葛藤、對抗、戦争のことだ。

第二問

一 當春之争闘已に及、鎮撫候上は、大膳父子如已前、萩へ引取、慎可罷在處、一

昨日申立候趣にては、鎮撫之爲とは乍申、只今以山口に罷在、處々巡行致居候段、如何之事。

此れが第二問だ。

尖戸答辯

内輪鎮靜相濟候得ば、最前之通歸萩罷在可申筈に候得共、士民一統舊年來之旨趣は、孰れも承知仕居、最早御寛大之御沙汰振可被爲、在と奉、渴望居候折柄、豈計御再討之風聞等、仄に承り及候ては、闔國不知其所由、士民いづれも驚嘆之餘、何歟必死覺悟之様子にも相見え候に付、億萬一不心得之者有之、如何様之所業可仕も難計、役方へのみ委任仕置候ては、又々舊年來之誠意も徹上不仕様相成候哉と、苦慮之餘り、何とか御沙汰被爲、在候迄は、別て鎮撫專要に付、御届申出置候通、廻在をも仕、不得止廻在掛り、領國中央、指揮方便利よろしき場處へ暫滞居候次第にて、畢竟去冬以來之誠意貫徹爲致度心得より差越候事に御座候、就ては山口滞在も、眞の茅屋手狭き假住居、寺院蟄居同様之心得を以て、罷在候儀に御座候間、右苦慮之次第、被思召分、被下候様奉願上候。

第三問

此れが第二問の答辯だ、豈計御再討之風聞云々の一節は、室に入りて、戟を奪ふの論法にて、此れは確かに幕府方に取りては、痛手であつたに相違あるまい。

一 舊冬破却之山口、春已來再築之致評議、其後加修理、武器間配候事。

此れが第三問だ。

答辯

右は先般外夷拒絶期限等被仰出候に付ては、何時襲來も難計候處、領國之儀は、三面沿海、敵衝の場所も不少、殊に萩城地は、邊鄙之所柄にて、領内への指揮行届兼、且は城下敵衝にも相當、防禦方難澁之地形候處、古今時勢之違ひ、敵狀之變も有之、十三代之祖輝元、慶長中城地御伺之節、山口には側廻り相動候者計召連常に罷居、他國使者之引受等仕候様との御内差圖之次第も有之、旁山口之儀は、領内へ指揮方も宜敷に付、全以城構仕候儀にては無之、眞の土居取立、手近に召遣候家來計引連罷越居、萩城へは番兵差置、藩鎮之任、且々も奉、遂其節、度書面を以相願候處、巨細繪圖面相添、差出候様にとの御事に付、再び繪圖面相添、差出置候、未だ御許容不被爲、在候得共、其節既に領内へは、諸夷追々

襲來も仕り、片時も難閣次第に付、願出之通、眞の土居取立候のみにて、普請に取掛り、現場城構と申儀に無之段は、聊以御届面に相違無御座候處、去秋京師變動後、何歟異心有之、築立候様御聞にても被爲在候哉、破却之儀被仰渡、何共迷惑には奉存候得共、恭順之誠意を以、御沙汰奉待候折柄に付、破却に取掛御見分をも奉受置候儀にて、委細戸川様御承知之通、只今に至る迄、相違無之候、尤先般外夷防禦武備充實は、毎々被仰出も有之候に付、奉遂其節度心得にて、書面繪圖等を以て、御願をも申上置、普請にも取掛候儀にて、元來父子異心無之、御奉公之爲のみに造營仕候誠意は、領内農町之者迄も、篤と承知仕居候得ば、口外には不仕候得共、去冬破却取懸候節も、餘程内心不平に存居候にても可有之哉、今春國內動亂之節、不待差圖修覆等にも取掛り可申模様、に付、早速取押、其儘差置せ候事に御座候。就ては別段加修理、大小砲等間配候儀は勿論虚説にて、決て無之儀に御座候。最前より御届申出置候通、城構と申にても無之、況して普請半途、未だ住居仕候にても無之候間、此等之儀、深く御亮察被下

修覆中止の辯

候様奉存候。

此れは山口城修理、武器配置等に就ての釋明である。如何にも事情を曲盡してゐる。長藩側の申譯は、外夷の襲來に對する防禦策の一點である。而して此れが長藩に取りては、二なき好名義であつた。

【六三】 幕長代表者問答概記 (二)

一 謹慎中、家來之者、馬關來泊の英人と、懇親接待致候事。

英人との關係に就

此れは長藩側に取りて、一寸手痛き詰問である。

右は去秋京師變動に付ては、深奉恐入、叡慮貫徹致候様にと苦心盡力の廉も私闘之姿に相成候に付、一先夷艦通航差免し、改て御沙汰之旨をも奉受度、止戦之應接に及び、通航差免し、並に薪水缺乏之節は、相渡候のみにて、其節早速

御届申出置候通に御座候。此外別段懇親接待致候儀は無御座候。此れはほんの表向きだけの返答だ。長と英との干係は、食料薪水ばかりではなかつた。武器船艦等の買入杯も、薩摩の名目を假りたるも、其實は長藩の有志者と英商との交渉であつた。

蒸氣船賣
拂問題

一 當春中所持之蒸氣船、亞人へ賣拂方に付、家來村田藏六華押有之請書差遣し、長門(藩世子毛利廣封)も其節夷人と直應對致候事。

幕府側でも、相當に事實の探索は出來てゐた。

右答辯

右被仰聞候次第、始て承知仕候。右所持蒸氣船之儀は、先年於横濱買入之節より、最早蒸氣釜、餘程年數をも經候由にて、いづれ改製不仕候ては、其手段出來不申、其儘近海等は且々運用仕居候處、過亥年(文久三年)於馬關攘夷之節、蒸氣釜破損、一旦及沈沒、其後再び引上げ、破損の釜手入等仕、可成之運用相成候得共、元來古釜之儀、遠洋乗出候儀は無覺東、尙又舊年來領内より他國へ船差出候儀も不相成、旁當分不用に付、右船領内三田尻へ碇泊、兼て乗組申付置候者

は、いづれも揚陸爲致置候處、不計も當春領内騷擾之節、何者之所業に候哉、夜中右船及紛失、行衛不相知、領内より脱走仕候者も有之候間、右之者共之所爲に候哉、又は領内之騷動に乘じ、脇方より浮浪之者立入、奪去候事歟とは察候得共、差當り行衛可相尋手段も無之、數月を経候中には、何と歟蹤跡可相分奉存候得共、今いづれにて慥に右船見請候様之風聞も不承候に付、古船之上、蒸氣釜破損所等も有之儀に付、遠洋乗出、及沈沒候共には無之哉と、相考居候處、被仰聞之趣にては、亞人へ賣拂、村田藏六華押有之證書差遣し、長門儀共節夷人へ直應接致候との御事、奉驚入候儀に御座候。右に付、相考候得ば、多分右脱走之者、又は浮浪之者等、右船を奪去り、應對之節、長門と偽稱し、或は藏六華押を偽作致し、國元より賣拂候體に見せ候者にも可有之哉。何分にも可惡所業と奉存候。長門儀は去年來、謹慎中に付、決して私に夷人へ相對仕候儀無之候。藏六に於ても、主命を不受、自儘に右船を賣拂候儀は、決して無之候。被仰聞候旨にて、右船之蹤跡は相分り候得共、何共言語同斷之所業、國元之儀は、種々離間

離間の風

ケ間敷風説相唱候者有之のみならず、右等惡所業を以、御疑惑を奉掛候次第、何者之所爲に哉、承り候ては、不堪切齒儀と奉存候。

如何にも圖々しき答辯だ。村田藏六の壬戌丸を上海の外人に賣却したることは、奇兵隊日記にも、

二月九日 壬戌丸夷人へ賣却之爲、今日より當地(馬關)出帆、上海邊迄罷越候事。

圖々しき答辯

とあるを見ても分明だ。然るに山口政應は三月二十八日、幕府に憚る所ありて、村田藏六をして、沈没の旨を上報せしめた。然るに今や幕使の詰問に際しては、一切知らぬ存せぬの一點張りにて、それを瞞過せんとした。如何にも白白しき中分である。

銃砲買入

一 大小砲夷人より買入候事。

右答辯

此れも手痛き詰問だ。

右は何等之事より右様之風説差起候哉、其根元は承知不仕候得共、國元にて

は、去秋已來謹慎中に候得ば、右等之儀は、決して無之事に御座候。

此れも如何にも幕府を見縊りたる答辯だ。現に七月二十七日付、伊藤俊輔、井上聞多兩人より桂小五郎、前原彦太郎、廣澤藤右衛門、兼重讓藏、山田宇右衛門當の書翰にも、ミネーゲベル短筒四千三百挺、ゲベル三千挺など、英商ガラバと契約の事が申し通してあるほどだ。固より其他にも武器購入には油断は無かつたものと信せらるゝ。然るに是亦た一切知らぬ存せぬにて突き離してゐる。

〔六四〕 幕長代表者問答概記 (三)

七朝へ贈物の件

一 筑前引渡相成候元公卿へ、使者並に贈物差遣、右爲答禮、諸大夫森寺大和守長州へ罷越候事。

此の詰問に對しては、別段答辯の苦心も無き筈であるが、然も例によつて、随分

面倒なる申譯をしてゐる。

右答辯

右は主人父子謹慎中に付、使者贈物差遣、又は答禮に預り候儀等、一向無御座候。就ては乍序元公卿方國元御下向の次第可奉申上置候。元來一昨亥(文久三年)の八月十八日、當座之御様子にては、偏に九重内不尋常御大變と而已奉存。素より聖躬に聊之御儀被爲在候御事とは不奉存候得共、國元頑固愚直之性質にて相考候は、姉小路少將殿大變後、間もなき事に候得ば、右等御輔弼之御方々、萬一も不測之變に被爲遭候ては、乍恐皇運之隆替のみならず、公邊御政治向之張弛にも相係り可申哉と煩念之折柄、右元公卿方より爲攘夷西國御下向之御願とも被仰上候哉に承り、就ては御罪按之御趣旨は、一圓承知不仕、朝廷御様子振相分候後、いか様共差圖可被爲在と奉存、一同國元御供申上候由に御座候。

山と問へば川

詰問に對しては、一切を否定し、却て七卿西下の事柄に付て、積極的に申譯を試みてゐる。所謂る山と問へば、河と答ふるの筆法だ。

七卿留の辯疏

然處於國元は、大膳父子始委細之御様子は承知不仕、只々御下向之様子報知に付、早速御途中迄家來差出、御歸洛相成候様御理解之儀申付候處、海上御下向にて行違に相成、既に國內へ御著岸不得止儀に付、乍此上篤と御理解可仕、夫迄之處、御差支り無之候は、國元へ御留置仕度段、早速相願、御差圖奉待候處、其後爲何御沙汰も不被爲在、至去冬(元治元年)筑前表御引渡之御沙汰被爲在候付、御引渡仕候事にて、其節監物(吉川經幹)よりも、追て都下御歸入相成候様御取扱之儀相願度申上置候儀も有之、今般於私も其段奉願上候、右等行掛りも有之、旁外向より委細之情實承知不仕、全く私意を以、取計の事と計り相考候故にも可有之哉、此度被仰聞候様、種々御疑惑をも奉掛候風説も差起り候儀哉と奉存候間、此等之情實、篤と被知召被下候様、奉願上候。

此の如く筑前太宰府に於ける三條實美等贈遺、及び答禮の事實に付ては、全部否認し、却て七卿西下の事件に付て、辯疏を逞くし、更らに詰問の正鵠を故らに外して置く手段も、鮮かなものだ。

家老出坂
延引の事

一 淡路（毛利淡路廣篤、徳山藩主）、監物（吉川監物經幹、岩國城主）大阪へ被召呼候處、難罷出段申立之趣も有之に付、曲て被任其意外、末家並に家老之内申合、九月廿七日迄に可罷出旨、再應御達之處、終及延引候事。

右答辯

右は最前淡路、監物招呼候節、急速登坂可仕筈は勿論に候得共、國內事情不得止儀有之、且は兩人病氣旁早速登坂難仕、御猶豫之儀、歎願候趣も有之、委細御承知被爲在候御事と奉存候。就ては外末家々老にても、國內情實は同様之儀、且左京（長府藩主毛利元周）、讃岐（清末藩主毛利元純）儀も病氣にて、是又急速登坂難仕、無餘儀御猶豫相願候儀に御座候。尤私共儀は早速罷登候覺悟にて候得共、國內事情に付ては、鎮撫説得、且は掛合、彼是等之心配も不少、旁不得止被仰出期限まで、上坂難仕、暫之間御猶豫之儀、藝藩へ取計方相頼置、可成丈け差急、上坂之心得を以、當表迄罷出候事に御座候間、於大膳父子最前より上坂不申付心底無之段は、御諒察奉願候。就ては國內不得止事情は、別て厚く御推察被成下候様、奉願上候。

丑十一月

宍戸備後助

以上の回答書を通覽すれば、之を會て長藩より朝廷へ差出したる奉勅始末に比して、如何にも見劣りがする。彼は事實に馮據して、公明正大の筆法を馳騁したるが、此れは殆んど事實を隠蔽し、若しくは否定し、強ひてそれを言ひ黒めんとする苦心の痕が、歴々として掩ふ可からざるものがある。

堅白異同
の辯

要するに幕府側にも、何の爲めに詰問使を差し向けたる乎、既に征長の大旗を翻して、江戸から大阪まで出掛けたる後には、今更ら詰問などとは、殆んど蛇足に類するが、それにしても長藩の答辯は全く堅白異同の辯に過ぎない。此れは詮ずるに長藩が幕府を見縊るのみならず、到底平和的解決は不可能と覺悟したる上の事であつたものと察せらるゝ。

第十一章 國泰寺會談の内容

【六五】 宍戸備後助の陳述書 (一)

國情陳述
書提出

要するに宍戸備後助の永井主水正等に答へたる逐條書は、何れも詭辯飾辭が多くて、毫も誠意の痕跡だに認む可きものは無かつた〔參照 六二―六四〕。惟ふに此れは當初から幕府側を見縊つた乎、若しくは敵視した乎、將た斯く答ふるの外に、答ふ可き方法無かつた乎の三者に外ならない。然るに宍戸は、前記逐條答書の他に、左の國情陳述書なるものを差出した。此れは彼が相手方の質問若しくは詰問に答ふるものでなく、此方から積極的に陳述せんと欲するものを書き出したるものだ。云はゞ彼方から聞きたきものに就て答へたるでなく、此方から云ひたきことを云うたのだ。

此度被仰達候御書面謹で奉拜見候得ば、衷情底意無腹藏申立候様との御事、

斯迄御手厚被御諭下情被聞召被下候は、誠以萬々難有仕合無此上儀に付、被仰聞之旨に任せ奉り、國內情實之儘、逐一可奉申上候。尤私儀(尖戸備後助)は、田舎者に候得ば、言語之枝葉には、不憚忌諱儀と被思召候廉も、可被爲在候得共、右枝葉之儀は、何卒御聞捨被爲在、其情實御酌取被成下候様奉願上候。此れは全文の序言だ。

國內議論
區々の辯

只今被仰聞候旨には、主人父子恭順之筋、去冬(元治元年の冬)之通、無相違候得ば、國內士民も一統主人之主意をこそ專一に相心得可申處、國內議論區々有之様相聞へ、如何之次第哉との御事、奉得其旨、巨細可奉申上候。

此れは相手方の疑問を捉へて、直に我が云はんと欲する所を云ふ方便に供したのだ。

被仰聞之通、主人父子謹慎恭順之儀は、素より去冬之通、聊以相違無御座候。就ては士民一統之者も、數百年國恩を蒙り罷在候得ば、主人之主意を奉じ、恭順之筋に付、心得違居候者は、毛頭無之、闔國一致罷在候。其證據は、京師變動巨魁

參謀之處置振、山口新築破却、公卿方引渡等、相濟候處にても、御承知之程奉願上候。

士民怨望
の事

以上は闔國恭順の事實を證據立つ。乍併右恭順之筋相違無之に付ては、別段、士民一統無餘儀情實徹上不仕よりして、外向より右様に相見候哉も難計、既に先日國內士民一統より藝州表迄歎願申出候書にも、奉怨望候との文字有之由承及候。此に至りて忽ち、奉怨望の三字を抜き出し來りて、以下議論の楔子と作す。

右等如何敷次第共可被思召、素より國元之者とても、皇國中蠢動生息之民に候得ば、奉對天朝幕府、怨望仕候筋は無之筈に候得共、乍恐只今にては、闔國士民、右様之情實無之共難被申候。

闔國士民に怨望あることを云ふ。

士民一統
心事

元來士民一統之心事に於ては、主人父子先年以來、皇國一致不仕ては、外侮防禦方六ヶ敷奉存居候處、上巳上元(井伊櫻田門、安藤坂下門)等、種々之禍變も出

來、此餘如何之内亂に可立至哉と奉存、乍恐公武御合體之筋に付ては、乍不及國力を盡し、東西奔走をも仕り、建言之廉は、不被爲捨置御採用にも相成、尙江戸御城、二條御城等に於ては、御直々被仰聞候次第も有之、不敢當儀に候得共、竊に感奮罷在、就ては天朝、幕府會合之御場合を以、御精誠を被爲、凝古今未曾有之御盛典を被爲、舉行加茂、石清水等之神明に被爲、誓候上、御布告にも相成候儀に候得ば、苟も皇國中にあるもの、此御精誠を等閑に相心得候様にては、於下嚴命を尊信し奉らざる様相成候基に付、大義名分不相立のみならず、於臣子之分も、何共不相濟、然る上は身家國力を竭候ても、御奉公申上、奉報鴻恩、皇國一致仕度一片之愚忠より、聊なり共、其驗相立可申と、一途に存込、領内赤間關にて、微志をも相立候處、不被捨置、天朝よりは監察使をも被差下、乍恐叡感之御旨をも被下賜、闔國感勵、領内末々迄心肝に銘じ罷在候。

以上は馬關攘夷までの顛末を略敘す、其の意味に於ては、全く奉勅始末と同一である。

長州側の強味

但だ逐條答書の一切事實を否定して、只だ甘く申譯けをなしたると相違し、此の陳述書には、長州側に、大なる強味があり、又た強味があることを自覺してゐる。

【六六】 穴戸備後助の陳述書 (二)

父子忠敬徽上

其後御様子振如何哉と、疑惑せしめ候に付、精々鎮撫仕置候得共、其末壯年之者、過激に相涉り、遂に去秋(元治元年七月)京師之變動に立至り、其心術は、兎も角も、形跡を以申上候得ば、誠以不一形奉、恐入候次第に付、早々夫々令處置、御詫之次第をも相立、尙父子不存儀とは、乍申、示方不行届にも相當り候付、屹度謹慎罷在、東西藩邸被相毀、其後官位御稱號等被召放候との御沙汰も、尖に御請申上、委細情實被聞召分、被下候由にて、尾州前大納言様始、御陣拂にも相成、

隨て皇國之大義名分も判然相立、天朝、幕府へ之御忠敬も相顯れ、父子多年之誠意、國臣子之情實も明瞭徹上仕候儀と、一統難有奉存候。

以上は元治甲子禁門變以來、第一回征長の師を旋らすまでの成行に就て云ふ、如何にも長藩側としては、立言の體を得たるもの。

寛大沙汰
願望

就ては最早平常之御沙汰可被爲在歟と、奉渴望居候處、不計も彼是道路之風説をも、傳聞仕候ては、乍恐士民一統疑惑之廉不少、素より天朝、幕府に於て、去冬御陣拂之御處置にても、竊に恐察相成候儀にて、恭順之條理を盡し、御詫之次第をも相立候得ば、此餘は素より皇國之御爲を被思召、天下を御制馭被遊候寛仁大度之御處置を以、下情鬱塞不仕様、御撫育之心を被爲加、屹度御寛大之御沙汰振被爲在候御事は、申上候迄も無之御事には、可被爲在候得ども、斯く有る可き筈だと、正々堂々條理によりて論出する。而して更らに一轉して曰く、

再征或は
割地風聞

兎角僻境頑固之風習にては、種々離間之風説をも信用仕易く、就中御再討之

風聞も有之、又は此餘主人父子隱居被仰付候とか、又は割地被仰付候とか、不取留風説を流布せしめ、離間之策を相施候族も有之、就ては大膳領地中には、先祖八州領知之節、奉公仕、只今にて民間町家に罷成居候者餘分有之、其中に、ても重立候者は勿論、其餘にても、于今感狀書類をも所持致候部多く、且兩國領地被仰付候節、扶助方には、差支候得共、不得止扶持仕來候家來共、并方知行高相當より數倍之人數持にて、父子儀兼々扶持には、至て困居候體に候處、右之者共はいづれも數百年譜代恩顧にて、僻境に生長し、頑固之風習、愚直之性質に罷在、主人父子身上之事而已、一途に存込居候故、右等流布之離間説をも實説と相心得。

離間なら
ず

是れ豈に離間ならん哉。上に記したところは、總て幕府にては實行せんとし、實行せんとしつゝあるところのものだ、長藩側からは此の如く論鋒鋭く攻勢をとりて、他の急所を衝いてゐる。

天朝は府
無慈悲

且主人父子兼て上を重じ、天朝、幕府へ忠敬之心得、終始如一之處、士民一統は、

又主人父子之律義誠實に感服仕居候故歟、主人父子より外、宇宙間に、別段大切なる者は無之事と計り相考居、前條如き風説傳聞仕候度毎に、扱も乍恐天朝、幕府には、御慈悲無之御次第。

一膜排す
れば敵愾
心のみ

其の言葉のみを見れば、如何にも防長二州の士民が、律義愚直一遍のものにて、只だ其の藩主父子に忠勤を抽んづる精神に満ちてゐると云ふに止るも、然も更らに其の一膜を排し來れば、防長二州閩國の士民が、敵愾心に燃え、いざとならば、二州を焦土としても無理無體の幕命には反抗せんと、の意氣込を暗示したるもの、其の乍、恐天朝、幕府には、御慈悲無之次第との一句は、極めて穩妥の言葉であるが、然も辭愈よ降りて、氣倍す昂るもの、如何にも辭令の妙を極めてゐる。

【六七】 六戸備後助の陳述書 (三)

毛利父子
の忠誠

素より去秋京師之一件は、申上迄も無之、奉恐入候次第に付、至誠恭順之條理を盡し、御詫をも申上候次第にて、凡天下之人智、愚賢不肖之懸絶は、不任心底候得共、畢竟主人父子儀は、先年以來皇國之御爲筋、宜様にと存込候無他之心事より差起り、前にも申上候通、嚴命を重んじ、天朝、幕府に於て、信を天下に御失ひ不被遊候様にと、乍不及、御手傳をも仕度、偏に骨髓忠義之心を以て、人之好まぬ攘夷の戦争をも致し、人之好まぬ國力をも盡し。

長藩申分
また尤も

長藩側から云へば、全く此の通りだ、固より、人之好まぬ攘夷之戦争や、人之好まぬ國力をも盡したことは、長州が自から出しや張りて、餘計の御節介をしたからだと、幕府側から申すかも知れないが、文久三年五月十日を以て、攘夷實行の期限と仰せ出されたる勅諭を遵奉したと云へば、假令其の勅諭が、過激派の要請に出で、而して其の過激派の背景には、長藩彼自身が在りとするも、大義名分から云へば、長藩側の申分は、十分に立つ可き理由がある様だ。

誠心終始
如一

其末去秋(元治元年)以來は、斯迄も至誠恭順之條理を盡候も、是又畢竟皇國之

大義名分を重んじ候誠心にて、處置にこそ前後の相違は有之候得共、一片愚忠、臣子之分相立度、誠心に於ては、終始如一、其心術は、天地鬼神現在に候得ば、御照覽は可被爲在と奉存候處。

去秋以來は三家老及び參謀者を、それぞれ處分し、長藩としては自から恭順の最善を竭したるもの、彼等の立場としては、實に斯く云ふ可き理由を持つてゐる。乍、恐其情實を被知召分不被下候は、如何之御思召に候哉と、號泣悲嘆、細に評議仕候様子に有之。

誠位悲嘆
細評議

此の「細に評議仕候様子」の一句が、實に油斷ならぬ文句だ。言葉は如何にも溫柔であるが、何となく綿中針をつゝむの薄氣味悪しき心地がする。

乍併私共に於ては、主人父子儀、兼て天朝、幕府へ別心無之儀は、誓天地候ても、終始不違儀に候得ば、此儀は秦鏡を懸て御照覽被爲在、右様御刻薄なる御處置被爲在候儀は、決して無之事と奉存候得共。

當てにな
らぬ假定

此の假定は當にならぬ假定だ。平たく云へば、此程誠心誠意もて、天幕に對しつ

離間打消
の確證な
し

つあるにも拘らず、刻薄不仁の措置を爲すに於ては、防長二國の士民は、國を擧げて反抗す可しとの底意をほのめかしてゐるのだ。

士民一統説諭之方便にも、右等離間之風説を、打消べき取留候確證も承り不申、就ては彼等内心相含候處も、臣子之至情、無餘儀筋に付、格別叱り候譯にも相成兼、旁以不一形、苦慮罷在。

所謂「離間之風説を、打消べき取留候確證も承り不申」とあるは、是れ離間は離間でなく、寧ろそれが事實であることを、裏面から諷示したるものにして、平たく云へば幕府其の措置を誤りたるが爲めに、折角の恭順の人心を、反抗、敵愾の氣に燃えしめつゝ、ありとの意味合だ。

防長頑固
の風習

何分とも國許頑固之風習、愚直之性質には、甚以込入申候。萬一も右等無根之風説に驚歎し、動搖等有之候ては、父子恭順之旨趣、貫徹不仕而已ならず、先年以來、皇國一致、御奉公申上度存込候誠意にも無之、存外之事に立至り可申、素より防長二州は、皇國中之邊隅論ずるに不足場所柄にて、身體に取り、手足之

末にも相當り可申、乍併手足之疥癬にても、治療之巧拙により候ては、總身に
布滿仕間敷とも難申、就ては父子始末家、家老一統苦心罷在候間、此段篤と被
思召分被下候て、御熟慮之程奉願候。

十一月

宍戸備後助

内面凛々
乎

如何にも文面は至極穩當で、謙讓で、妥協的と云はんよりは、殆んど降伏的とも
云ふ可きだが、其の内面には、凛々乎として犯す可からざる幕府の措置の不當
を咎め、其罪を鳴らさんとするの意氣込が、掩はんと欲して、掩ふ可からざるも
のがある。問答の始終は、其の負け味宍戸側にあつたが、此の陳述書に於ては、攻
守全く其勢を殊にする趣きがある。没分曉漢でない永井主水正等は、之を一讀
して、果して如何の感を爲したるぞ。

【六八】 永井、宍戸問答餘談 (一)

尙ほ宍戸對永井との對話の筆記がある。此れを見れば、双方共に餘程碎けてゐ
る様に察せらるゝ。果然永井主水正は、決して通り一遍の吏僚では無かつた。

情實不通
の疑惑

大監察(永井主水正)

彼是形之上を以て、見候得ば、疑惑之件々有之候得共、委細情實承候得ば、いづ
れも恭順筋通徹致度との事より、差起り候との申立。是等情實双方通兼候よ
り、互に疑惑を生候事也。既に先般淡路(徳山藩主毛利廣篤)大坂被召呼候事に
ても、其方國元にては、武田耕雲齋杯之事等を以、疑惑致居候由、於公邊は、右様
の譯にては無之、既に召呼之御沙汰被差出候後、直に兩人旅宿並賄方等迄も
御仕向相成候儀にて、此等御心配迄被成候處にても、耕雲齋如き譯にて御取
扱無之儀、御推察有之度候。

武田耕雲齋は、殆んど驅し打同様にて、敦賀に刑殺せらる、長藩側にて果してさ

る掛念を爲したる乎、否乎は、姑らく措き、幕府側にて斯く思惟したるは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。永井が之を辯解したるは、所謂問ふに落ちず、語るに落ちたるもの乎。

防疑惑の理由

備後助

仰之通、公邊此迄之御處置振にては、淡路、監物御召登に付ても、乍恐武田耕雲齋杯之事を以て、御疑惑申上候。淡路、監物杯にては、備後助杯之譯にも無之、國之事情は暫閑、其領内士民も餘分有之、右一統にても、餘程氣遣敷存候事に御座候。素より淡路、監物に於ては、自身聊にても畏怖仕候心底は、毛頭無之候得共、何分とも御届をも申上候通、苦心之次第にて、急速登坂之譯にも相成兼、且兩人畧中持病差起り、旁御斷申出候事に御座候。此後備後助上坂之心得にて、國元出足の節も、國元之者素より一人にても、備後助儀決して生還は不得仕事と存居、於備後助は素より臣子之分、心力之限りを盡し、主人父子先年以來之誠意を申貫き度、御聞入無之候得ば、夫迄之事と存じ、生還不仕心得に罷在。

江戸詰の
者生死不
明

就ては、閩國士民一統いづれも其心得に罷在候。既に先般東西藩邸被召上候は、致方無之候得ども、江戸表詰居之もの、並に江戸道中往還之者等、何れも被召捕、于今いづれに御留置に相成候哉、一年餘り生死之程も不相分、右之者共に於て、京師之一件は、夢寐にも不存儀に候處、右等御取扱に付ては、於國元其親子兄弟朋友等迄も、悲歎いか計と被思召候哉、乍恐右に付ても、此度之一件御疑惑申上候儀、御推察可被下候。

此れは、宍戸側では、大議論を發してゐる。淡路、監物兩人は、固より畏怖はしないが、其の領内の士民は、何れも尋常ならざる掛念をしてゐる。乃ち宍戸備後助彼自身に於ても、固より自から生還を期してゐない。斯く掛念する理由の一は、東西藩邸を籍沒したると同時に、江戸藩邸の者、及び江戸道中往還の者共、何れも拘致せられ、今に其の踪跡が判然しない。之を見ても如上の疑惑が、決して無稽の沙汰でなきことが判知る。

大監察

新撰組
防長派
の申出

成程江戸詰居之者被召捕候事に付ては、當藩へも其噂有之たるよし承及候。此れにて此の問答は一段落。それより、大監察懷中より人名書付取出し、此は元京師新選組之者に候得共、當時家來召抱置候間、此者共其方國元へ差遣し度に付、右様相心得、其取計相成度存候。人名付左之通。

- 給人 近藤 内藏助
- 近習 武田 觀柳齋
- 中小姓 伊藤 甲子太郎
- 徒士 尾形 俊太郎

以上の人名は、何れも新撰組中録々の者共だ。此れが永井主水正の家來に召抱られたとは、ちと面妖である。而して更らにそれ等の者共を、防長二州へ派遣とは、愈よ以て意外千萬の事だ。知らず宍戸は此れに對して如何の返答をする。

【六九】 永井、宍戸問答餘談 (二)

宍戸の謝絶

果然宍戸は、永井が新撰組の壯士等を、自家の家臣てふ名目にて、防長二州に向はしむるの要求を謝絶した。此れは宍戸としては、固より當然の事だ。

備後助
右は私今日(慶應元年十一月二十日)申立候儀、御疑念に付、被差越候筋に被爲、在候哉。

永井主水正
全以其方申立之趣旨疑念致候譯にては無之、只々右之者ども差遣し、巨細談話爲致、其方國元疑惑を解き度趣意に候。

宍戸は幕側の疑惑の爲めかと問ひ、永井は長側の疑惑を解かんが爲めと答へた。

備後助

右様之儀に候得ば、是非御斷申上候。

主水正

謝絶の理
由

何故被相斷候哉。國元にて厄害相成候儀に付、相斷候筋に候哉。

備後助

全以右様之譯に無之、三四人は疎、幾人にも厄害位は、宜敷候得共、元來國元疑惑御解被成度との御趣意、御尤ながら、右之者ども御遣にては、却て國元疑惑を増候種に相成候。

此れは宍戸としては當然の申分だ、長人が敵と目指す新撰組の壯士等を派遣して、長側の疑惑を解くなどとは、以ての外の事だ、宍戸が疑惑を増す種だと喝破したるは、良とに其通りだ。

主水正

何故左様相成候哉。

備後助

國元不安

既に下方に於ては、追々諸手攻口等御出張之御様子も相聞へ、國元にては、主人父子身上に、何かと申事に候得ば、決して座視仕候者は、一人も無之、乍恐いづれも必死覺悟に罷在、御實行を以、御示し被成下不申ては、中中口舌にて説得は相成不申、既に備後助儀は、同國同主人の者に候得共、夫にても先程申立候通、確證も無之事にては、中々説得難相成、就ては他所之人にて、決して説得難相成次第、御推察被下度、別て御同勢之中にては、尙更六ツケ敷候。

堂々の答
辯

如何にも堂々たる答辯だ、苟も確證なきに於ては、同藩同主人の宍戸さへも猶ほ難しとす、矧んや他人をや、更らに矧んや新撰組の壯士等をや、尙更六ツケ敷候の一句鐵の如し。

主水正

いかに六ツ敷にても、此方一分之取計にも相成苦敷、實は内々相伺候次第も有之に付、甚以相込り候。

備後助

實行相違
の難

能々御熟慮可被成下候。一朝一夕に無之疑惑を、一朝一夕之口舌にて説得相成候ものに候得ば、孔子如之聖人にて一生困難は無之筈に候得共、矢張困難は不免ところにて、口舌説得難相成筋、御推察可被下候。況して攻口御出張等之御様子は有之、御言行御相違の筋にも相當り、旁以六ツヶ敷筋に御座候。右様國元事情を、口舌位にて被説候様、手安被思召に付、先達て淡路(徳山藩主毛利廣篤)、監物(岩國城主吉川經幹)、急速登坂難相成段申出候ても、虚言を以て、登坂御斷申出候歟と御察被爲成候由、國元情實最初無腹藏申立候處にて、主人父子始苦心之段、御推察可被成下候。

永井が困難ならば、此方は猶更ら困難だ。言行不一致ではとても駄目だ。斯る事情をも辨せず、單に口舌もて、他を説得せんとするも、到底出來ない相談だ。

濃置中止

主水正

右様なれば、先差控置可申候間、其方申立候筋は、疑惑を解かんがため、却て疑惑を増候との趣意に相違無之哉。

備後助

右様に相違無之候。

此の如くして新撰組壯士を、防長に派遣する一事は、宍戸備後助の謝絶にて、永井主水正も、愈よ斷念することとなつた。防長側からすれば、其の答辯書には、巧言飾辭も鮮くなかつたが、陳述書以下は、何れも此方に勝目が多かつた。

【七〇】 永井、宍戸問答餘談 (三)

永井主水正

彼是形跡を以て疑惑之筋も可有之候得ども、御思召に於ては、全以右様にて無之候。此時大監察(永井)右を顧み、戸川監察へ向ひ、此度出張總か四五藩位かと申す。條理分明なるものをも、是非とも攻潰す杯申譯には無之、畢竟此度攻口御沙

是非攻潰ずしにあら

汰之儀は、九月上洛之節、御伺相成候儀も有之、時宜により、取計候様との御事にて、朝廷より御暇を被賜、御下坂相成、其節防長處置相付候は、再び上洛可致との御事に候處、其方御聞及も可有之、先日夷人攝海罷越候付ては、彼是御混雜之次第も有之、不計も御上洛に相成候得共、此は無餘儀次第にて、九月被仰出候上洛之筋にては無之候、就ては此度之御下坂は、改て御暇をも不被賜、九月御暇下坂之行懸を以、此方とも、當表被差下候儀に付、攻口出張等之儀は、被對朝廷、其筋合被相立候迄に候、右に付格別懸念には及不申に付、右様被相心得度候。

永井受身

此の如く、詰問す可き永井の方が、却て受身となりて、辯解がましき文句を吐かねばならぬ始末となつた、此れは畢竟幕府の長州再征なる旗幟の爲めに煩はされたるものと云はねばならぬ。

僻地疑惑
解けず

備後助

私に於ては只今被仰聞之筋、直に相伺承知も仕候得共、何分形跡右様に被爲

在候事にては、僻境頑固之士民は、疑惑解兼候間、苦慮之次第御推察、不惡早々御取計方相願候事に御座候。

宍戸は飽迄疑惑の二字を以て、武器としてゐる。然り此れは適當の武器である。

諸隊重立
出張の件

主水正

先日御達相成候通、諸隊之中、重立候もの出張は如何。

備後助

右は先日御達之節、當藩よりも早速罷越、御達之趣、國元へ申入、尙私共儀は、爰元滞居候様との御事に付、直様爰元滞居、私共よりも國元申遣置候、御達面に十一月限と有之候故、十一月中罷出候得ば、相濟候儀と相心得罷居候にて可有之、御役々様方、如此御早々御下著とは、不思議に付、少々は隙取候も難計、就ては私儀右等之者、出張之上、一同罷出候心得に候得共、是非今日御尋被成度との御事に付、不得止病氣差押罷出申候。尤今日無腹藏申立候様との御事に付、國元事情有之儘、申上候得ば、此餘幾人罷出候ても、決て備後助申立候處

に分毫も相違無之、右等之人數御待被成候得ば、徒に日數相掛候事と奉存候。如何にも理窟は此方にある様に思はるゝ、宍戸の申分は、如何にも理が積んでゐる様だ。

出張早急
希望

主水正

右人數等出浮之儀は、先達て御沙汰にも相成居候事に付、徒に爰元にて日數相掛候より、可相成は、少しも早く罷出候様被申越度候。

備後助

承知仕候。早速其段又々國元可申遣候。

新撰組士
幹旋案

尙ほ十一月二十二日、永井は藝藩士植田乙次郎、寺尾生十郎以外、其の家臣と稱する新撰組の壯士近藤内藏助、武田觀柳齋、伊藤甲子太郎等をして、自己と宍戸との間に介立して、周旋せしめんと欲し、旨を植田、寺尾に傳へ、立野一郎をして、之を廣澤、藤右衛門等に通せしめたが、藤右衛門等は宍戸備後助の答辯書未だ脱稿せざるを理由として之を辭した。同日近藤等三人廣澤の旅寓を訪うて、會

新撰組士
廣澤等を
訪ふ

見を求めたが、廣澤又た之を辭した。翌日大津四郎右衛門、永井の旅館に至り、近藤等を訪ひ、同夕近藤等亦た廣澤の旅寓を訪ひ、廣澤、大津、松原等と會談して去つた。其の要領は、江戸拘禁者解放の件は、永井より之を大阪に申告すべきことを云ひ、而して頻りに幕府の内情、將軍辭表捧呈前後の事を彌縫し、且つ長藩の氣鋒を軟化せんことを勧めたが、長藩の三士は、頻りに正論を主張して、彼等の論鋒を挫くに力めた。而して山口政應より派遣したる國重徳次郎、小田村素太郎、有田千葉助(?)は、二十三日廣島に著し、翌日客館に至り、藝藩士澤井寅次郎に會し、其の使命を陳べ、大津四郎右衛門、松原晋三は、國重等と代りて歸國の命を受けた。

第十二章 第二次國泰寺會見

【七一】 國泰寺に於ける第二次の會見 (一)

木梨廣島
著

扱も木梨彦右衛門は、藝州より歸國の途次、十一月十七日宮市に於て、山口政應の命を領し、二十三日宮市を發し、二十五日廣島に著した。二十六日藝藩の遠藤佐兵衛は、書を宍戸備後助に送りて、幕使の命を傳へ、隊士の速かに廣島に來らんことを促がした。二十八日遠藤は又た書を木梨彦右衛門に致して、永井等の達書を傳へた。此れは十一月三十日を期して、木梨彦右衛門を國泰寺に召し、又た諸隊の使人、其の以前に廣島に來著せば、同時に國泰寺に至る可きを命じたのだ。然るに諸隊の代表者河瀬安四郎、井原小七郎、入江嘉傳次(野村靖之助の變名)等は、二十四日山口を發して、二十九日廣島に至つたから、宍戸、木梨は之を永井等に報じ、此に於て木梨及び隊士等は、十一月晦日を以て國泰寺へ出頭の命に

國泰寺出
頭承諾

應ず可きを答へた。而して廣澤、松原、赤川等は、書を植田、寺尾に與へて、宍戸も出席せんと意を囑した。

宍戸木梨
國泰寺見
希望

打續御繁忙奉察候。扱明晦日本梨彦右衛門儀國泰寺に可罷出との御達、謹承仕候段は、昨日及御答置候隊中重立候者も、今日參著、即別紙御届仕候間、可然御取計可被下候。然ながら最前及御示談置候手筈候得ば、備後助、彦右衛門一同に御應對有之候御都合に可被成下候。尤御尋之趣、先達て備後助罷出候節、委細申上候處、此度彦右衛門儀一人へ御尋被成度儀は、備後助御答申上候事件之外、御尋被成度思召共有之儀に候哉。左候得ば、別て兩人一同に罷出候様、御取計被下度、此段乍御面倒御頼仕候間、御急答奉待候。爲其如此御座候。以上。

十一月二十九日

猶々御急答被仰越候迄は、明日彦右衛門諸隊之者罷出候儀、差控候。旁早々御運方可被下候。以上。

木梨等の

永井等も此の希望に應じ、翌晦日植田、寺尾より其旨を廣澤、松原、赤川等に報じ、

國泰寺訪
問

此に於て同日正午宍戸備後助、木梨彦右衛門、河瀬安四郎、井原小七郎、入江嘉傳次等は相與に旅館を出て、藝藩西川清六、龍神織人之を導き、國泰寺に赴いた。著席は第二の間に脱劍して進み、上の鬮際にて鬮を挟み、僅に三尺許を隔て、應答した。木梨は亦た永井等の要求に應じ、後數日其の答辯の要領を筆記して之を與へた。要するに其の問答は、宍戸のそれと大同小異にして、云はゞ稍々精粗の別あるに過ぎないから之を略し、單に最後の一節を掲ぐることにする。

防長紛擾
の根元如何

一 當春國內干戈紛擾に及候事如何之根元に候哉。備後助へ相尋候處、其節有司刻薄之處置より、差起候との事、相違無之候哉。

此の一間は木梨及び諸隊士が、待ち構へたところなれば、彼等は存分に其の抑塞せる心胸を吐露した。その概要は左の如し。

木梨等の
答辯

右有司刻薄より差起候事、相違無之候。乍併主人謹慎中、旁干戈を動し候事、不容易儀に候處、此儀に就て、頗る由ある事にて、中々一朝一夕の事に無之。元來癸丑(嘉永六年)已來、主人父子別て種々盡力周旋等仕、第一天朝へ之忠節、幕府

へ之信義、祖先へ之孝道を旨とし、終に攘夷の一事にも及、辱くも數道の勅諭、且監察使をも下し贈り、閩國殊更感憤罷在候處、不圖も一昨秋(文久三年)遽に京師堺町御門警衛被召上、何之御様子とも不相分候故、追々歎願等仕候内、去夏已來國許脱走之者不少、終に容易ならざる事件に立至り、主人父子殊更謹慎に罷在、國政向一切有司に相委ね置候處、奸吏其間に乘じ、偏に私怨を挟み、剩へ是迄被仰出候數道之勅諭、且監察使御下向等之次第をも、一切泡沫と取成候振舞實以上は天下之賊臣、下は國中之姦物にて、不得止干戈を以、雌雄を決候事に御座候然處、主人父子不一形心配を以て、夫々處置方仕り、鎮靜申付、今日に至候ては、右様之俗論相唱候者一人も無之候事、此れは俗論黨退治に付ての申分だ。

〔七二〕 國泰寺に於ける第二次の會見 (二)

二州憤嘆

木梨及び諸隊士の答辯は、尙ほ以下に續いてゐる。

主人父子一昨年(文久三年)來屢御譴責を蒙候に付ては、國中擧て悲泣血涕罷在候處、昨秋(元治元年)已來、別て外藩往來も不相成鬱塞之國情、可哀訴方も無之、冤罪いづれの日氷解可被仰付、著眼も無之、世上離間之風説を被開召、削封廢立杯之御大典を被爲擧度思召にて、遂に御再征之一件に及候ては、二州之慨嘆極于茲、生前主人之刻苦を傍觀する事、臣子之至情、不可勝次第に御座候處。

右は文久三年八月以來、防長二州に降りかゝりたる厄運に就て、滿腔の憤懣と、不平とを、吐露したるもの、辭婉にして意切。

不圖も此度御三方様(永井、戸川、松野)御下向にて、國老尙私共迄被召出、御直聞取可被仰付との御事、國中一統之満足、此事に奉存候、右に付三年來鬱塞之

裏情を訴ふ

情實可奉申上候間、何卒宜敷被聞召分萬一觸忌諱候儀も御座候はゞ、臣子切
迫之情實を以、御酌取奉願上候。

是れ三使に對して、其の衷情を訴ふる所以。

盡力泡沫
遺憾となるの

元來主人父子外夷之輕侮を憤懣し、乍微力天威挽回之御扶助仕度一片之心
事にて、積年刻苦、國土消滅を心に誓ひ候處之丹心至誠、只々徹底不仕而已な
らず、國賊朝敵之名を蒙候次第に立至り、折角皇國之御爲にと盡力仕候事、一
一泡沫と相成候は、致方も無御座候得共、却て蒼生塗炭之苦、眼前に相迫候事、
實に千載之遺憾にて、正邪曲直之分、後世之人如何可有之哉と、憂念至于此候
ては、臣子之至情煩悶止方無御座候。

而して更らに一步を進みて、其の根本を衝く、是れ所謂る戟を揮うて、敵の本營
に乗り込むもの。

統括者の
幕府欺騙

乍併是と申すも、畢竟功を嫉、名を忌む輩、甘言巧辭を以、奉欺幕府より差起候
儀にて、侵潤膚受之害より、市に有虎曾參殺人之御疑惑差起候事に可有之、世

上之風説杯、追々見聞仕候ては、切齒に不堪儀、數多中にも、柴田日向守様、於横
濱蘭人御應接之書面杯と歎に至候ては、何歟主人父子非望之企も有之様相
聞實に慨嘆不可言之次第、又幕府にても決して國內之情實を、外夷に被爲尋候
事無之儀に候、畢竟忌嫉人之造辭作説にて可有之、兎角離間策之甚敷候得ば、
國情篤と御熟考奉願上候。

所謂る一切を擧げて、功を嫉、名を忌む輩に歸したるは、聊か武斷に過ぎるもの
ありとするも、然も彼等は眞に斯く思惟したものであらう。

彼等の決
心

尤此度備後助並私共一統當地罷出候に付ては、國論に幕府之御疑惑、一朝一
夕之事にても無之、盡力苦心之次第、一圓不知召にても有之間敷、然るに更に
御憐愍も不被爲在、何も御嫌疑に相渡候事而已、此上如何程事理辯解に及候
共、御聞入は決して有之間敷、幾年相待候とも、御寛典杯は思も不寄儀に候得共、
後世之名分も有之、一應情實御達致候て可然と申次第、私共一統之見込にて
も、御氷解可被爲在とは、毛頭不奉考に付、居る者は、出る者を不待、出る者は還

るを不期決論に御座候得ば、此上は如何様とも退て御處置を待候外、他事無御座候。

此れは全く捨て臺詞だ。如何に彼等が滿腹の敵愾心を抑へんと欲して抑へ得ず、口を衝いて其の本音を吐き來りたるかは、紙外に看取するに難からずだ。

永井大に驚きし顔色にて、全く左様之次第にては無之、東西道路相隔、情實通兼候より兎角御疑惑にも相渡、御處置只様延引に及候故、今般此方とも當表態々罷越候次第にて、一統之申立巨細承り、何も氷解之上は、決して刻薄之御處置無之事に候。

此の一節は勿論、永井等に差出したる筆記中より删除したるものと知る可し。永井も定めて此の返答には、一驚を喫したであらう。

永井の驚

〔七三〕 自判書の文句修正

永井一書を示す

十一月晦日木梨彦右衛門、河瀬安四郎、井原小七郎、入江嘉傳次(野村靖之助)等と、永井主水正、戸川鉾三郎、松野孫八郎等との應答了りたる後、宍戸備後助は、木梨と共に進んで、永井等の前に至つた。永井は示すに左の一書を以てした。

大膳父子より昨年(元治元年)尾張前大納言殿へ差出候謝罪狀に申立候恐懼謹而御沙汰奉待候との旨、父子は勿論、長防二州士民一同、當節とても堅相守居との申立、令承知候。猶其段自判書を以可申立候。

十一月晦日

永井主水正
戸川鉾三郎
松野孫八郎

宍戸木梨不承知

宍戸、木梨は之を熟覽したが、容易に承諾の語を發しなかつた。永井が之を問ふ

に及んで、彼等は更らに反問するに、其の從來陳述したる防長二州士民の情實徹上するや否やを以てし、永井の之を諒承するを告るや、漸く之を受け、歸館の上、相會して評定したが、遂に其の達書の文面にては、直に其意義明瞭を缺くものありとして、翌十二月朔日、寺尾生十郎を招き、其の旨趣を筆記して之を示し、且つ其の意を永井に通せしめた。

京師暴動之儀に付ては、主人父子不存儀とは乍申、兼て之示方不行届にも相當、奉恐入候付、謹慎罷在候處、其後東西藩邸被相毀、官位御稱號等被召放との御沙汰も、尖に御請申上、尙巨魁三人嚴重申付、並參謀の者迄も處置仕、御詫之次第も相立候處、尾張督府始、主人父子無他之心事御洞察被爲在、御陣拂にも相成、然る上は父子は勿論、長防二州之士民一同、彌謹慎恭順を盡し、無間平常之御沙汰可被仰出と相待候得共、一年餘之今日に及び候迄、爲何御沙汰も無之加之種々御疑惑之件出來仕、迷惑に奉存候。

以上は此方から却て苦情を吐露し來つた。

平常の沙
法を望む

折柄幸此度大小監察御役方御下向にて、備後助をはじめ、隊中重立候もの迄、御垂問被爲在、長防情實逐一御聞取相成、御疑惑之件も御米釋被爲成候との御事、此にて屹度平常之御沙汰も可有之と奉、渴望候處。

申立願
の憂ひ

此の如く彼等は三使との會見に、少からざる望を屬してゐた。

昨日之御達書にては、昨年差出候謝罪狀に申立候恐懼謹で御沙汰奉待候との旨へ而已御著眼被爲在、其段改めて自判書面をも差出候様との御儀、萬一御役方に於て、右書面を兩國一統之者、主人父子へ御譴責之御沙汰を甘んじて奉待候主意と、御引受ども有之候ては、備後助を始め、隊中重立候者迄、精神を盡し、父子誠意二州情實、無腹藏申上候主意と致、齟齬、自然其邊を以て、二州之始末御斷案にとり至り候ては、領内紛擾は眼前に可有之、何分當御達書之旨、篤と取調候上ならでは、自判之書面差出候様難相成、甚痛案仕候事に御座候、萬一斯く曲解せられては、折角の誠意水泡に歸す、是れ憂慮に堪へざる所以だ、折角御尋之件へ當り、明瞭申上候と奉存候處、又々双方御意味違之儀ども出

來仕候ては、御役方に於ても、御聞糺之御所詮も不相立事に至り、奉恐入候間、此段御推察被成下、御達書之旨、御内々篤と御聞繕相願度奉存候。以上。

十二月朔日

長藩の使節等は、何れも抜目が無く、其の押す可き駄目を押し、其の質す可き要點を質した。

永井修正
案加筆

寺尾生十郎は、此の文書を、直ちに永井に致したが、永井は其の達書の修正案を加筆して寺尾に付した。其の修正は、

謹て御沙汰奉待との旨、於父子當節とても堅相守居、且長防二州士民情實とも、今般申立之趣、令承知候、猶……

と切紙に書いて、寺尾に與へた。同夕寺尾は植田乙次郎と與に、之を廣澤藤右衛門に傳へ、二日廣澤、小田村は前日の達書と共に、之を植田寺尾に致して、達書の改正を永井に請はしめたが、即夜寺尾來りて、改正の達書及び隊士三人に歸國を命ずるの書を傳へた。

改正達書

大膳父子より昨年尾張前大納言殿へ差出候謝罪狀に申出候恐懼謹而御沙汰奉待候との旨、於父子當節とても堅相守居、且長防二州士民情實共、今般申立之趣、令承知候、猶其段自判書面を以、可申立候。

十一月晦日

永井主水正
戸川鉾三郎
松野孫八郎

河瀬安四郎、井原小七郎、入江嘉傳次、三人之者、御用相濟候間、致歸國候様可達旨、宍戸備後助へ可被相達候。

十二月二日

永井主水正
戸川鉾三郎
松野孫八郎

第十三章 長州諸隊の強硬

【七四】 諸隊の國情陳述書 (一)

山口藩廳
の焦慮

山口政廳では、廣島に於ける會見の始末に就き、少なからざる焦慮をなし、山田
宇右衛門、前原彦太郎、國貞直人等は、干城隊附屬篠田某、田中某をして廣島に赴
かしめた。兩人は十二月三日廣島に著し、左記の山田、前原、國貞連名の書面を廣
澤藤右衛門に致した。

(前略) 過る二十日御應接後、如何相成候哉、固より大段落之外、細事は不及、御
報知候段は、最前定居候事に付、一向結局之御報知相待居候處、寄手追々浪華
出帆、既に過二十六日、藝州内へ著陣之風説も有之、然處其御地一御應接後、日
數も相立候得共、爲何御報知も無之に付、格別相變候儀は有之間敷存候得共、
一層深く相考候得者、御地にて甘言巧辭にて時日を移し候中、不意に襲來之

國情陳述
書提出

姦謀も難測、旁懸念之儀御座候に付、一應御地之近況承り度、態々飛脚差立申候間、御地之情實、篤と被仰聞可被下候。尤來る六日晚迄に、御報知無之候はゞ、七日よりは夫々受場爲致出張候間、急速此以飛脚御答可被下候。(下略)

此の如く山口政應では、故らに談判を遷延せしめ、其の時間を利用して、大兵を國境に進め、卒然、俄然來襲の姦謀ではなきかと疑ひ、此方でもそれぞれ準備を爲すから、急速に其の模様を知らせよとのことであつた。之を見ても如何に防長二州の敵愾心は、其の頂上に達しつゝ、あるかを知るに足る。十二月四日廣澤藤右衛門、松原音三は、寺尾生十郎を、其の旅館に招き、托するに木梨彦右衛門の答辯書、河瀬安四郎等の國情陳述書、宍戸、木梨の附書及び自判書を以てした。河瀬等の國情陳述書は、則ち左の如し。

國情陳述
書本文

國情之儀は、追々宍戸備後助より被聞召候儀、改めて申上とも御洞察は可被爲、在候得共、是迄之處情縷鬱塞、可哀訴手段も無之、號于天、哭于地、尙無止方、臣子之心事、切迫之場合悲泣血涕之餘、士民一統より、當藩に因り、嘆願書差出

候事に有之、此先如何様之紛擾に可及歟と、主人父子大に心痛罷在候次第に御座候。

先づ君臣上下一同悲痛の狀に就て訴ふ。

胸中開拓
の機

然處此度國老並私共被召出、親敷情實被聞召上、私共は素より、國中舉て難有仕合に奉存候。

漸く此處に召喚によりて、其の鬱胸を開拓するの好機を得た。

右に付是迄鬱塞之次第、荒増申上候間、萬一忌諱に觸候事件も御座候はゞ、臣子切迫之情實を以、御酌取被仰付候様、奉願上候。

勿論忌諱に觸れても構はない覺悟もて、此の陳情書は出來たもの。

所謂國
情

國情と申も主人父子多年之刻苦、具には難申盡御座候得共、先其一二を舉げて申候に、癸丑(嘉永六年)外夷之事起り候より、乍恐皇國之浮沈、興廢の御場合と相考、種々建言等仕、其後攘夷之御沙汰被仰出候よりは、別て主人父子晝夜の分ちも無之、刻苦勉勵、寢食をも不安、國土消滅を心に期し、偏に天勅を奉、幕

令に遵ひ、皇威挽回、夷狄掃攘之基本相立度、終に領内馬關争闘にも立至候處、辱くも監察使御下向、御褒賞被仰付、上下一同彌以感激盡力之折柄、不圖も去亥(文久三年)之秋、遽に堺町御門警衛御免被仰付、爲何御様子とも不奉存、何歟御疑惑より、右様之次第に立至り候歟と、追々歎願等仕候得共、更に御採用之御沙汰も無之。

長藩都合
よき申分

以上は單に長藩の立場から、彼等に取りて、都合善き申分のみを陳述したるものにして、固より他の角度から觀察すれば、必らずしも此の通りのみとは受取られざる事もあつたことは云ふ迄もない。されば若し幕府にして、長藩側の伏罪を認め、之を大抵のところにて打ち切りたらんには、幕府自身に取りても、極めて公平允當の地歩を占め、事端を糾紛せしめなかつたであらうが、惜しむ可し幕府其の止まる所に止まる能はなかつた。

【七五】 諸隊の國情陳述書 (二)

禁門の變
の辯

禁門の變に至りては、諸隊の熱心も、之を廻護するに窮せざるを得ず、仍りて左の如く陳述してゐる。

終に昨年(元治元年)に至り、憤激之餘、多人數上國へ馳集候由に付、主人父子不堪驚駭、右鎮靜之爲、家老之者差登候處、不處置之取計よりして、不容易儀立至り、官位御稱號等被召放、東西藩邸をも被相毀、遂に尾州公御下向被爲、在候程之御事に御座候處、右始末國中に於て、速に取調べ、魁首並參謀之者、悉く嚴科申付、父子に於ては、一切承知不仕段、御洞察之上、御陣拂に相成候事に有之。

長藩申譯
立たず

以上は極めて簡明に禁門事變より第一回征長の始末までを敘述す、一切承知不仕、杯とは、固より事實相違にして、鎮靜之爲、家老之者差登候處とあるも、是亦た事後に於ける申譯に過ぎない。何と申しても第一回の征長までは、長州側が如何様に申譯しても、其の申譯は相立つ可き筋は無い。要は只だ伏罪の一ある

のみ。然るに長州に於ては伏罪したから幕府は此上は此の問題を打ち切るの外、他に妙策は無かつたのだ。

再征望

其餘定て平常如故之御沙汰可有之、國中一統日夜渴望罷在候處、豈圖らんや、御再討との御事、何とも不落著之御次第、甚以奉_レ怨望居候。

此に至り攻守其處を殊にすることとなつた幕府側が餘りに調子に乗り過ぎた爲め、長州側に取りては、忽ち其の旗色を立て直すの好機を攫み來つた。怨望の二字、如何にも防長二州士民の心事を穿ち得て妙と云ふ可きだ。

然處今般國老並私ども被_レ召出、御疑惑之廉は、委細御尋被_レ爲_レ在、夫々御答申上候處、何も御明瞭被_レ聞召分、推て御詰責も不被_レ爲_レ在、定て御疑惑御氷解被_レ仰付候御事に可有_レ御座歟。

論勢一轉、永井等と國泰寺に於ける會見の件に入る。

在來の功績

左候上は、朝敵國賊、削封、廢立、坏、思も不寄儀、決て無之は勿論、乍恐是まで皇威扶助、夷狄掃攘之微忠をも、御酌取被_レ仰付、隨て皇國之名義、凜然相立、萬古不易

之御盛典、屹度被_レ爲_レ舉候はゞ、主人父子は素より、二州之士民、如何計り難_レ有奉_レ存、從來之鬱情も、一時に開散可_レ仕奉_レ存候。

此に至りて滿腔の壘塊を吐き來る、其氣虹の如し。されば永井が之を一覽して、朝敵以下二十一字を削除せしめたるも、強ち意外のことではあるまい。

不當の沙汰所望

縮る處主人父子多年之心事、偏に天勅を奉じ、幕令に遵ひ、天地神明に誓ひ、一片之誠意立貫き候て、却て不容易御疑惑を蒙り、國中一統不堪憂悶、臣子之分、片時之安堵も不得仕、殆一周之長きを經候次第、深く御諒察被_レ仰付候て、上は皇國之御爲、下は二州蒼生之ため、速に平常之御沙汰被_レ仰付候様奉_レ願上候、右申上候國情、猶御疑惑も被_レ爲_レ在候はば、斷然被_レ仰聞度奉_レ願上候、誠恐誠惶、頓首再拜。

丑十二月

河瀬安四郎

井原小七郎

入江嘉傳次

以上の陳述書は、諸隊の立場としては、如何にも情理を盡してゐる。固より其の主人父子を廻護するに於て、巧言曲辭を使用したるも、然も能く防長二州士民の心事を、簡明に言ひ盡してゐる。

突戸、木梨の添書

尙ほ突戸、木梨の連名にて、右の陳述書に就き、左の一書を添へて、永井等の手許まで差出した。

過る晦日（慶應元年十一月）於國泰寺、隊中重立候者共御尋之節、鬱塞之下情、縷申上度奉考候處、萬一も情實遺漏有之ては、いづれも殘懷奉存候故、爲念書面に相認、差出度申立候間、任其意書面差出させ申候間、宜敷御照覽被成下、何分之儀被仰聞被下候様、奉願候。以上。

十二月四日

突戸 備後 助

木梨 彦右衛門

此の如くして此の陳述書は提出せられた。

【七六】 第二會見以後の經緯 (一)

諸隊の總代も、愈よ歸國の命令を得た。

三人歸國を欲せず

河瀬安四郎はじめ三人、御用相濟、歸國可致との御達被仰下、奉畏、其段申聞せ候處、節角此度御用召にて、私共一同當表罷出候儀に付、此餘は何とか御模様振も可被爲、在に付、臣子切迫之至情、急速不忍引取段申立、無餘儀筋に候間、何卒御心入を以て今暫滞在、不苦様被聞召届度、奉願候。以上

十二月四日

突戸 備後 助

木梨 彦右衛門

此の如く諸隊の代表者は、永井等より歸國の命令を得たるに拘らず、尙ほ宍戸等の使命を了するまでは、此地に踏み止らんことを希望した。

自判書

自判書

大膳父子儀、去冬以來恐懼謹而御沙汰奉待候段、當節に至る迄、堅相守居、且長防二州士民一統、臣子之分無餘儀、情實共、今般巨細奉申上置候儀、決して相違無御座候處、孰も被聞届難有奉存候。然る上は、何分之御沙汰被成下候様、奉願上候以上。

十二月

宍戸備後助花押

木梨彦右衛門花押

此の自判書も、永井等の原案を修正して、宍戸等の意見を容れ、此の如き文句となりたる次第は、既記の通りだ（參照七二）。

陳述書文

十二月四日廣澤藤右衛門、松原音三は、二十日以降の廣島の状況を報ずる書を

句削除問題

作り、篠田、田中に齎らし、山口に還らしめた。五日寺尾生十郎は、廣澤の旅館を訪ひ、永井の命を傳へ、木梨彦右衛門答辯書の改訂及び河瀬安四郎の滯留を許可したることを告げ、且つ諸隊の國情陳述書中、朝敵、國賊、削封、廢立、杯思も不寄儀、決して無之は勿論の二十一字を削除するにあらずんば、之を領收する能はざる旨を以てした。然るに廣澤等は、此の二十一字は、我に在りては、最大關係ある文字なれば、熟考を要するとして、寺尾の明朝再訪せんことを請うた。翌六日寺尾の再び来るや、廣澤等は之に與ふるに左の覺書を以てし、此意を以て、永井等に説かんことを請うた。

廣澤等覺書提出

此度隊中より差出候書取之儀に付、被仰傳候次第、委曲拜承候。然處右之者共儀は、只今迄も無之、いづれへ成共可奉便御方被爲在候得ば、いか様手段を盡し候ても、衷情哀訴仕度とのみ兼々存居候よしに候處、此度厚く被爲思召分無腹藏申上候様、御懇切之被仰聞を奉承候ては、別て難有感激仕、流涕泣血之至情を以て、兼て内心相含罷在候儀、不殘吐露仕候次第にて、此度當表被召出

候に付ては、闔國士民一統、合議衆決、天地神明に相誓ひ、先年以來主人父子、至誠一貫、御奉公申上候心底より、闔國蒼生一統之情實迄も、以死徹上仕候様相願候心得にて、罷出候由に候得ば、全以彼等三人計り之心底にも任せ不申よしに御座候。尤も僻境頑固之風習、言語應對等には、別て相馴れ不申、朴實愚直之田舎兒に候得ば、萬一も言語文字之枝葉にて、奉觸忌諱候様之儀有之候ては、不相濟儀と奉存候に付、右書取にも、前以共段御斷申上、只々數百年臣子之分、切迫鬱塞之至情のみ御酌取被成下候様にと奉願置候儀にて、實以別段可奉哀訴、御方も無之、途方に相迷罷在候折柄、幸に此度御役々様方御下向、衷情をも委曲被聞召被下候との御深き御思召を難有奉體、朴實愚直之素懷、一年有餘之今日迄、蘊蓄罷在候次第を、無殘處一時に奉申上候儀に候得ば、乍、恐言語文字には鄙俗激切之處も可有之候得共、其筋を以、隊中は隊中丈之田舎漢と被思召分、何も言語を不飾、文字を不修、真率之儘申出候儀に付、何卒江海之御量を以て、御請込被成置被下度、右様候得ば、彼等兼々胸中磅礴相含罷在候

削除困難

鬱情も、先づ夫丈け之間散にも相成候筋にて、別て感激難有奉存候次第に御座候間、此段不惡被思召分被下候様、被仰入被下度、尤主人父子之誠意を體し、謹慎之次第は聊以申立之筋に相違も無之候得共、内心相含罷在候儀は、又右書取面に相違不仕、彼等心底にては、節角之御思召に奉對候ても、情實之儘不申上候ては、却て上を奉欺候筋にも相當り候事と、生來之頑固愚直にて、一途に思ひ詰居候由に御座候間、此段厚く被思召分被下候様奉願候。就ては兼々主人父子始家老中迄、心配罷在候次第をも、旁以御推察被下候様にと、不惡被仰入被下候様、相願候事。

此の如く文句の削除には、異議を申立て、匏迄原文通りにて、領收せんことを懇請した。

【七七】 第二會見以後の經緯 (二)

削除承諾

廣澤等は諸隊陳述書中の激烈なる文句削除に極力反對し、強めて原文の儘受納せんことを要めたれども(參照 七六)、十二月七日寺尾生十郎は、再び廣澤の旅館に來り、告ぐるに永井等固く前議を執りて、文辭を削定するに非ざれば領收せざるを以てした廣澤は再議す可きを以て之に答へ、寺尾歸去の後、朝敵以下の二十一字を削るも、事に於て害なしと爲し、午下永田權介の來るを以て、之に托して永井等に致した。八日立野一郎來りて曰く、昨夜寺尾生十郎、永井の旅館に至り、自判書を致せしに、今朝永井より書中の字句一二の更改を照會し來りたりと、其事殆んど數文字の位置を轉換するの要求に過ぎざれば、相議して之を諾するに決し、翌九日寺尾生十郎の來るに托して改案の自判書を致した。其文は左の如し。

改案自判書

大膳父子儀、去冬已來恐懼謹而御沙汰奉待候段、當節に至る迄、堅相守居、且長

防二州士民一統、臣子之分無餘儀、情實共、今般巨細奉申上置候儀、孰も被聞召届、難有奉存候。右は決して相違無御座候。然る上は何分の御沙汰早々被成下候様、奉願上候。以上。

十二月

宍戸備後助花押

木梨彦右衛門花押

此に於て應接は終了し、十一日寺尾は廣澤の旅宿に來り、宍戸、木梨兩人に、永井等の命を傳へ、一旦歸國す可く、他日命あらば、再び來る可き旨を告げた。

問答圓滑

惟ふに長藩側でも、此の會見に於ては、頗る大事を取り、特に主として廣澤、藤右衛門が、其の内議の中心人物として、遺算なきを勧めた。而して幕府側でも、永井は元來解事漢にて、其の問答も、自から圓滑に進行し、何等双方から喧嘩腰にて、舌戦を交ゆるが如き不體裁は無かつた。

新撰組士

十一日の夜、永井の家臣と稱する新撰組の壯士近藤内藏助、武田觀柳齋、伊藤甲

第十三章 七七 第二會見以後の經緯 (二)

絶の入國謝

子太郎は、又た廣澤を訪ひ、歸國の際同行して防長二州の形勢を視察せんことを要めたが、廣澤は閩國の人心、幕府が兵を廣島に進めんとするを見て、疑惑甚しきを理由として之を謝絶した。十五日近藤等は、植田、寺尾の書を持して、岩國の國境に至り、何分の應接を求めたが、岩國も亦た之を辭したから、今は餘儀なく歸途に就いた。内藏助は即ち近藤勇である。

山口政應警戒

話頭一轉、山口政應に於ては、廣島に於ける應接は、頗る寛大であるに拘らず、幕府は漸次大兵を繰り出し、境上に迫らんとするの勢あるを見て、此れは我が人心を惰らしめ、其虚に乗じて、脱兎の如く攻め入らんとするの詭策なる可しと猜定し、頗る警戒する所あつた。乃ち十二月八日、山田宇右衛門、前原彦太郎、國貞直人は、書を廣澤、松原に寄せ、二人及び諸隊士を促して、歸國せしめんとした。

廣澤等の歸國を促す

(前略)去月晦日應接振りも、都合二十日同様之事にて、格別相變候儀も無之、永井杯は、矢張表に温言巧辭を以て、右手相候得共、素より引當には不相成、彦根其外歩兵等も、追々著藝之様子にては、言語と形跡は、雲泥之相違致居候由、全

諸隊歸還催促

以我士氣之怠惰を生せしめ、突然亂入之姦計と推察仕り、今更不虞之襲來を受候ては、天下に對し、面目も無之事に付、夫々敵衝之手配り等も相成、出張被仰付候向も有之、只管決戰之心得に罷在候折柄、一人にても御用相濟次第、歸國有之候様と奉存候。

如何にも尤なる申分だ、山口政應實に其人ありと云ふ可き歟。

殊に諸隊之儀は、晦日應接上にて、尋問相濟、最早引取候ても可然との事に候得者、河瀬杯之存寄も有之、今以滯藝致居候由に候得共、遊擊隊中にては、暫時頭領を失ひ候體にて、種々難澁之廉も有之、乍去彦太郎儀も、只今御多務之御中に付、兵端相開候迄は、容易に出張と申譯にも參り兼、旁差湊之儀、不少候間、格別於御地御不都合も無之候はゞ、諸隊之者は引取り候様有之度、就中安四郎(河瀬)丈は、一日も早く歸國仕候様、可被仰付との御事に付、此段被仰授、急速出足仕候様、御配慮可被下候。(下略)

此の如く山口政應に於ては、彼等の歸國を促がした要するに彼等は到底口舌

にて此局を了するは、不可能であることを認定したるが爲めであらう。

〔七八〕 兩使依然廣島に滞在す

兩使滞在の要

山口政廳から前記の如く〔參照 七七〕歸國を促がし來つたが、少くとも宍戸備後助、木梨彦右衛門だけは、廣島に滞在する必要ありとして其旨を答へた。

〔前略〕寺尾生十郎罷越、今日〔十二月十一日〕永井殿罷出候處、御用相濟候間歸國いたし、猶御沙汰有之節は、早々罷出候様、備後助彦右衛門へ可被相達との大、小監察三人より違書持參に付、請取之、生十郎引取後、一統集會評議仕候處、縮る處兩大夫より自判書差出候儀にも有之事に付、此餘何分の御沙汰被仰出候迄、於當境差控罷居可申との願書、並に閩國士民一統、何分の御沙汰奉待居、是迄之處へ引取候ては如何にも彼もの共へ對し候ても不相濟、且何分御沙

汰無之内引取候ては、當今國境へ諸兵出張も被仰付中に付、御手切にても可有之哉と疑惑せしめ、奉恐入候儀出來仕候ては、折角之思召筋も徹底不致との書取相添へ、差出可申含にて、明朝其運可仕奉存候、可相成は備後助彦右衛門にて往形相濟候様有之度、一應引取、又々罷出候と申も、彼是面倒可有之との一決に御座候。就ては彌右之次第聞届相濟候得ば、素太郎〔小田村〕、又太郎〔赤川〕並其中附添居滞、音三〔松原〕藤右衛門〔廣澤〕共事は、右一件明朝操込、様子相分り候上は、明後日にても發途、徳次郎〔國重〕事は、是迄の賄共外諸拂並跡々仕詰相付け置、引取可然哉とに一決仕居申候。諸隊之者は、彌明朝出足之筈に御座候。〔下略〕

此の如く十二月十一日付にて、廣澤、松原の連名にて、山口政廳の代表者山田、前原、國貞へ廻答した。

河瀬等歸國

而して諸隊の代表者河瀬等は、十二月十二日愈よ廣島を發して、歸國の途に上つた。宍戸、木梨は幕議の決定を聞かざれば、去らざるの意を決し、同日廣澤は寺

尾を其の旅館に招き、兩使に代りて、河瀬等の歸國、及び兩使の滞在を告ぐるの書を托した。

河瀬安四郎はじめ三人之者、暫滞在之儀、先日被聞召届置、難有奉存候、然處彼者共より差出候書取、並私ども自判書面等いづれも御請込被成下、就ては此餘何分之御沙汰可被爲在に付、國元罷歸り、御様子奉待度申出候付、先日被仰達候通、今十二日爰元發足歸國爲仕候間、此段御聞届被成下候様、奉願上候。以上。

十二月十二日

兵 戸 備 後 助

木 梨 彦 右 衛 門

何分の沙汰要望

私共儀御用相濟候に付、歸國仕、御沙汰有之節は、早々罷出候様、被仰達奉承知候。然處今般自判書をも差出置候儀に付、此餘何分之御沙汰、於爰元奉待度奉存候間、御差障無之候は、此段被聞召届被下度奉願候。以上。

十二月十三日

兵 戸 備 後 助

木 梨 彦 右 衛 門

攻守勢を異にす

彼等の中々押が強い。歸國の允可を得た上は、脚の塵を掃うて、匆匆發途す可きだが、却て何分の返答を聞くまでは動かないと、居据つた。此に於て、攻守其勢を殊にするに至つたとも云ふ可きだ。尙ほ其の理由書は左の如し。

其理由書

添演說

此度私共儀、一應歸國仕候様被仰達候に付ては、素より早速引取、謹で御沙汰奉待候筈に候得共、長防二州士民一統情實之儀は、追々被聞召候通、去臘(元治元年)尾張總督府御陣拂後は、大膳父子積年之誠意、闔國士民之情實とも明瞭徹上仕候儀と相考、無間平常之御沙汰も可被爲在歟と奉渴望候處、一年餘之今日迄、謹慎罷在、長引候中には、種々御疑惑之件も出來、至今日候ては、士民情實切迫鬱塞之場合に相成、於國元は鎮撫方にも苦慮仕り居候。就ては私共當

度之御用相濟候節は、屹度平常之御沙汰振をも奉伺候て、歸國可仕事と、一統奉存居候處、此節四境御攻口共外御出張等は、日々被相増候折柄、此儘引取候ては、閩國の氣力も如何可有之哉、一統恐懼罷在候次第、一朝一夕に無之候得ば、私ども口舌上に容易に説諭も行届兼、萬一大膳父子積年誠意にも無之儀出來、去冬以來恭順之旨趣、貫徹不仕様相成候ては、奉恐入候次第と、彌以痛案罷在候、依之無據別紙御願申上候、今暫當地滞在、御沙汰奉待度に付、此段被思召分、何卒此餘御沙汰早々被仰出被下候様、奉願上候以上。

十二月十二日

宍戸 備後助

木梨彦 右衛門

此の如く彼等兩人は、永井より歸國して後命を俟つ可しとの沙汰にも拘らず、所謂る返答の居催促と云ふ意味にて、依然廣島に滞在することとなつた。

【七九】 廣島談判と天下の趨勢

水井達書

十二月十三日(慶應元年)寺尾生十郎は、廣澤藤右衛門の旅館を訪ひ、永井が悉く前日の書類(參照七八)を領收せし旨を告げ、左の達書を傳へた。

宍戸、木梨兩人今暫滞在致度趣、兩監察共申談、書面之趣承届置候間、其段兩人へ御口達可然頼入候以上。

十三日

主 水 正

生 十 郎 様

廣澤松原
歸國

此に於て宍戸、木梨兩人は、愈よ廣島に滞在することとなり、小田村素太郎、赤川又太郎兩人も亦た使節と與に滞在することとなり、廣澤、松原兩人は歸國するに決し、十四日廣島を發し、歸途に就いた、而して同月十六日、永井主水正も亦た廣島を發して、大阪に還つた、此の如くして此の一件は、一先づ段落を告げた。